

會社より地主に地價を支拂ふべし而して該會社の地所は總て地稅を免し該會社一手に經理して各種の家屋を建造し並に電信線を設け自ら經理して専ら鐵道の用に供するを准す礦苗開採の場所に付ては別に辦法を定むるを除くの外總て該會社の收入即ち乗客及貨物の轉運より得る所の料金を並に電報の收入は總て一切の税金金を免す

第七條 該會社が鐵道を建造修理する爲め要する物件は各種の税金金を免す

第八條 露國海陸軍隊及軍機の國境を通過せんとする時は該會社は直ちに運送するの責に任し運轉の沿途暫く停車を必要とするを除くの外他の事故に托して張りに中途に逗留するを得ず

第九條 外國の乗客にして此鐵道を通過し中途に於て内地に入るものは必らず清國の護照を所持すべし若し清國の護照を所持せざれば責を該會社に歸して一概に内地に入ることを准さず

第十條 貨物及手荷物にして露國より此鐵道を経て露國境内に入る者は一切の税金金を免す但し此種の貨物は手廻荷物を除くの外總て別に車輪に積載すべし清國の區界に入る時は其の地の稅關に於て之を固封し國境を出る時に至り稅關に於て封印を檢査し毫も開封の状態なければ通過せしむ若し途中に於て開封したることを發見せば該貨物を沒收すべし又露國より此鐵道を経て清國に運送し或は清國より此鐵道を経て露國に運送する貨物は各國通商の稅則に照らし區別して輸出入の區

正稅を納附すべし尤も此稅は之を稅則新定の額に比し三分の一を減して納附し若し内地に運送するときは通過稅を納むべし即ち納附せし正稅の半に當る通過稅を完納したる後は各處通關の際重て徵收せず若し此通過稅を納めざれば稅關に於て税金を納め釐金局に於て釐金を納むべし清國は此鐵道の交界の兩地點に於て夫々稅關を設くべし

第十一條 乗客の車賃貨物の運賃及貨物を揚卸する料金は該會社に於て之を定む但し清國の公用文書類は該會社に於て當然運送すべきものとして料金を給せず清國の海陸軍隊及一切の軍械に付ては該會社に運賃半額を收納することを准す

第十二條 該會社の鐵道落成し運轉開始の日より八十年以内は鐵道より得る所の總ての利益は該會社の專得に歸し若し損失あるときは該會社自ら填補すべく清國政府は之が保障を爲さず八十年の期限満るの日より鐵道及鐵道一切の財産は代金を支拂ふを要せずして清國の所有に歸す又運轉開始の日より三十六年の後は清國政府に於て代金を支拂ひて收回するの權あり即ち使用せし所の資本並に此鐵道の爲め負ふ所の債務及利息を計算して其の額の通り會社に償還すべし會社に於て得たる利益は各株に配當したる上尙ほ剩餘あらば已に清國の所得に歸したるものとし收回する代金の内より控除すべし清國政府は該代金を露國政府の銀行に預けたる後此鐵道を收管すべし鐵道落成し運轉を開始したる日に於て該會社は清國政府の庫平銀五百萬兩を還納すべし

按するに本條中代金の支拂を收回する一節は將來解釋に異同あるを恐れ再び該總辦に商議して別に證據とすべき書翰を作り條約の後に附し以て信守を期す

* B 日清戦後列強の請求甚しきに當り光緒皇帝は憤慨措く能はず、國威の發揚は守舊派を廢して所謂變法自彊の非常手段を取るより外なしと決心し先づ股肱たるの臣を選ばんと密かに機を窺はれたり此時に當つて西樵山に康有爲なるものあり廣東にて學堂を開き子弟を訓育しつゝありしか日清戦争の後事を擧ぐるの機の近けるを覺知し北京に來り張之洞、袁世凱を説き強學會を組織し祖宗の大法を革め弱を變じて強と爲すに在りどの主義綱領なりしかば宮中頑固派の擯斥殊に甚しかりしにも屈せず或は保國會を建て改革の急を説き機を見るに敏なる康有爲は幾回か書を光緒帝に奉りたるも中途にて奪取せられたるが或時光緒帝の寵姫陳妃は密かに之を光緒帝に取次ぎたれば一讀康の人物なるを受敬し破格の召見を許されたり、之れ年少氣銳の光緒帝が客氣に逸る康有爲と相握手して遂に一敗地に塗れ再び起つ能はざるに至りたる所由なり光緒帝は密かに康と氣脈を通じ六部九卿衙門を廢止し代ふるに十二局を置かんとの突飛なる改革に着手したりしかば西太后を中心とせる守舊派は狼狽して事の非なるを西太后に奏上すれども流石は先見の明かなる西太后群少の盲動に睡がす微笑して之を叱し後の股肱榮祿は空嘯いて天下をして共に罪惡の貫盈たらしめよと放言し時の至るを待てり、然も幸か不幸か戊戌の改革に對する怨嗟の聲は漸く天下に滿ちたり、假令中央及び地方に於て西太后の專横に對し之を懼はぬ者ありとは云へ改

革餘りに急激にして官職を失ひ糊口に窮する者幾千人なるを知らず盛んに改革派排斥の上書を爲して頑固黨を煽動せるより西太后及榮祿は互に怡笑し改革派打破の第一着手として光緒帝の廢立を企てたり即ち西太后は時の直隸總督榮祿に意を含めて十日天津閱兵を口實として行幸を勧めたるも改革派之を探知し皇帝の行幸を諫止して天津閱兵は遂に沙汰止みとなれり、爾來西太后の壓迫は暗々の裡に加はり始めれば彼等の煩悶は次第に強くなり北京朝廷の暗流は凄まじき光景となれり時に改革派の大打撃となりたるは老獪なる袁世凱の裏切にて譚嗣同の手を経て西太后に通じ破格の拔擢に依り侍耶を授け、辭令に巧みなる西太后は特に優渥なる諭旨を賜へたり、是れ袁が知遇に感じて太后の爲めには水火を辭せざる底の發憤を爲さしめたる原因なり

改革派が日夜肝膽を碎いて袁の兵力に依り榮祿を抑へんとせしも水泡に歸し終り、偶々天津に在りたる直隸總督榮祿は北京政府に打電して、英露既に浦鹽斯德に於て開戦し現に各國兵船既に數十隻塘沽にあり、請ふ速かに袁世凱を遣はし天津に回りに防がしめよ、と事頗る急なるが如きも之れ榮祿の詭計にて開戦と聞きて震駭せる北京政府は倉皇袁世凱を天津に歸したり、改革派は正に頑固派の術中に陥れる者にて、其翌日突如西太后は訓政の上諭を發し又變法派逮捕の令を下し改革派は驚駭惑亂せるに當り西太后は上諭を發し皇帝の病重し天下の名醫を召すと傳へられたり之れ皆病に托して廢立を謀る深慮に外ならず、一方變法派逮捕の令は改革派の所謂六烈士たる康廣

仁、楊深秀、楊脫、林旭、劉光、譚嗣同等は八月十三日市に於て斬に處せられ戊戌の改革は遂に烈士の鮮血を以て終れり(報知所報)

*C(米國の態度)米國々務卿ヘイは清國駐劄の米國使臣に命じ清國に於て勢力範圍を主張することは各國より大略左の如き誓言を求めしめたり、(一)他國の所謂利益範圍若くは租借地に既有せる利益若くは條約港に干渉せざること、(二)清國管轄の下に清國條約關稅(自由港の持合を除く)を遵守すること、換言すれば最惠國約款の諸國は凡て平等の待遇を受けしむること、(三)諸國は波止場稅汽車賃に關し平等の待遇を受くること、千九百年三月二十日に至り英獨佛伊露日等の關係列國より満足なる回答を寄せ來りしを以てヘイは即ち商議に預りたる各國の承諾なりと看做すと宣言せり、千八百九十九年九月二十二日英國駐劄米國公使チョートはサリスベリーに致せる通牒中に極東の通商貿易維持に就て英米兩國の利益は單に度合の差異こそあれ全然性質の一致せる旨を切言し且つ大統領は英國の正式に宣言せる政策及將來の所信と其軌を一にする政策を取らんことを望める由を述べたり、大統領は英國が清國に獲たる特權を以て商業上の敵手排斥の用に供せざるは英國確定の政策宿望にして又清國の英國に貿易の自由を許容するは同様に世界各國に對して貿易の自由を許容する所以なりと思惟す、英國女皇陛下の政府は露國並に獨逸との正式條約により清國に於て露獨が特殊の權利特權就中鐵道鑛山に關する權利特權を享有するを得る勢力範圍又は利益範圍の所有を認められたると同時に世に所謂門戶開放を維持し以て是等範圍内に在りて英國商

業航海に平等の待遇を得せしめんことを努められたり、門戶開放主義の維持は實に英米兩國民の切望せる所にして之れを以て現今の状態を改善し、清國市場に有せる英米人の地歩の維持及將來の發展を得せしめる唯一の保障となせり。千九百年七月三日の擾亂により時局危機に陥れる際ヘイは更に列國に第二回の回狀を發して曰く從來と等しく大統領の目的は列國と其擧を一にして第一北京との通路を開き米國官吏宣教師其他危難に瀕せる米國人を救助し第二に清國全土に於ける米國人の生命財産に及ぶ限りの助力を與へ、第三に總て正當なる米國の利權を保護し擾亂の清國領域に蔓延することを防ぎ又斯る擾亂の再演を止むるの策を講ずるに在り、勿論今日第四の目的を達すべき途を講ずるが如きは未だ早計に屬すべしと雖合衆國政府の方針は清國永遠の平和安寧を確立し、清國の領土上及行政上の完全を支持し、條約又は國際法に基き友邦諸國に許容せられたる權利を保證し、萬國に對して清國全領土の通商不偏平等主義を確保するに足る解決を求むるに在りと、此の第二回回狀は之れに接したる列國の深厚なる賛同を得たり、其清國の秩序を再興し對外關係の圓滑を恢復したる上に多大の効果ありしは蓋し疑ふべからざるなり。

第三編 最近に於ける極東全政

局の原因……近因

第一章 日露戦役及其經過

第一節 戦争の原因

其一 北清事變後に於ける清國と列強との關係

日清戦役の結果は三國干涉日本の遼東還附を以て終り、其張本たる露國の措施に對する日本の憤怨は二者の感情を衝動しつゝありしが、其直接の交渉は韓國に於て起伏しつゝ、一方には獨の膠州灣占奪に踵ぎ、露の旅大租借を生じ、英の威海衛占領となり、清國に於ける列強の勢力競争は萬波起伏の状態となり、北清動亂に於ける露國の態度は、更に清露の接近を來し、露國は此機に乗じて滿州を占領し、英獨協商の滿州を除外したる結果、露國益々其欲望を逞ふするに至れり。極東總督アレ

列國の疑懼を緩和せんがための露國の圖章

*A

キシーフは奉天に在て増祺將軍に、露京にありてはラムスドルフ外相は清國公使楊儒に、北京に在てはレッツサー公使は李鴻章に、尙ほ李鴻章の後に慶親王に、又は慶王兩大臣に要請し、滿州經營の希望を達せんことを努めつゝありたり。

露國政府は列國の疑懼を緩和せんが爲め、千九百年八月二十八日を以て列國に回章を發し、『露國の軍事的滿州占領は其性質全く一時的にして偏に清國暴徒の横行鎮壓の必要に出でたるものなり、我帝國政府は利益する所あらんとするが如き念慮は一切眼中に置くものに非らず』と辨疏せり、尙ほ滿州にして平穩に復し、鐵道保護の方法講せらるゝに至らば露國は他國が防害を加へざる限り、清國の領土より軍隊を引上ぐるに躊躇せざるべき旨を聲言せり、之れど類似の證言は相踵て露國政府の有數なる當局者に依りて傳へられたり。

而かも露國は斯る證言を爲しつゝ、依然として滿州占領を繼續せり、加之北京より引揚げし軍隊を滿州に送り、且つ強大なる艦隊を應援の爲め、極東に急派せしめ、滿州鐵道の護衛と稱し一萬二千人の鐵道守備隊を設け、千九百年九月アレキシーフ將軍の代理と奉天將軍増祺との間に所謂アレキシーフ増祺條約と稱するもの締

結せられ、左の條件の下に滿州の南部の民政を回復せむことを約したり。

一、同地に在る清國兵の武装を解除し之を解散し兵器彈藥は悉く露國兵に引渡すこと。

二、露軍の守備せざる城塞及一切の防禦工事の武装を撤去すること。

三、目下露軍の占領せる牛莊及其他の個所は露國政府に於て該地方の秩序全く回復したりと認むるに至らば直に清國官憲に返還すべし。

四、清國の地方警察は奉天將軍の指揮を承け、法律秩序の維持に任ずべし。

應急の要あるときは、奉天將軍は奉天駐在の露國行政事務官に請ひて露軍の援助を求むべし。

と、此條約は露京北京の何れに於ても批准せられずして止みしと雖、千九百一一年ロンドンタイムス紙上に掲げられたる該條約の内容は、大に外交界の耳目を聳動し、更に露國が該條約の批准を清國に逼りつゝありとの報傳はるや、日米英獨の諸國は一齊に強硬なる抗議を清國に提出せり。

二月六日列強の抗議未だ北京政府に達せざるに先ちラムスドルフは露京駐在の

英國大使チャールレス・ソコッドに時局を説明して曰く「露國は南滿州の鎮撫一時占領の任に當り、其軍事當局者に命じ、國境附近の動亂再發を豫防し、又國境より旅順に至る鐵道を保護するの目的を以て、露清兩國の官廳が、南滿州に併在する間、効力を有すべき假規約を清國地方官廳と締結せしめたるは事實なるも、露國が清國と條約を結びて、南滿州に新利權を獲得し、又同地を軍事上の保護領と爲せりと云ふが如きは全く根據なき流説なり、右假規約中二三の細項を聖彼得堡にて審議したるとは之れありと雖、清國政府と滿州に關する條約を締結せしとは斷じて之れなし」と。尙ほ最後に英國大使に對し露帝は事情の許す限り、遲滞なく滿州全部を清國に回復すべしとの宣言に背き給ふの意なしと證言し、最後に左の數語を加へたり「露國政府は滿州撤兵を終了するの曉には、今回の國境擾亂及鐵道破壞の如き事件の再發を慮り、清國中央政府に有力なる保證を求むべし、然れども此保證として土地割讓を要求し、或は滿州を事實上の保護領とするの意なし、唯清國をして今回の擾亂に際し、清國が履行し能はざりし條約の條項を將來に於て必ず遵行せしむれば足れり。」と。

露國更に清
國に迫ると
ころあり

滿州還付條
約

此の證言ありて未だ數週ならざるに、露國政府は其意に滿つる所の有力なる保證を與へんことを清國に逼りつゝありとの報傳はり、二月二十八日、(一九〇〇年)ロンドン、イムスはラムスドルフと露都駐在清國公使楊儒との間に結ばれたる所謂ラムスドルフ楊儒條約の大要を發表したり、該條約の條項として傳へられし處に據れば、露帝は左の條件の下に滿州の全部返還を約したり。

一、滿州鐵道條約に依りて設けられたる鐵道守備の一隊は、秩序回復し、且つ清國が本條約中最後の四箇條項に規定せる責任を遂行するに至るまで之を存すべし。

二、清國は滿州鐵道竣功を告げ開通するに至る迄、軍隊を編成せざることを、右の時機到來し、軍隊を編成するときは其人員は露國と協議の上之れを定むべし。

三、滿州に兵器彈藥を輸入することを禁ず。

四、奉天諸將軍及清國高官中露清間の交誼を害ふの行動を爲し、爲めに露國の忌諱に觸れたるものは其職を免すること。

五、清國は滿州内地に歩騎の憲兵を置くことを得、但し其人員は露國と協議の上

之れを定む。

六、支那北部諸省の陸海軍を訓練する爲、他國人を雇備するを得ず。

七、清國は露國の承諾を経ずして、他國に露國邊境の地に於ける、鐵道鑛山其他の特權を與へざること、清國も露國の同意を得ずして是等の地方に鐵道を布設せざること。

八、牛莊を除き滿州の地は一切他國人に貸與せざること。

最後の四箇條には北清事件中露國が鐵道其他の損害の賠償支拂に關する規約にして、特權の讓與を以て賠償の全部又は一部に充つることを得とせり。

清國皇帝は自國單獨にて毅然として其地歩を固持し、以て露國の不興を買ふの不可能なる旨を列國に訴へ、日英は直に起て清國が特に露西亞一國と條約を結ぶの非を鳴らし、其列國聯合の主旨に悖ること、並に或一國との條約締結は清國の列國全體に對する責任履行の能力を減殺する所以なることを切言したり、是に於て清國は露國が條件を輕減したるに拘はらず條約の調印を肯せず、千九百一年四月六日露國は公式を以て「一方には外國諸新聞の露清間の新條約締結を憶測し、種々悲

語流説を逞うするあり、又一方には滿州回復に關する露清間條約締結の端緒に對し清國に障害を加ふるものあり、露國は到底其計畫せる如く、滿州の遞次撤兵を近々に開始すること能はず」と宣言し、清國との交渉は此處に放棄せられたり。尙宣言して曰く、清國の滿州全部回復の問題に關しては、清帝國內の形勢が舊に復し、且つ北京に昨年如き擾亂を再發せしめざることを、露國に誓ふるに足る丈の實力ある中央政府の確立するを見るまでは、到底解決の見込なし、故に廣大なる露國邊境の秩序を保護せんが爲め、滿州に設定したる現時の状態を繼續し、同時に誠實に露國が屢宣言したる計畫を守り、向後の時局發展を俟つべしと。幾許ならずして露國は又もや新要求を清國に提出したり、千九百一一年九月列國が清國と最後の議定書に調印するや、露國は再び滿州問題の解決に關し、單獨に清國と交渉するの自由を有すとなし、北京駐劄露國公使レツサーは十月初旬既に撤兵條約を整へたり、千九百一一年十二月慶親王が露國の提案を北京駐劄米國公使に示したる大要は即ち

- 一、露國は將來騷擾の再發なく、又第三國の妨害なきときは、三ヶ年以内に滿州より撤兵せんことを約す。

慶親王露國の提案を米國公使に内示す

- 二、清國は千八百九十九年四月の露清銀行との協約を守ることを。

- 三、清國は滿州に於ける鐵道及露西亞臣民の保護に努むること、此の目的を以て清國は東清鐵道會社の管轄以外の地に、歩兵騎兵を配置することを得、但し其人員は露國と協議の上之を定むべし、且つ砲兵及外國の軍隊を使用することを得ず。

- 四、露國の同意を得ずして露國人以外の外國人に南滿州内に橋梁を架し、鐵道を布くの權利を與ふることを得ず。

以上の提案に加ふるに、露國は千九百二年一月清國に逼り、總て滿州の産業發展は清國自ら之を計るべきことを規約せる露清銀行提出の協約に調印せんことを求めたり、而して財政上の補助を要する場合には、必ず先づ露清銀行に申込むべく、該銀行にて引受けざるとき、始めて他國人に計るべしと要求したり、茲に於て日英米の三國は、露國の此要求に抗議したり。

米國國務卿ヘイは千九百二年二月露清兩國政府に指摘するにラムズドルフが嘗支那全部に門戸開放主義の實施を保證したる事實を以てし、且つ曰く、苟も清國が

米國國務卿の提言

特殊の組合會社に礦山採掘權鐵道布設權其他產業上より滿州を開發する特權を與ふるが如きは、我合衆國政府の大に遺憾とする所なり、斯る行爲は獨占に偏し、明かに清國が列國と締結せる條約に違反せるものにして、合衆國臣民の權利を侵害すること大なりと謂はざるべからずと。

ラムスドルフは此覺書に答ふるに、完全なる獨立二國の間に行はるゝ交渉は、敢て第三國の同意を俟つの要なき旨を以てし、『吾人は素より露西亞帝國の解釋に依る門戶開放主義に反對するの意なく、又從來採り來りし露國が門戶開放主義の政策を變更するを欲せず、彼の露清銀行が清國に於て特權を取得したるも、其の特權に關する諸條約は全く私人的性質のものにして、從來他の外國會社の結びたる規約と毫も異なる所なし、我等は彼の獨立國家が其自由に處分することを得る利益を他に讓與するの權利を否認すること能はず、加之露清銀行の要求は、他國會社が編成せしものと何等の差異あるを見ず、斯る事情の下にありて、露國政府が自國臣民の會社に、他國政府が其の臣民の會社組合に與ふると同等の保護を與へざるが如きは、殆んど不可能の事なりと思惟す』と揚言したり。返牒の語氣此の如く頗る壯な

りしと雖、露國は遂に清國に逼りて自國の提案に調印せしむるの念を斷ちたるが如し、是れ清國が日英米の抗議に憑り調印の要求を斥けしに依れり、加之今や清國却て積極の態度を採り、露國に向ひ反對要求を提出し、露國は直ちに之を納れたり、斯く如く俄然として局面の一變せしは、蓋し千九百二年一月三十日倫敦にて調印せられ、尋て二月十二日英國議會及東京に於て發表せられたる、日英同盟の成立に基かずんば、あらず、此の條約たる攻守同盟の性質を有し、日英をして相携へて露清に衝ること益固きに至らしめし重大なるものなればなり。其條約に曰く

大貌利顛國政府並に日本國政府は、偏に極東の現状及極東一般の平和を維持せんと欲し、特に清韓兩帝國の獨立と領土保全とを支持すると共に、是等兩國に萬國の商工業に對する機會均等主義を確保せんことを切望し、左の如く盟約す、
第一條 締盟兩國は互に清韓二國の獨立を承認せるを以て、右二國に於ける高壓的形勢に制せられざることを宣言す、然れども兩國は特殊の利益、即ち大貌利顛國は重に清國に關連して特殊の利益を有し、日本は清國に於ける既得の利益に加ふるに韓國に商工業の利益を有するが故に、各締盟國は若し第三國の

侵略手段又は清國若しくは韓國内の擾亂發生の爲に、是等の利益を脅迫せられ、延ひて締盟國臣民の身命財産の保護上、其干渉の必要を生ずるに至らば、是等の利益を保護せんが爲め、適當なる方法を講じ得るの權利を認む。

第二條 大貌利顛國若しくは日本にして上述せる各自の利益を保護する爲め、第三國と戦端を開くに至らば、締盟國の一方は嚴正中立を守り、他の第三國が同盟國の敵國と結合するを阻止するに力むべし。

第三條 上述の場合に、一國又は數國の第三國が同盟國に對して挑戦するとき、は締盟國の他方は其の同盟國を助けて、戦争を俱にし、且つ双方協議して和約の衝に當るべし。

第四條 締盟兩國は孰れも他の一方に計らずして、他國と上述利益の妨害となるべき別種の條約を結ばざることを約す。

第五條 大貌利顛國若しくは日本が、上述の利益危機に瀕せりと思惟せば、俱に詳細卒直なる商議を遂ぐべし。

締盟兩國の孰れも、上述せる五ヶ年の期間満了の十二ヶ月前に、該條約を解除す

る旨を申出でざるときは、解除すべき期日より更に一年間効力を有す、然れども期間満了の期日として、確定せられたる期日の到來するも、締盟國の一方が、戦争に従事せるときは、該同盟は和局完結するまで、事實上其の効力を持續す。

此の同盟發表の日と同日に、ランスダウンは東京駐在の英國公使クロードマクドナルドに向ひ「惟ふに今回の同盟は、極東に於ける過去二年間の形勢より生じたる結果にして、對極東の日英兩國の政策は、全然其の軌を一にするものなり、即ち俱に清帝國の不羈獨立の維持を希望し、清國並に其附帯地の領土現狀を破壊するが如きことならんことを希望し、且つ列國が清帝國國境内に於けると等しく、清國附帯地の境域に於ても、商工業の發展上、均等なる機會に浴せんことを主張し、常に平和の回復を以て足れりとするのみならず、將來に向て之を保持せざるべからずとするものなり」と通牒せられたり。

日英同盟發表に踵で、千九百一一年四月十七日を以て、露佛兩國は宣言して曰く。露佛兩國政府は極東の現狀、並に極東の一般平和の維持を計り、清韓二國の獨立支持に力め、且つ引續き右二國を列國の商工業に開放するを目的とせる、千九百

二年一月二十日附の日英同盟條約の寫本を受領せり、我同盟政府は嚮に其政策の基礎なりと反覆宣言し、今尙然りと爲す所の同盟政府の根本主義が、更に日英同盟條約中に確保せられたるを悦ぶ。

露佛同盟政府は右條約中の主義を遵守すると同時に、極東に於ける露佛兩國の特殊利益を保證する所以なりと思爲す然れども第三國の高壓的行動に依り又は清國の擾亂の爲め同國の保全並に自由發展を危からしめ、延ひて同盟兩國(露佛)の利益を脅かすべき場合を慮り同盟兩國は時機に際會せば其の利益保護の上に採用すべき方法を講ずるの權利を保有す

千九百二年四月八日露國は讓歩して清露の條約成り、調印の日より十八ヶ月以内に滿州の全部より漸次撤兵を完了すべき旨を定めたり、露帝は此條約を以て清國の領域たる滿州に清國政府の主權再興を誓ひ、又左の條件の下に露軍占領以前に存在したる統治行政の權能を清國に回復せんことを約せり。

一、清國政府は千八百九十六年八月二十七日の露清銀行と締結したる協約を嚴守し、右協約第五條に依り、鐵道及鐵道使用人保護の任に當り、且滿州内に在る一般

撤兵條約

の露國人及び其手に爲る諸般の經營の安全を計ること、

二、露國政府は清國皇帝の政府が是等の義務を負ふに對し、若し擾亂の發生なく、且つ他國の行動に依り妨碍せられざるときは、漸次に軍隊の全部を滿州境域内より撤退せんことを約す、其撤兵方法は左の如し、

(イ) 該條約調印後六ヶ月内に盛京省の西南部より遼河に至る間の軍隊を撤退し、鐵道を清國に引渡すべし。

(ロ) 次の六ヶ月以内に盛京省の殘部吉林省より撤兵す。

(ハ) 最後の六ヶ月以内に黑龍江省より殘部の軍隊を撤退す。

三、昨年の擾亂には、滿州邊境に駐屯せし清國軍隊も之れに加擔したるを以て、將來斯る擾亂の再發を豫防する爲め、露清兩國政府は露國の軍務當局者、並に清國各省諸將軍に令し、露國撤兵まで清國軍隊の人員及び其配置に關し、相互に妥協せしむべし、同時に清國政府は露國軍務當局者、並に各省將軍が以て擾亂の鎮壓及滿州の保安に充分なりと協定したる軍隊以外に、新に軍隊を設置せざるの義務を負ふべし、露軍の滿州撤退完了後は、清國は自由に滿州に駐屯せる自國兵の

人員を増減することを得、但し遲滞なく露國政府に其旨を通知することを要す、東清鐵道會社の管轄地以外の他域に於ける警察事務、及國內の秩序維持の爲めに全然清國皇帝の臣民の歩兵騎兵より憲兵隊を組織し、各省將軍をして指揮せしむべし。

四、露國政府は千九百年九月末以來露國軍隊の占領したる山海關牛莊新民廳間の鐵道を其持主の返還すべきに就き、清國政府は左の責に任す。

(イ) 他國を招きて該鐵道の經營護衛建設に與らしめざること、又露國の撤兵したる地域は他國の占領を許さざること。

(ロ) 右鐵道の竣工、及び經營は千八百九十九年四月十六日の英露間の條約に則りて之を行ひ、鐵道建設公債に關する協約を嚴守すること。

(ハ) 時運に伴ひ、南滿州に於ける右線路を延長するか之れに接續する支線を布設するか、牛莊に橋梁を架するか、或は牛莊の最終驛を遷移するが如きことあらば、是等の問題は先づ第一に露清兩國政府の協議に附すべきものとす。

(ニ) 清國政府は露國政府が其占領期間に右鐵道經營修繕の費用として生じた

る負債を引受くることを約す。

と。同時にレツサル公使は清國全權委員に交附するに、牛莊より列國の軍隊及港灣守備兵を撤退し、且つ清國が當時列國聯合施政の下にありし天津を回復するべきを俟ちて、牛莊の行政を清國の手に復歸せしむべき旨を露國政府の名に依りて宣言せる覺書を以てす、尙ほ若し清國政府にして、如何なる口實あるも、其確的保證を無視し、以上の條件を破棄するが如きことあらば、露國政府は滿州撤兵條約並に該條約に關して發したる宣言の拘束を免れ、且つ向後到來すべき結果に對する一切の責任に當るべしと附言したり。

斯く清國の要求ありし爲め、滿州條約の清國に負はしめたる條件の經減せられたるは事實なりと雖、其の遂行は不可能とまでには非ざるも頗る困難なるべきは言を俟たざるところなり、即ち清國は滿州在住の露國人、及び其の企業を保護せざるべからず、而かも之れに要する軍隊人員の決定權は露國の掌中に在り、故に清國が國內の秩序攪亂及び馬賊の侵奪を防壓する能はざるべきは必然の數にして何時と雖、露國は直に其の失策を捉へて、滿州撤兵拒絶の口實と爲すを得べし、加之露國

は一國又は數國の第三者の行動を擧げて、撤兵進行を妨碍するに餘りありと稱すること極めて易々たり、露國が所謂鐵道守備隊又は國境守備隊と稱するものを以て引續き、滿州鐵道を護衛せしむる權の如きは、暗黙の裡に認許せられたるが如し。撤兵條約中、露國人が滿州の鐵道業、鑛山業の獨占權を有するが如き規約なきを見て、列國は何れも反對の聲を揚げざるは、蓋し當時まで行はれたる危険なる情態を實際なく繼續するよりも、寧ろ不完全乍ら該條約により條約兩國に一種の責任を負はしむるに如かずとなしたるに依れり。是に至りて清國並に外國の任務は各自の見解に依り、露國の行動を注視し、露國の誠意を窺ふにありたり。

千九百二年四月八日、即ち第一次撤兵期間六ヶ月の末日に及び、露國は東清鐵道を清國に引渡し、且つ盛京省奉天の西南部より遼河に至る地域の撤兵を實行したり、然れども引揚げたる軍隊の多くは唯其處を換へて、滿州の他の地方に輸送せられ、鐵道守備隊と名を變じたるに過ぎざるのみ。加之千九百一年四月のレッサル覺書の條件は履行せられたるにもかゝらず、些細なる理由の下に、荏苒牛莊の撤兵を延期し、日露戦争の初期、日本軍の掃蕩を蒙りしまで、此の重要な條約港は露國

の掌中に留りたり。

已にして盛京省の殘部並に吉林省の撤兵期日と定められたる千九百三年四月八日は來れり。而かも之を露國軍隊の態度に徴するも、露國は形式上の撤兵すら之を實行するの意なきことをも蔽ふべからざるに至れり。千九百三年五月上旬、平服を纏へる露兵の一團、鴨綠江を渡り、韓國に入り、龍巖浦に伐木に従事すとの報傳はり、露國は其四月上旬、清國に迫るに更に七ヶ條の新要求を以てし、滿州殘部の撤兵は、清國が此の新要求を承認するに非ざれば實行せられざるべしと主張せしが如し、清國は遂に承認せざりしが、其の内容は即ち

一、露國より清國に還附する地域、殊に牛莊及び遼河々畔の地は如何なる事情あるを問はず、他國に貸與することを得ず。

二、蒙古の現狀を維持すること。

三、清國は露國政府に豫告せずして、滿州に新に都市、又は港を開かざることを約す、又一切斯る都市、又は港には外國領事を駐在せしめざる可し。

四、清國の雇傭せる外國人にして、公務の執行を司どるものは、其の公務事項の何

露國更に七ヶ條の要求を提出す

たるを問はず、露國の優先利益を有せる北部諸省(直隸省を含む)の事務に容喙することを許さず、若し清國が北部諸省の公務を執行する爲め、外國人を雇傭するときは、露國人を管轄する特別の官衙を設くべし、例之蒙古及び滿州に於ける礦山事務に關する行政權は、清國が礦山事務監督の爲めに雇傭せる外國人に委することを得ず、斯る職權は悉く露國専門家をして司どらしむべし。

五、牛莊港の關稅收入額は同港が清國官憲に復歸せられたる後も、引續き露清銀行に預金すべし。

六、露國占領の間、滿州内に露國臣民又は外國法人の取得したる權利は撤兵後も其の儘効力を有せしむべし。

露國の要求は斯くの如く總て露國人以外の外國人の經濟事業に對し、滿洲の門戸を閉鎖する峻嚴なる條項を含み、且つ露國の承認を経ざれば、殆ど新條約港を開くを得ざらしめたる等要するに開戶開放主義と相容れざるものにして、其の發表せらるゝや直に北京に於て日英米の強硬なる抗議を惹起せしは毫も怪しむに足らざるなり。

黑龍江省の最後撤兵期と定められたる千九百三年十月八日は來れり、而かも露國は依然として遼河以西の地を除く外、殆ど滿洲全土を握有せり、牛莊も尙ほ占領を繼續し、十月末には盛京省再び露國の占領に歸したり。而して滿洲に重大なる騷擾ありしに非ず、又露國は第三國が妨阻を加へたる旨を聲言せるにも非ず、而かも撤兵條約の規定は、更に之れを實行せんとするの舉動なし、是に於て露國が滿洲に留り、政治上經濟上、此の廣漠たる沃野を擧げて自國に併吞せんとするの意、愈々分明を加へたり。

其二 韓國に於ける日露の關係

滿韓問題の一面たる韓國に於ける日露の關係を概述せざるべからず、韓國半島問題は前きに日清兩國をして砲火相見ゆるの已むを得ざるに至らしめたる原因となりたるものにして、日清戰役の結果、朝鮮に於ける日本の地位は一進一退し、露國は第二の清國となり、此問題のみに於ても、此に過機の一部を爲しつゝありたり。露國既に清國に代りて韓國の上に勢力を振ひ、韓國政府の内部は既往日清兩黨の軋轢に代ふるに、日露兩黨の軋轢を以てし、明治廿八年十月八日事件後に於ける露

小村ウエバ
協定山縣・ロバ
ノフ協定

國の勢力は大に加はり、明治二十九年二月十日韓皇露國公使館に投じ、露國の勢力は更に増進し、日本にして韓國に勢力を維持せんと欲せば、露國と協定を遂げざるべからず、五月十四日小村公使とウエバー露國公使とは一の協定を締結し、韓皇の還幸、大臣の進退及日露兩國の在韓兵數等を規定したるも、對韓政策の協定としては尙ほ兩國が露國に對する助力に關し、其の附帶の諸條約を協定せざるべからず、恰も當時露帝戴冠式に參列の爲めに出使せる山縣大使は、露相ロバノフと會し、一の協定を爲せり、即ち其第一條に於ては、『日露兩國政府は朝鮮國の財政困難を救済するの目的を以て、朝鮮國政府に向つて一切の冗費を省き、且其歲出入の平衡を保つことを勸告すべし、若し萬止むを得ざるものと認めたる改革の結果として外債を仰ぐこと必要なるに至れば、兩國政府は其合意を以て、朝鮮國に對し援助を與ふべし』と定め、第二條に於ては、『日露兩國政府は朝鮮國財政上及經濟上の許す限りは、外援に藉らずして、内國の秩序を保つに足るべき内國人を以て組織せる軍隊及警察を以て創設し、且之を維持することを朝鮮國に一任する事とすべし』と定め、第三條に於ては、『朝鮮國との通信を容易ならしむる爲め、日本國政府は其の現に占

有する所の電信線を引續き管理すべし、露國は其國境より京城に至る電信線を架する權利を保留す、右電信線は朝鮮國政府に於て之れを廻收すべき手段付次第之れを廻收する事を得るものとす』と定め、第四條に於ては、『是等の原則にして、尙一層精確且詳細の定義を要するか、又は後日に至り商議を要すべき他の事項生じたるときは、兩國政府の代表者は友誼的に之を妥協する事を委任せらるべし』と定めたり。然れども露國は此規定に拘束せらるゝ處なく、協商の條項を無視し、韓國軍隊の訓練を其手中に握り、又財政の權利を握收せんとし、韓帝を威嚇し、英人顧問を解備せしめ、自國人を以て之に代らしめんとせり、然れども此計畫は英國の猛然たる態度によりて失敗に歸したり、英露衝突の結果は、韓國に於ける露黨の勢力の減退を來し、排露黨漸く其勢力を回復し、日本の勢力又加はり得べき状態と爲り、所謂西ローゼン協定は明治三十一年四月を以て成れり、即ち其第一款に於ては、『日露兩帝國政府は韓國の主權、及完全なる獨立を確認し、且互に同國の内政上には總て直接の干渉を爲さざること』と定め、第二款に於ては、誤解を來すの虞を避けんが爲め、日露帝國政府は韓國が日本國若くは露國に對し、勸言及び助力を求むるときは、練兵

教官若くは財務顧問官の任命に付ては先づ相互に其協商を遂げたる上に非ざれば、何等の處置を爲さざるべし」と定め、第三項に於ては露西亞帝國政府は韓國に於ける日本の商業及工業に關する企業の大に發達せること、同國居留日本國民の多數なることを認むるを以て、日韓兩國間に於ける商業上及工業上の發達を妨害せざるべし」と定めたり。即ち此の協定に依りて、露國は韓國に於ける日本の商業上の地歩を承認し、其關係發達を妨害せざるべきを言明し、政事上に於ては對等の地歩を占めたるに外ならず、是れ露國が一時韓國より其威力を蹙退したるの觀ありと雖、其蹙退せる力は同量の力を以て、更に滿洲に伸展し、又更に滿韓問題と相交錯して共に戰爭の原因とはなれり。

こゝに一の附言して特に注意せざるべからざることあり、馬山浦租借及巨濟島不租借事件之れなり、露國が一方は浦鹽に、他方は旅大に、其海軍力を有するも、中央朝鮮海峽方面に連絡を缺けるが故に、之が連絡計畫の爲め、百方策を盡し、馬山浦を得て之を經營せんとして果さず、又巨濟島の不租借は己れこれを租借せざる代り、他國をして租借せしめず、日本の海軍力をして又自己に對する制壓力を加へざらし

めんとせるに原因すること勿論なり。

其三 滿韓問題に於ける日露間の交渉

日露の間、滿韓問題は相交錯して漸次危險を加へ來れり、其交渉は如何にして斷絶するに至りたるか、日本政府は曰く

韓國の獨立及領土保全を維持し、併せて該半島に於ける帝國の優越なる利益を擁護するは、帝國の康寧と安全との爲、緊要缺くべからざるものなり、故に如何なる行爲たるを問はず、苟も韓國政府を不安ならしむるものは、帝國政府に於て之を看過すること能はず、然るに露國は其清國との公約、並に累次同國に與へたる保障の存在するに拘らず、依然滿洲を占領し、進んで韓國領域に於て侵略的行動を敢てするに至れり、若し滿洲にして露國の併合に歸せんか、韓國獨立は固より支ふべからず、故に帝國政府は速かに露國と交渉を開き、兩國利害の觸接點たる滿韓兩地に於て、相互の利益を友誼的に調理し、以て東亞の和局を恒久に維持せんことを期し、昨年（明治三十六年）七月下旬露國政府に向て、左の希望を披瀝し、其贊同を求めたるに、露國政府も欣んで之に同意する旨を回答せり、依て帝國政府

滿韓問題に
關する日露
間の交渉

に於ては八月十三日、在露栗野公使をして協商の基礎(附録參照)として、大要左の如き條件を提出せしめたり。

一、清韓兩國の獨立及領土保全を尊重することを相互に約すること。
二、清韓兩國に於ける兩國商工業の爲めに機會均等の主義を維持する事を相互に約すること。

三、露國は韓國に於ける日本の優越なる權利を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に付、露國の特殊なる權利を承認し、併せて第一項の主旨に反せざる限り、上記の利益を保護する爲めに必要の所置を執り得る事を相互に承認すること。

四、韓國に於ける改革及善政の爲め、助言及助力を與ふるは日本の專權に歸することを露國に於て承認する事。

五、今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道及山海關牛莊線に接續せしめんとすることあるも、之を阻礙せざるべきことを露國に於て約する事。

當時帝國政府に於ては、交渉の進行を便にし、以て一日も速に時局を解決せんこ

とを希望したるも、露國政府は同國皇帝陛下の外遊、其他種々の理由の下に、飽くまで之を拒みたるが故に、止むを得ず、東京に於て之を爲すことに決し、露國政府よりは十月三日(附録參照)を以て其對案を提出せり。

該對案に於て、露國は清國の主權及領土を尊重すること、並に同國に於ける兩國商工業に機會均等の主義を維持することを約するを拒み、滿州及其沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認せんことを求め、而して韓國に關し日本の自由行動權に種々の制限を附し、例へば韓國に於ける日本の利益保護上必要の場合には、出兵の權あることを認むると同時に、韓國領の一部たりとも之れを軍路上の目的に使用することを許さず、甚だしきに至りては北緯三十九度以北の韓國領域を以て中立地帯と爲さんことを提議せり。

帝國政府は、若し露國に於て滿洲併呑の意なくんば、何故に清國の主權及領土保全を尊重するが如き、露國自ら累次聲明したる主義と、全然其揆を一にする約款を、協商中に挿入することを難するやの理由を解すること能はず、故に露國政府が之を拒絶したるとは、帝國政府をして益々其挿入の必要を感せしめ、且帝國は

滿洲に於て、現下既に商業上重大の利益を有するのみならず、將來益々發達を爲すべきの望極めて尠からず、加ふるに政治上に於ては、其の韓國との關係によりて一層緊切なる利益を有するを以て、全然之れを我が利益の範圍外なりと認むること能はざるは勿論なるが故に、斷然之を拒絶するに決せり、仍て帝國政府は右意見を始めとし、其他露國提案に對し、一々必要の修正意見を提出し、中立地帯に關しても若し之れを設くるに於ては、滿韓境界の兩側に跨り、一定の距離を畫するを至當なりとし、谷五十キロメートルに亘る地區を以て之れに充つるの議を提出し、東京に於て數次折衝の結果、終に十月三十日〔附録參照〕を以て我確定修正案を露國政府に提出し、前後數回に亘り、其回答を促し、這次も亦回答大に遷延し、漸く十一月十一日〔附録參照〕に至り之れを接受せり。然るに該回答に於て、露國は滿洲に關する條項を削除し、本協商を以て全然韓國に關するものとし、而して韓國領土を軍略の目的に使用せざること、及中立地帯に付きては原主張を其儘維持せり。然れども右の如く滿洲を本協商の範圍外に置くことは、帝國政府が當初交渉を開きたるの主旨、即ち滿韓兩地に於ける日露の利益を友誼的に調

附録參照

附録參照

附録參照

附録參照

理し、兩國衝突の原因を一掃せんとするの主旨に反するを以て、帝國政府は十二月廿一日〔附録參照〕露國政府に向て、其再考を求め、又韓國に關しては、前記の如く其領土使用上の制限を削除せんことを重ねて要求し、中立地帯に付ては露國に於て之を滿韓に跨らしむることに不同意なる以上、韓國にも亦之を設けざること素より當然なるが故に、其全廢を提議せり。右に對し、露國政府は一月六日〔附録參照〕を以て回答を與へたるが、韓國に關しては依然上記二項を原提議の儘存置することを主張し、之れを條件として滿洲に關し、日本又は他國が其清國との現行條約の下に獲得したる權利、及特權但し居留地設定を除くの享有を阻礙せざるべきを協約中に挿入することを承認せり。然れども右滿洲の領土保全に關し、常に言及する處なく、而して領土保全の協約に伴はざる前記の保證は、實際に於て何等の價值なきものなり、何となれば條約上の權利は、主權と共に存亡するものにして、若し露國に於て滿洲を併合せば、各國が清國との條約により享有する權利及特權も、之と同時に消滅すべき者なればなり。故に帝國政府は飽迄露國をして滿洲の領土保全を尊重することを約

附録參照

諾せしむるの必要を認め、居留地設定に關する制限は、日清間に締結せられたる追加通商航海條約に抵觸するを以て、之を削除し、韓國に關しては、毫も讓歩の餘地なきを以て、我條約を堅持するに決し、一月十三日〔附録參照〕重ねて露國の再考を求め、爾來數次回答を促したるも露國政府は、雷に回答を與へざるのみならず、之を與ふべき時期を指定せず、之を要するに帝國政府は終始溫和と公平を以て政綱とし、露國政府に向つても、常に難きを責むることなく、唯同政府が累次且任意に聲明したる主義を承認せんことを求めたるに過ぎざるも、同政府は飽迄之れを竣拒し、加ふるに數次不當に回答を遷延しつゝ、一方に於ては水陸の準備を充實し、其大兵は韓國境上を歴せり、帝國政府は實に衷心平和を念ふに切なるが故に、隱忍以て今日に至りたるも、露國の行動は帝國政府をして妥協の望を絶ち、談判を斷絶するの已むを得ざるに至らしめたり。

平和關係終
に現斷絶終

と。此交渉顛末によりて、露國が飽迄も日本との妥協に應ぜざりしことは最も明白なり、然るに露國政府も亦交渉顛末を發表して曰く、

昨年中、日本政府は太平洋沿岸に於て、權力の平衡を保持し、且つ萬般の事態を更

所謂露國の
交渉顛末

に明確ならしむることを欲すとの口實を以て、韓國に關する現存條約を改竊せんとすの提議を帝國政府に提出せり、露國は之を承諾し、在東京露國公使に訓令し、日本政府との商議に當らしむると共に、アレキシーフ總督に命ずるに、各公使と共に、共同して、日本との新協約に關する計案を立稿すべきことを以てせり。斯くて本問題に關して、東京内閣との間に意見の交換は、友誼的性質を以て進行中なりしに拘らず、日本の社交團體及び内外新聞社は、専ら日本人間に戦争の氣勢を煽動し、政府をして露國と軍事的争闘を行はしめんとするに力め、東京内閣は遂に此勢力の動す所となり、其商議に於て追次要求する所を大にすると同時に、遠大なる計畫を以て國中に戰備を爲すに至れり、如斯き事情は自然の結果として露國を平靜ならしむる能はず、又之れをして止むを得ず、陸海軍に其行動を執らしむるに及べり。然れども露國は絶東に於て平和を維持せんが爲め、露國が有する其動すべからざる權利と利益の許す限りは、日本政府の要求に對し、必要なる注意を與へ、又韓半島に於て商業上且つ經濟上日本の特權の地位を有するものなることを承認し、同國內に騷擾の發生したる場合には、武力を以て其權力を保

護する讓與をも日本國に付與せんことを欲せり、尙之れと同時に、露國は其日本との協商及他國との條約に於て屢々其獨立と保全とを保證したる韓國に關して其政策の根本主義は之を嚴守して三點を主張せり、即ち(一)此主義の交互的且條件的保證なること、(二)韓國の如何なる部分をも戰略の目的に供用せざるべきの協約を爲すべきこと、蓋し苟くも外國よりして斯の如き行動を試み、其行動に對して承諾を與ふるは、直に韓國獨立の主義に背反するものなるを以てなり、(三)朝鮮海峽の通航に對する完全なる自由の保證を約するとのなり。如上の計案は以て日本政府を満足せしむる能はず、日本政府は其最後の提議に於て、韓國の獨立に對する保證として見るべき條件にさへ承諾を與ふる事を拒絶し、同時に滿洲開放に關する計案に加へらるべき條項を提出して之を主張せんとするに至れり、斯の如き要求の日本より提出さるゝは、之を認諾する能はざるものなること必然なり。滿洲に於て露國の有する地位の問題は、主として清國に關し、尙延て清國の間に商業上の利益を有する列國全體に關するものなりとす、之れを以て露國政府は其事の何たるを問はず、之れを韓國に關する日本との特別條約中

に包含せしむべき何等の理由をも絶對的に認むる能はず、然れども帝國政府は滿洲占領の繼續する限り、滿洲に於ける清國皇帝の主權及清國との條約に依りて他の列強國の同地に有する權利は之を承認するを拒絶するものにあらず、此定義の宣言は、現に列國政府に致されたり、是れを以て日本政府最後の提案に對して、其回答を提出すべきことを、在東京使臣に訓令し、且つ上記の事情は日本政府の考量を加ふるに至らんことを期し、日本と平和的協商を行はんとするに於て、露國の表はしたる希望を諒知せんことを期したり、然るに日本政府は此回答をさへ待つに及ばずして商議を斷絶し、且つ外交的關係を中止するに決せり、帝國政府は斯の如き動作を執るに至りたる結果に對しては、其全責任を日本に負はしむると共に、事務局の發展を待ち、其必要を生じたる時機に及びて、極東に於ける其權利と利益とを保護する爲め、頗る果斷なる動作を執るべきなり。

と、露國の宣言に於ては、其軍隊が占領せる土地に關する條項は、之れを韓國に關する日本との特別條約中に包含せしむべき何等の理由なしと云ひ、獨り韓國に關する日本に制限を加へ、重要な自己の問題に何等の制限を受けざらんことを主張す

るに在り、假令日本政府にして露國の主張を容れ、彼れが條約上の權利を尊重することを約諾すとすも、滿洲の領土保全を尊重することを約諾せしめざる以上、主權移動の爲め、我條約上の權利も何等價值なきに至るや計るべからざるなり。是れを以て日本は其主張を枉ぐることなく、終に交渉斷絶の止むなきに至りたるものなり。

第四 第二期滿洲撤兵期以後に於ける露國の作戰準備の狀況

第二期滿洲撤兵期に際し、露國が約束を履行せざりし以來、極東に於ける露國軍増大の事實は、増遣軍艦十九隻、此噸數八萬二千四百十五噸に及び、戰闘艦三隻、此噸數三萬八千四百八十八噸、裝甲巡洋艦一隻、此噸數七千七百廿六噸、巡洋艦五隻、此噸數貳萬六千四百十噸、驅逐艦七隻、此噸數貳千四百五十噸、砲艦一隻、此噸數千三百三十四噸、水雷敷設船二隻、噸數六千噸、此外尙ほ露國は驅逐艦の組成材料を鐵路旅順に送りて急速其組合せに従事し、現に竣成せるもの七隻ありたり、又義勇艦隊汽船二隻を浦鹽港に於て武装し之れに軍艦旗を掲揚せり、加之ならず露國は戰闘艦一隻、巡洋艦三隻、驅逐艦七隻及水雷艇四隻、此噸數約三萬七百四十噸を増遣し、既に東洋

撤兵期間に於ける露國の作戰準備

其海軍力

に向つて航行中なりしを以て、之を合算すれば露國の増遣艦隊は無慮十一萬三千噸に上るべし。

其陸軍力

其陸軍力に至りては、千九百三年六月廿九日西比利亞鐵道輸送試験口實の下に、チタに向ひ、歩兵二旅團、砲兵二大隊、騎兵若干を送りたるを始めとし、陸續軍際を絶東に輸送し、千九百四年二月上旬迄には、其兵數既に四萬餘に達し、尙必要な場合には、二十萬餘の軍隊を増遣すべき計畫を爲し居たり、之れと同時に露國は旅順浦鹽兩港の砲壘増築に晝夜を分たず、工事を急ぎ、此前年に於て遼陽其他に砲壘を修築し、義勇艦隊及西比利亞鐵道に依りて、盛んに兵器彈藥を極東に輸送し、其十月中旬には野戰病院を積載せる十四輛の列車は大至急本國を出發せり。

斯く露國の軍事的行動は千九百四年一月下旬より二月に入りて益々急調に趣き、一月廿日には旅順大連より歩兵約二大隊、砲兵若干を韓國々境に送り、同じく二十八日にはアレキシーフ總督は鴨綠江附近に在る露國軍隊に向つて作戰命令を下し、二月一日には浦鹽軍港知事は本國政府の命令に依り、何時にても戒嚴令を布き得るに至りたるを以て、在留日本人にハバロフスクへ退去の準備を爲さしめんこ

とを在所日本貿易事務官に要求し、旅順に於ける軍艦の有力なるものは、修繕中に屬する一戦闘艦を除くの外は、盡く外海に出で、其陸兵は遼陽より陸續鴨綠江に向て進發し。戰雲は時を追ふて濃密となり、驟雨將に來らんとして風樓に滿つるの觀ありたり。

第二節 抗敵動作の開始

日露間の外交關係の斷絶は頗る明白なり、日清戰役に在りては所謂最後通牒なるもの二重の手續を要したるに反し、日露間の最後通牒は二月六日を以て、明白に其外交斷絶を宣言したり。抗敵動作開始期の議論(後章國際問題の項參照)少なからざるに拘らず、是亦極めて明白なり、日清戰役に於ては、日本政府は豊島沖海戰兩國實力の接觸を以て之が開始期とし、日露戰役に於ては、外交斷絶の當日を以て之が開始期と爲したり、蓋し日清戰役は外交關係の斷絶を以て開始期と爲すの不明確なるものありたればなり。

日本政府は二月六日外交關係斷絶と共に、陸上及海上に於ける作戰に着手し、戰爭の第一要義たる先制に立たんと欲し、一令は海軍に下り、聯合艦隊司令長官は全戰

二月八日正
子旅順口前
の夜襲

隊を卒ひて出動し、翌七日ロシア號を捕獲し、第四戰隊をして仁川に於ける上陸軍掩護の任に當らしめ、翌八日正子驅逐艇隊をして旅順港外に碇泊せる露艦隊を襲撃せしめたり。又仁川に於ては此日日本軍の上陸は遂行せられ、九日正午前、露艦ワリヤーグ・ゴレーツの二隻と瓜生戰隊とは、八尾島外に砲火を交へ露艦の敗に歸したり。

此の如く事實の上に抗戰は開始せられたり、露國政府は其海軍の失敗に對し、種々の回護的辯論を試み、日本の行動を非難したることは次節に詳かなり。

第三節 宣戰布告及交戰開始に關する日露

兩國政府の辯難

二月八日正子、日本水雷艇旅順口の夜襲、九日正午前、仁川港外の海戰を以て事實上戰爭は已に開始せられ、二月十日日本天皇は戰爭を宣して曰く。

天祐を保有し、萬世一系の皇祚を踐める、大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す、朕茲に露國に對して戰を宣す、朕が陸海軍は全力を極めて露國と交戰の事に従ふべく、朕が百僚有司は宜く各々其職務に率ひ、其權能に應じて國家の目的

日本天皇の
宣戰

を達するに努力すべし、凡そ國際條規の範圍に於て、一切の手段を盡し、遺算なからむことを期せよ。

惟ふに文明を平和に求め、列國と友誼を厚くし、以て東洋の治安を永遠に維持し、各國の權利利益を損傷せずして、永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは、朕夙に以て國交の要義と爲し、且暮敢て違はざらんことを期す。朕が有司も亦能く朕が意を體し、事に従ひ、列國との關係年を逐ふて益々親厚に赴くを見る、今不幸にして露國と釁端を開く、豈朕が志ならんや。

帝國の重きを韓國の保全に置くや、一日の故に非ず、是兩國累世の關係に因るのみならず、韓國の存亡は實に帝國の安危に繋る所たればなり、然るに露國は其清國との明約、及列國に對する累次の宣言に拘らず、依然滿洲に占據し、益其地歩を鞏固にし、終に之を併呑せんとす。若し滿洲にして露國の領有に歸せんか、韓國の保全は支持するに由なく、極東の平和亦素より望むべからず、故に朕は此期に際し、切に妥協に依て事局を解決し、以て平和を恆久に維持せんことを期し、有司をして露國に提議し、半歲の久しきに亘りて、屢次折衝を重ねしめたるも、露國は一

も交讓の精神を以て迎へず、曠日彌久、徒に時局の解決を遷延せしめ、陽に平和を唱道し、陰に海陸の軍備を増大し、以て我を屈從せしめんとす、凡そ露國が始めより平和を好愛するの誠意なるもの、毫も認むるに由なし、露國は既に帝國の提議を容れず、韓國の安全は方に危篤に瀕し、帝國の國利は將に侵迫せられんとす、事既に茲に至る、帝國が平和の交渉に依り求めんとしたる將來の保證は、今日之を旗鼓の間に求むるの外なし、朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し、速に平和を永遠に克復し、以て帝國の光榮を保全せんことを期す。

と、而して露國皇帝の宣戰に曰く、
朕が忠實なる臣民に左の事を宣す、朕が旨とする平和を維持するの目的を以て、東洋に於ける靜謐を鞏固ならしむるに全力を盡したり、此平和の目的を以て、朕は韓國の事體に關し、兩帝國の間に現存する協約を改訂せんとの、日本政府の提議に對し、同意を與へたり、然るに該問題に付き、開かれたる商議は、未だ終了せざるに、日本は朕が政府の最近に於て爲したる提議に接するを待たずして、露國との商議及外交關係の斷絶を知照し來れり、此外交關係の斷絶は、即ち軍事行動の

開始を意味するとの豫告を與ふることなくして、日本政府は其水雷艇をして旅順口砲壘の外側に在りたる、朕の艦隊を突然襲撃せしめたり、朕が大守より此報告に接するや、朕は直に干戈を以て日本の挑戦に應ずべきを命じたり、朕は此決意を爲すに當り、深く上帝の救護を祈り、朕の臣民が其祖國を防護する爲め、皆齊しく趨て朕の命に赴くを疑はず、朕は偏に朕の名譽なる陸海軍に上帝の加護を祈る。

露國宣戰内
面の狀況

と、此宣戰布告に付き、一の注意すべきことあり、露國皇帝は二月七日を以て、アレキシーフ總督に挑戰的訓令を發したるに拘はらず、此外交關係の斷絶は、軍事行動の開始を意味すとの豫告を與ふることなくして、日本政府は其水雷艇をして旅順口砲壘の外側に在りたる朕が艦隊を襲撃せしめたり」と云ひ、又「朕が太守より此報告に接するや直に干戈を以て日本の挑戦に應じたり」と宣したることこれなり。加之尙ほ交戰顛末發表に於ても、痛く日本の行動を非難したるのみならず、開戰以後牒文を以て屢次非難を試みたり、此挑戰は露國自身にして日本にあらざることとは、當時狀況を目撃したるものは、何人と雖も認知する處なり、然るに露國は牒文を以

露國大に日
本の行動を
非難す

て日本の行動を非難して、左の如く言へり。

突然交渉を斷絶し、奸譎なる攻撃を以て其宿昔の志たる戰爭に於て、些少の利を收めんと欲したる敵國に對し、我露國の公憤を赫發してより、茲に八日を経たり我國民今や神速の報復を希念し、東洋の信報を待つ事頗る切なるものあり、是れ當然の情なり、我國民の合致強大を以て之に嚮へば、日本が其奸詐と、又我皇帝が平和を望ませらるゝの間に用ひたる挑發的行爲とに對して、膺懲せらるべきは疑を容ざる所なり、我軍奏功の戰報は、忍むで之れを他日に期せざるべからず、是れ抗敵狀況の自ら然らしむる所にして、我陸軍が斷然たる行動に出る日を待たざるを得ざるを以てなり、攻撃地域の遠隔にして、且我皇帝が平和を念とし給ひたるに因り、豫め戰備を充實することを得ざりしなり、日本に啖はしむるに敗衄を以てするには、尙幾多の時日を要せざるべからず、况んや我國は傲然として戰を挑みたる國民に相當の懲罰を加ふるに臨み、徒らに我露國男子の血を流さざらんことを欲するに於てをや、然れども隱忍以て時局の發展を待たば、我軍隊が敵讐に對して百倍の復酬を爲すべきや必然なり、陸上の交戰は尙他日に屬す、戰

地の來報は之が速達を期し難し、徒に血を流すは露國の強大雄偉と相容れざる所なり、我子民は能く相和衷し、欣然國事に殉せんと欲する誠意を表彰せり、故に戰地より來る確報は、之を直に全國民に表示すべし。

と云ひ、又同二十日を以て、『外交關係の破裂は、決して抗敵開始を以て目すべきものにあらず、且日本は本月十一日に至りて始めて宣戰を布告したるも、本月八日夜及同九日十日を以て露國軍艦及商船に對して不法極まる攻撃を加へ、國際法の原則に背きたる行爲を敢てしたり』と非難したり。依て日本政府は之を辯破して曰く、

露國政府は二月十八日及二十日を以て、公表したる信報に於て、日本は平和の維持に眷々たりし露國の不意に乘じ、詐術を以て奇捷を博したるものと誣ひ、外交關係の斷絶は決して敵對行爲の開始を以て目すべきものにあらず、且つ日本は二月十一日に至りて始めて宣戰を公布したるも、八日以來露國軍艦及商船に對し不法極まる攻撃を加へ、國際法の原則に背戻したりと云へり、然れども露國が衷心平和の念なかりしは、徹頭徹尾妥協の精神を以て、日本の交渉に應ぜず、曠日彌久徒に時局を遷延し、而して一方に於て海陸の軍備を擴張するに汲々たりしを

日本政府の
辯破

以て、容易に之を認知するを得べし。

と云ひ、露國が交戰開始の前に於て、如何に力を作戰準備に用ひたるかを列舉したる末、『誰れか露國に戰意なく、又た戰備なしと云ふものぞ、日本は事態切迫し此上一日の猶與を容さるゝを以て、遂に止むを得ず、其無用に屬する談判を斷絶し、自衛の爲めに必要の處置を取るに決せり、故に戰爭を挑發したるの責は、日本に在らずして反て専ら露に在り』と云ひ、尙ほ進んで獨立の行動は一切を意味し、敵對行爲の開始亦固より其内に在りと論じて曰く、

且つ夫れ日本は二月六日に於て、露國と懸案の談判を絶了し、露國の爲めに侵迫の地歩を防護し、且つ利權を擁護する爲め、自ら最良と思惟する獨立の行動を取るべきこと、並に外交斷絶し、公使館を撤退する旨を露國に通告せり、獨立の行動は一切を意味す、敵對行爲亦た固より其の中に在り、假りに露國に於て之を解すること能はざりしとするも、日本は露國に代りて誤解の責に任すべき理由なきこと勿論なり。將又宣戰公布は敵對行爲開始の要件にあらざることは、國際學者の悉く一致する所にして、現に近時の戰爭に於ては、宣戰公布は交戰開始後に

於てするを其常とせり、故に日本の行動は國際法上に於て毫も非難すべき點あることなく、况んや其の非難の露國より來るの寧ろ頗る奇と云はざるべからず、何となれば露國自ら宣戰の布告を爲さずして、直に戰鬪行爲を行ひたることは、歷史上其例極めて乏しからざるのみならず、千八百八八年に於ては實に外交關係の斷絶前に於てすらフィンランドに出兵したればなり。

と、論駁實に餘蘊なしと云ふ可し、開戰宣告の必要なきは、一般國際法の通義なるのみならず、宣戰を要せずして開戰せしと事例豈に露國がフィンランドに於けるに止らんや。然るに露國は更に二十二日を以て、日本の敵對行爲を非難し、列國に通牒を發し、『日露兩國談判破裂以來、日本政府の態度は文明諸國間相互の關係を律する各習慣法の公々然たる違犯を一々名狀することを爲さずと雖、日本政府の敢てしたる韓國に關する暴戾の行爲に至りては、之れに關して各國に最も慎重なる注意を促すの必要ありと考量す。抑も韓國の獨立及び其保全是、露國の承認せる所に於て、此原義の犯すべからざるは、千八百九十五年下の關係約千九百二年日英條約及び千九百二年三月十二日露佛宣言の確認せる所に係る、韓國皇帝は日露兩國衝

突の危機を豫想し、本年一月嚴正中立守持の決心を各國に通告し、各國は満足を表して之を接受し、露國も亦之を承認せり。而して在韓我公使の報告に依れば、英國政府は在韓同國公使に命じ、右宣言に對し謝意を表したる公書を捧呈せしめたりと云ふ、然るに日本國政府は右の事實を悉く藐視し、各條約及び其義務を蔑如し、國際法の原則に反戾して、左記の行爲を敢てしたること、今や正確にして十分に確認を経たる事實の之を歴證するあり』と云ひ、其證として、第一に、抗敵開始に先だち日本國政府は中立を宣言せる韓國に上陸せりと云ひ、第二に、日本艦隊は本月八日即ち宣戰公布の三日前に於て、中立港濟物浦に碇泊中にして、而も其艦長は日本人の惡意を以つて、丁抹海底電線經由我電報の配達を遮止し、且つ韓國政府の電信交通を破棄せしめ、國交破綻の通知を受くるに由なき境遇にありたる我軍艦二隻に對して、突然砲撃を加へたりと云ひ、第三に、日本政府は現行國際法に拘はず、抗敵開始に至らんとする刹那に於て、我商船數隻を韓國中立港内に於いて戰時捕獲船として捕收せりと云ひ、第四に、日本政府は京城駐劄同國公使を経て韓國皇帝に向ひ、韓國は爾後日本行政の下に置かるべしと宣言し、且つ之れに従はざるときは日本軍

隊は皇城を占領すべき旨同國皇帝に警告せりと云ひ、日本國政府は在露佛國公使を経て、在韓我公使に宛て、我が公使館員及び領事館員を率ひて撤退すべき旨を促したる書面を送附せりと云ひ、我露國政府は前記各事實の甚しき國際法違反の罪を構成することを認定し、日本政府の行動に對し、各國に抗議を提出するを其の義務なりと思料し、國交を保證する所の原則を重視する各國の我態度に合意するを確信して疑はず、又之れと同時に我政府は日本國が韓國に於て不法に權利を壟斷せんが爲め、韓國政府より出すことあるべき各命令及び宣言を悉く効力なきものと宣言する爲め、茲に豫言すること必要なりと考慮すと云へり。此の不合理にして事實に反する牒文を見たる日本政府は、更に辯妄を吝まず、再び詳かに之れを辯破し、其の冒頭に於て「露國政府は此頃一の公文を各國に致し、日本政府を責むるに國際法違反に對する或種の行爲を韓國に於て行ひたることを以てし、且つ將來韓國政府の命令並に宣言は其の効力を有せざるべき爲め、聲明したりと云ふ。帝國政府は此の機に於て露國政府の意見、若くば聲明に對し、敢て顧慮するの要を見ず、然れども其事實の誣妄を看過するに於ては、或は恐る中立國中、之れが爲めに誤解

を生ずるあらんことを、故に之に對し誣妄を辯ずるは、帝國政府の權利にして、又義務なりと信するを以て、茲に露國が其公文に於て十分の證差あり、且つ確實なりと聲明したる五點に關し左の言明を爲さんと云ひ、彼の第一問題に對し、日本軍隊が宣戰に先だち、韓國に上港したることは、帝國政府も亦之を認む、然れども交戰の狀態は既に現實に成立し居たるなり、且つ夫れ韓國の中立及領土保全の維持は今回戰爭の目的なり、從て露國の侵迫せる地方に軍隊を派遣するは、我が權利上必要に屬す。况んや此事たる露國政府の明確なる同意を得たるに於てをや、日本軍隊が韓國に上陸したるは、平和なる商議の進行中、露國の大軍が清國の同意を経ずして滿洲に送派せられたる如きと大に趣を異にし、曲直のあるところ極めて明確なりと辯破し、第二問題に對しては帝國政府は露國公文第二點を以て全然無根の虛説なりと聲明するものなり、帝國政府は丁抹海底電線に依て、露國電信の交附を停止したることなく、又露國政府の電信を破壊したることあるなし、若夫二月八日我が艦隊が仁川港にて二隻の露國軍艦に突然攻撃を加へたりとの非難に對しては、交戰狀態既に成立したりしこと、及び韓國は已に日本軍隊を仁川に上陸せしむる

に同意したるが故に、同港は少くとも日露兩交戦國に於ては、業に已に中立港たるの性質を有せざりとことを一言するを以て足れりとすと辯破し、第三問題に對しては帝國政府は捕獲審檢所を設立し、之に授くるに商船捕獲の適法なりや否やに關し、最終の決定を下すの全權を以てせり、此故に露國公文第三點に關しては茲に何等の言明を爲すべき場合に非すと辯破し、第四問題は殆んど問題とするに足らざるが故に、帝國政府は露國公文第四點の所説は全然事實の根據なきものたることを聲明すと云ひ、第五問題に關しては帝國政府は露國公文第五點所説の不精確なることを斷言す、帝國政府は露國公使に對し、韓國より退去せんことを直接にも亦間接にも要求したることなし、二月十日駐韓佛國代理公使は來訪して告ぐるに露國公使は韓國退去を希望し居るを以てし、之れに關し我公使の意を尋ねたるに付、我公使は露國公使にして其隨員並に公使館護衛兵を隨へ、平和に退去するに於ては、日本軍隊を以て充分之れを保護すべき旨を答へたり、此の次第は其の後日佛兩代表者の間に書翰を以て互に確められたり、斯くて露公使は二月十二日を以て任意に京城を退去し、而して我は仁川迄は日本兵士の護衛を附したりと辯破した

露國赤冊開
戦の責任者
を明言す

り。

露國は日本の行動を非難するに勉めたること此の如しと雖、抑も其こゝに至らしめたる原因は露國自身に在り、即ち日露戦争に關する露國政府の赤冊(外交文書彙纂)に於ては、主として千九百三年六月より開戦に至る迄の經過を記載し、其劈頭に於て、露國政府は始め滿洲に於ける自國の權利を以て、韓國に於ける日本の權利と同様の基礎の上に在るものと認めたる旨を明記せり、而して日本政府も初め前述同様の見解を持したるものゝ如く、隨て若し此際此の見解を基礎として、日露兩國互に交渉を開始したらんには、兩國は早く融和することを得たりしならん、然るに極東太守アレキシーフは、政府の意に反し、前述の方針を變更せり、即ち彼は熱心に政府の方針を駁撃して、露帝の心を動かし、竟に従前の態度を變改せしむるに至れり。千九百三年九月に於てアレキシーフは、主張して曰く、露國にして若し滿洲を捨てんか、是れ即ち威嚴の失落を意味するものにして、威嚴を失ふとなくして滿洲を捨つるは不可能なりと、然れども元來露國は滿洲還附を嚴格に約束したるものなるに、極東太守が斯くの如き暴言を吐く所以のものは、破約を斷行するにあらざ

るよりは、露國の威嚴を維持する能はざる旨を表明するものに外ならず、太守は亦其報告書に附言して曰く、露國は宜しく滿洲占領を斷行すべし、且つ之れと同時に韓國に於ける日本の勢力を否認し、其自由行動を阻礙すべしと、其後ち幾可もなく又「露國は滿洲全土を把持せざるべからず、且つ日本の北韓占領を許容すべからず」と、建言したり。是れアレキシーフ太守の黨與たるベズペラゾフは、此時既に北韓に於て廣大なる森林伐採權及び其他諸種の特權を獲得したるを以て、飽くまで日本壓迫策に賛同し、相互に深く結ぶところあり即ちアレキシーフ太守が露國の爲めなりと云ふ政策は取りも直さず自己の懷を肥すの政策なり。露國の此の態度は、云ふ迄もなく日本の不滿を買ひたるものと云ふ、是れ實に日露開戦の直接原因なりと謂ふべきのみ。越へて十二月に至り、露京聖斯堡得に於てアレキシーフの黨與にして、當時極東政務委員會長の職を帯びたるアバザ提督は、極東問題に付き意見を發表して曰く、露國にして若しもアレキシーフ太守の説を奉せんか、開戦の危険を冒さざるべからず、然れども日本は不良の境遇に在り、到度露國に對して抵抗を持續すること能はざるべしと、而して同提督は一の好案を提出して曰く、露國

は直接に挑戦することを避けて先づ交渉談判を破棄すべし、斯くすれば日本は時を移さずして直ちに朝鮮を占領することあらん、乃ち露國は早速此機を利用して抗議を提出すべし、他の列強も恐らく此際抗議を提出するならんと、簡易に云へば露佛獨が三國同盟を形成して、旅順口を日本の手より奪ひたる遊戯は、此際にも繰返さるゝならんとするものゝみ、此の驚くべき計畫に對し露帝は明かに裁可を與へたり。而して之と同時に露帝は開戦前約一個月即ち一月八日を以て東亞各軍團に動員令を發し、且つ旅順口及浦鹽斯德には攻圍に對する防禦を爲さしめ、其他一般の戰鬪準備を爲す可く警戒を傳へたり。其後數日を経て、アバザ提督は前述の行動は、是れ手段を以て日本を誘引して韓國を占領せしめ、以て國際法違反の汚名を日本に與へんとする露國の政略なりと明言し、又露帝は開戦前數時間アレキシーフ太守に向ひ朕は日本人が先づ砲火を開かば兎も角、若し然らざるに於ては露國人自ら干戈を執りて戰爭を開始すること無からんことを希望す、然れども日本にして若し北韓の海面に艦隊を派遣することあらば、卿等は敵の發砲を俟つことをなくして直ちに彼等を攻撃するも可なりとの勅電を發せられたり。

以上述ぶる處は露國政府自ら發布したる官報に掲載せる事實談にして、是れ極めて明白に、日露開戦の責任の孰れに在るやを指定するものなり、此事實を證せんには、ベツラゾフの計劃を知らざるべからず、紐育サン紙上に此間の消息を傳ふるものあり、註Bを再び參照すべし。

第四節 局外中立

局外中立態度に付き日本に對し、壓力的危險の伏線ありしものは、日清戦役に於ける露國の態度たりしは已に(第一編第一章第五節)に之を述べたり、日本國力の發展と、日英同盟の暗に列強に示せる勢力と、列強關係の現状とは、皆共に大に日清戦役と狀勢を異にし、壓力的危險を感ずること日本に取りては頗る僅少なりしも、唯國際法上の中立諸問題は頗る其の繁多なるを見たるのみ(後章參照)。

然れ共、日本政府の爲めに大に虞るところなからざるを得ざりしものは、清國の態度なり、是れ壓力的危險に非すと雖、其態度に依りては事局の紛雜を生じ、重大なる不利を來すべきを以てなり、即ち其初め日露兩國衝突の場合に於て、清國をして如何なる態度を執らしむるを可とすべきやの問題は、日本政府の最も慎思熟慮を費

日露開戦に
付き清國の
態度を
定むるの
必要を政に

したる所なり、其結果萬一の場合に於ては、清國をして中立の態度を守らしむるを緊要なりとし、依て此の方針を取り、清國政府に勸告し、又二月九日を以て英米佛埃伊等の各國に駐在せる公使に向ひ、日露兩國開戦の場合に於て、清國は如何なる態度を執るを可とするや、は、帝國政府に於て慎重に考慮を加へたる問題なり、日露兩國の紛争は、日本の利害に關すると少なくとも同一の程度に於て、亦清國の利害に關すべく、而も我帝國政府は人衆に於ても、亦材料に於ても、無限なる清國の資源を我が用に供するの利なるを充分に認識すと雖も一方に於て若し清國にして交戦の態度を採るとせば如何なる結果を生すべきかの點を看過する能はず、願ふに此の如きの態度は清國の財政をして、更に一層の紊亂に陥らしめ、爲めに清國をして縱令其の債務履行の不可能迄に至らすとするも、之れが困難に苦しむに至るべく、同國の外國貿易亦不幸の結果を生ずべし、而かも其の弊尙之れよりも甚しきものあり、他なし即ち之れによりて排外的感情の再起を清國內に誘致し、世界の各國は、再び千九百年の事變と同一の出來事に遭着するの已むを得ざるに至らんも、亦知るべからざる事是なり、右の次第なるを以て、帝國政府は清國政府に對し、日露兩國開

戦の場合に於ては中立を守り、且つ國內の秩序及靜謐を保維するため、出來得る限りの手段を盡すべきことを忠告したり」と訓令し、且つ亦訓令の末段に於て「若し清國にして中立の態度を保持せんには、露國に於て之を尊重する限り、帝國政府も亦之を尊重すべき旨を確保せらるべし」と附言せり。又日本駐劄米國公使は、本國政府の訓令を奉じ、十二日付公文を以て合衆國政府は日露兩國間に開始したる交戰行爲の進行中、兩交戰國に於て清國の中立並に出來得る限りは、同國行政の保全を尊重し、且つ交戰地域を可成局限し、以て清國人民の猥に動搖擾亂するを防遏し、兼て世界の商業及交通上の損害を可成最低度に止めしめんとを切望する旨を、日本政府に照會せり。(此覺書合衆國政府より日本政府へ致さるゝと同時に、露國政府へも送附せられたるものなりヘルシ 國右に對し、日本政府は翌十三日付公文を以て、本件に關しては帝國政府は全然合衆國政府と其の希望を一にするが故に、露國政府に於ても、同様の約束をなし、且右約束を誠實に遵守する限り、帝國政府は露國占領の地方以外に於て、清國の中立、政府及行政の保全を尊重することを約束するの意思なる旨を回答せり。又日本駐劄英國公使は、英國政府も亦清國政府をし

清國の中立
聲明

て滿洲を除くの外清國領土の全部に於て中立を守らんとすることに關し米國政府の希望に賛同する旨を日本政府に告知せり、又日本駐劄獨國公使は、本國政府の訓令に基き、十三日口上書を以て、大要米國政府と同様の希望を述べ、併て獨國政府は日露兩國に於て戰爭の當初より交戰地域之を地理的に例せば滿洲に限ると明定以外の清國領土は、之を中立と認め、且今後戰爭中之を中立地として取扱ふべきことを承諾するときは、右の目的を達し得べしと思考する旨を通牒せり、右に對し日本政府は十四日を以て、前記米國公使に對する回答と同一の旨意を答へたり。清國政府は在日本駐劄同國公使に訓令し、十六日公文を以て、日露和を失し、朝廷は共に友邦たるを以て、鄰交を重じ、上諭を奉じて局外中立の例により、處辨するの議は、已に各省に通達し、一體に遵守せしめ、且つ地方の取締方を嚴命し、商民教徒を保護せしむ、盛京及興京は、陵寢宮殿の所在地なるが故に、當該將軍をして嚴重守護の責に任せしめ、東三省に於ける城地、官衙、民命財產は兩國均しく損傷するを得ず、原有の清國軍隊は彼此相犯さず、遼河以西に於ける露兵撤退の地は、北洋大臣より兵を遣はして駐劄せしめ、各省及邊境内外蒙古は、凡て局外中立の例に照して處辨し、

兩國の軍隊をして聊かも侵越せしむるなく、若し境界内に闖入するときは、清國は自から當さに之を欄阻すべきも、以て平和を失したものと見做すべからず、但し滿州の地は外國駐劄軍隊が未だ撤退せざるの地方にありて、清國の力未だ逮ばざるあるを以て、恐らくは局外中立の例を實行し難からん、東三省の疆土權利は兩國の勝敗を論せず、仍は清國の自主に歸し、佔據するを得ず」と言はしめたり。之に對し日本政府は、十七日付公文を以て、『帝國政府は出來得る限り、貴國內に於ける平和なる事態の攪亂を防遏せんことを希望するものなるを以て、露國に於ても同様の舉措に出る限り、貴國の中立を尊重すべし、帝國軍隊が戰時に於て守るべき交戦法規は素より素に財産を破壊するが如きことを許容せざるを以て、盛京及興京に於ける陵寢宮殿並に各地所在の貴國官衙が、露國の所爲に原因するにあらずして、何等損傷を被むることなかるべきは、貴國政府に於て之れを安せらるべく、又戰闘地域内に於ける貴國の官民に關しては、軍事上の必用之を允す限り、帝國軍隊に於て其の身體財産を充分に尊重保護すべし、尤も該官民に於て、帝國の敵たるものに幫助及厚遇を與ふる場合に於ては、帝國政府は臨機必要の措置を採るの權利を保留す

帝國と露國と旗鼓相見るに至りたる、素より征略の目的に出でたるにあらず、偏に我が正當の權利及利益を防護せんが爲めなるを以て、戰爭の結果、清國を犠牲として領土獲得を行ふが如きは、毫も帝國政府の意圖に存せざる所なり、將た又貴國領域中兵馬の衝に當れる地方に於て、採ることあるべき措置に至つても、一に軍事上の必要に因るものにして、敢て貴國の主權に對し、毀損を加ふるにあらざること、貴國政府に於て篤と領會せられんことを希望す」と回答したり。又露國政府は先に米國政府の日本政府に對すると同一の照會に答へ、米國政府に向ひ、帝國政府は清國の安寧を保障するの希望に賛同し、清國の局外中立の目的を以て左の條件に依り、他諸強國の協商に加入するを辭せざるべし、(一)清國は自から局外中立の條項を忠實に遵守すべきこと、(二)日本政府は其の列國と締結したる該約定、並に國際公法上一般の認識せる原則を忠實を遵守すべきこと、(三)滿洲は時局の變遷に由り、軍事行為の地たるに至るべきを以て、中立地域は如何なる場合と雖、同地方に擴張せざることを豫め諾し置くこと」と言明したり。是に於てか清國の態度を定め、交戦地域の制限を立て、中立地の範圍は明白となれり。即ち露國が約束を嚴守する限りに

於て、露國占領地以外に於て清國の中立を尊重し、遼河以西の地を中立地とし、遼西は清國軍駐屯して中立を嚴守することと定めたり。(中立に關する實行上の紛議は後章國際法問題の項にあり)。

列國は日露交戦に對し、二月十一日を以て英・米・伊・西の四國、二月十二日を以て清・佛・和・埃及等の政府、二月十三日を以て獨伯の二國、二月十六日を以て比・律賓政府、二月十七日を以て澳・洪國政府、二月十九日を以て亞爾然丁及瑞西、四月四日を以てルーマニヤ、四月三十日を以て瑞諾政府、五月四日を以て丁抹政府等中立宣言を爲せり。(中立宣言中、特に注意すべきものは米西戦争の際に於ける佛國の中立規程なり、後章國際法問題の章中に詳かなり、尙各國の宣言を見んと欲せば、國際雜誌第三卷第九號及第十號を参照すべし)。

第五節 日韓關係の更改

此の場合に當りて韓國の位置を明白ならしむることは頗る緊要なり、是れ同盟協約の締結を見たる所以にして、即ち日韓兩帝國間に恒久不易の親交を保持し、東洋の平和を確立する爲め、韓國政府は日本政府を確信し、施政の改善に關し、その忠告を

日露戦争に對し日韓關係の更改

容るゝこと、日本政府は韓國皇室を確實なる親睦を以て安全康平ならしむること、日本政府は韓國の獨立及領土保全を確實に保障すること、第三國の侵害に依り、若は内亂の爲め、韓國皇室の安寧或は領土の保全に危険ある場合は、日本政府は速かに臨機必要の措置を取るべく、韓國政府は日本政府の行動を容易ならしむる爲め、十分の便宜を與ふること、日本政府は前項の目的を達するため、軍略上必用の地點を臨機收用するを得ること、兩國政府は相互の承認を経ずして、後來本協約の主旨に違反すべき協約を第三國との間に訂立するを得ざることと定め、尋て韓皇は既往露韓兩國間に於て締結せられたる條約及協定は總て之を廢棄し、全然無効たることを宣明したり。

*A アレキシエフ將軍と増祺との條約案

- 一、増將軍は奉天府盛京省の治安に必要な處置を施し併せて鐵道敷設工事に就て露國を幫助す可し
- 二、増將軍は總て前記地方に於て軍事に關係せる露人に宿舍及食料等の便宜を與ふ可し
- 三、増將軍は同上地方に於ける清兵一切の武装を解き是を解隊し露軍が未だ占有せ

ざる兵器製造所の武器は悉皆露國武官に引渡すべきことを誓約す

四、増將軍は露國官吏立會の上露國が未だ占有せざる前記各地の武装を解き軍事上の防禦物並に火藥庫等を破壊焚燒す可し

五、露國占領の牛莊及其他は露國政府に於て平和秩序の回復したりと認むる時は清國行政の下に復歸せしむべきを約す

六、秩序法律維持の爲め清國官吏は増將軍の指揮の下に警吏を使用するを得へし

七、全般の監督權を有する露國辨理官は奉天府に駐屯し重要な事項は韃靼將軍より右辨理官に詳細報告すべきものとす

八、發生の事變にして清國警吏の鎮定する能はざるものは韃靼將軍は之を奉天駐在の露國辨理官に告げ必要の援兵を請ふ可し

九、此約款は露文を原文となすべきものとす

紐育サンは露國開戦の責任者を論じて曰く、ラムスドルフ伯の平和主義たりしは終始明白なる事實なり露國の方針は其當局者の定むる所にあらずして黑幕の定むる所なりしは又明白なる事實なり黑幕とは誰ぞ露帝の寵臣ベソペラソフ氏實に其人なり。氏は何等の官職をも有する人にあらず氏の人となりに関し通信員の報ずる所は左の如し、

露國が極東に於て別に云爲せざるに際し、氏は露帝をして其極東版圖より莫大なる歳入を得せしむるに盡瘁し同時に自己の爲め種々なる特典を得たり氏は露帝の内事を

處理するに奏功したる爲め氏を極東より召し外務省極東事務官に任命せられたり氏は大公爵アレキサンドル、ミカエルガイツテの着眼する所となり遂に其眷顧を蒙るに至れりベソペラソフ氏の擁護者の何人なりしやは之れを知り難しと雖氏の露帝に對する勢力は須臾にして隆々増加し進んで滿州に於ける秘藏の富源を自己及同臭味の徒に收めしむべき事變を激發するに至れり。氏は平和の必要を上奏したるに拘らず著々として主戰主義の行動を取れり顯官及海陸の將校は氏の買収又は阿諛に依り氏の主張に屈從し孰れも極東事務官は露帝の權能を以て談論するものと信ぜり大藏大臣ガイツテ氏は一新妨礙に逢着せり即ちベソペラソフ氏の政策の成功は云ふ迄もなくガイツテ氏の主義の破滅なりしことは是なり、然るにベソペラソフ氏の巧慧なる敢て大藏大臣と確執するの愚を演ずるものに非ずと雖も速に之を除却せんことを企圖せり此時に方りガイツテ氏の歳入増加案に反對する内務大臣プレヴェー氏はベソペラソフ氏の援助者となれり。農民は己に重税に呻吟せるに際し國內に續々災殃を催生すべき新税賦課の擧あらんとす内務大臣之に慷慨たらず知らずベソペラソフ氏の藥籠中のものとなれり、氏は内務大臣と呼應しガイツテ氏の政策が農民に及ぼすべき結果に付アレキサンドル、ミカエルガイツテ大公に向ひ虚偽なる陳述を爲せり。ベソペラソフ氏は己にガイツテ氏の財政策より生ずべき結果に關する自家の意見を露帝に首肯せしめたるを以てラムスドルフ伯がガイツテ氏を援助するは無益のこととなり次てプレヴェーに詰問するに至れりプレヴェー氏は露帝に大藏大臣の交迭ありたき旨を上

奏せり但し氏の言動は平和及商業發達を希望するの誠意に出でたるものなりアレキサンドル太公及びブレヴェー氏ベソラソフ氏對ウイツテ氏の軋轢は日々盛にして數日に亘り終にウイツテ氏の辭職を見るに至れり形勢既に斯の如きに際してベソラソフ氏は露都に於ける陰謀の成行に制肘せらるることなく極東の戰爭に傾意し着々之を招致せり氏は既にグイツテ氏の煩累を脱し兼て自己が極東時事に聰明なる人物として着服せるアレキシーフ提督に注意を傾け之に特典を附與し利益を分配し徐るに其歡心を買ひ露國滿州を主宰せば自家の幸運たらんことを悟了せしめたり前陳の行動は巧妙なる考量の餘に出でたるを以てラムズドルフ伯の異議と露帝の意平和にあるとに拘らず露國遂に未曾有の侵略策を遂行するに至れり思ふにベソラソフ氏が地圖上露國の雄大なるを觀たる時其の心理嘗てラムズドルフ伯を誘惑したるが如き感想の生じたるならんか加ふるにベソラソフ氏の思慮は鄙吝校措卑しむべき點あり即ち自利を増進せんとするに即ち是れなり亞細亞を橫斷して挺進するの一事は自家策略上必要にして其處置は己に着手せられたり氏の策略成功するに垂んとする際不幸にも障害は時局の趨勢を一變し氏の計劃に一頓挫を來したれども氏は尙ほ此秋に乗じて自己の目的を成就せんと企てたり即ち氏は其結果としてアレキシーフ提督をして先づ更に進んで極東總督に任命せらるゝに至らしめたり露國海軍は既にアレキシーフ總督の指揮に屬したるに尙同總督をして行政權を掌握せしめたるは益々戰爭に接近する所以の措置なりき斯くしてベソラソフ氏が徐々と露國

をして強行せしむる時局の發展に對する道程を開けり爾後の歴史は世の熟知する所なるを以て贅せず然れどもラムズドルフ伯に對する公論及露皇陛下の辯護上一言せざるべからざるものあり即ち露國の東亞に對する方針は外務省に淵源する方針に非ら伯はベソラソフの所爲を怪訝したりと雖容喙するの力なかりしなり露國に於ける極東事務委員はラムズドルフ伯を蔑視し且つ陸軍大臣クロバドキン將軍及其他軍事當局者の言を容れざりき同委員の言は大勢力を有しベソラソフ氏は委員の命令の遵守せらるゝ様留意せり然るに實際上委員は氏の拘束する所なるを以て命令を發することなかりしなり日露戰爭將に生ぜんとするや氏は説くに姿勢を以てし日本國は韓國の富源を利用せんが爲め堂々たる露國に挑戦するのみと確保せり此見解は終局まで承了せられたるを以て局面一變するに及んで驚愕したるの甚しきは露帝諸大公及諸大臣の右に出でたりアレキサンドル太公はベソラソフ氏の陰謀を看破したるも時機既に遅かりしのみ

*C日露開戦前に於ける外交秘密としてナシヨナルリビュー紙上に佛人アンドレ、メグイルの所論あり曰く千八百八十八年三月廿八日露兵旅順に入れり膠州灣占領を過ぐる實に四ヶ月斯くの如き奸惡の行動の日本に及ぼせる結果は慘憺なるものありき即ち此の氣鋭激越にして野心あり愛國心に富み極東に於て大役を勤めんとせる國民は當時相持して動かす時かに時を待てり同國の膨脹せんには自ら大陸に踏臺を取得せざるべからざるを以て彼れは露國が滿韓に占據して彼の道を妨ぐるを看過する能

は千九百年の末に至るや日露の反目は既に憂ふ可き程度に達せり蓋し露國は拳匪事件後清國の侵略に對して自國の國境を防禦せざるべからずとの口實の下に滿洲を占領したるが是れ日本に取りては旅順口の占領よりも實に凶事なりとする所にして同時に滿洲に關する露清協商は東京にては滿洲地方を以て露國に合併せられたるに等しと思惟せられたり

此頃よりして佛國は日露の軋轢の益々増大し行く有様に就きて心配を始め一千九百一年九月「コンピエーニエ」に於て露帝と大統領ルーベール氏との會見あるや該問題に關する審議あり當時ルーベール氏露帝に對し音に露國の爲めと云はず露佛同盟の爲め平和を維持する必要を切論したるに露帝は全く意見を同くする由言明し且つ決して日本に對して戦争を布告せざるべきを證言せり

此形勢は二箇の解決あるのみ公平に日露の勢力範圍を分割するを基礎とせる協商を行ふか然らざれば開戦即ち是れなり是れ當時東京に於て思惟せられたる所なり日本が當時平和的解決を行はんとして努力せることは正しく之を認めざる可からず現に伊藤公は千九百一年(明治三十四年)の春歐羅巴に派遣せられたり蓋し東京政府思へらく露國の同盟國にして日本の友邦たる佛國は此種の微妙なる交渉に對して仲裁者の地位に立つならんと故に伊藤公は先づ巴里に來れり當時各種の偏頗誤謬の説ありしに拘らず公は佛國政府より公の豫期する所の資格ある歡迎を受け且つ當時の佛國外務卿アルカッセ氏は日露の融和に對して極めて賛成にして其盡力の結果千九百二年

の始めには此融和殆んど成立の域に達したるが如くなり然るに露國の決心の退々たりし爲めか將又日本の側に新なる要望の發生したるものか或は又此兩原因の併發したるものか宛に角英佛共に賛成したるならんと思はるゝ日露協約の代りに千九百二年一月三十日倫敦に於て正式の日英同盟調印せられ斯くて極東に於ける平和維持の最大希望は絶へたり獨逸の政策は暫し凱歌を奏せり若し日英露佛の間に戦争起りたらんには獨逸は直ちに四國の運命の主宰者となりたるならん。然れども佛國外務卿アルカッセ氏は之れを避くるの法、英佛默契の外に之れ在るなきを看破せり氏の卓見は爾後の出來事に依りて確められたり若しアルカッセ氏の千里眼なかりせば佛國は北海事件に際して旋風の中に捲込まるゝを避け得ざりしならん此の危険を防止し得たる政事家は確に國民の感謝を受くべき價値あり而かも其受けたる報酬は何ぞや殊に彼れに依りて其企劃を擊破せられ陰謀を曝露せられたる獨逸が斷じて彼を恕さざりし事實を思ひ來れば彼れに對する國民の忘恩は益々許すべからざるものと云ふべし千九百四年となるや日本は其能く露國に對抗し得べきを感知せり然れども露國は當時其極東軍の編成換を行ひつゝありて全く戦備なかりしなり即ち軍隊は兵裝悉く鐵道は竣工せず要塞は不完全に旅順口の造兵廠と海港は不十分に一言以て之を掩へば極東に於ける攻撃力は絶無にして防禦力は敵の侵入を防ぎ若くは長時期の抵抗を試むる能はず殊に國內の形勢怪しく一朝外國と事あらんには何時一般の爆發を見るやも計るべからざるの有様なりしが日本は熟く之を知れり否當時露國にて最も有

力の大臣たりしブローウエ氏は之れに對する氏の憂慮を掩ふことなく露國の現状は到底日本と開戦するを得ずと到る處に聲言したるを以て日本は自ら之を看過する能はざりしなり佛國の輿論は開戦の間際迄で露國側の樂觀主義に依りて動かされ居たり當時露國側にては其の必要を感じざる戦争の始まるべき筈なしと云ひ居たるなり併し佛國の外交は眞想を知ること是れよりも深く右の所説に耳を藉さざりき蓋し當時東京に駐劄せる有力なる佛國公使アルマン氏よりせる精確なる電報は日本の戰意に就きて何等の疑を挿むべき餘地を與へざりしが爲めなり當時英國の新聞紙通信社は形勢の眞想を認識して日々騒々しき報道を傳へたり然れども更に形勢の危殆を知らざりし佛國の輿論は愈々切迫するに及び自己の樂天觀を佛國外交の罪に歸し佛國の外交は盲目なりと攻撃せり

然れども我外交が何事をも豫見する能はずして戦争の勃發(暫し露佛同盟を廢滅せしめ延ひて佛國の利益を没却せしむべき)を防止すべき何事をも爲さざりしと云ふは眞ならず若しテルカツセ氏にして開戦の少時前に當り尙ほ且つ氏が戦争を避け得べきを希望し居たることを漏示したりしならんには氏を以て戦争を幻想視し居たりと云ふが如き説は起らざりしならん否氏を以て悠々自適せる樂天家なりとし且つ日露の危険なる異見を調停せんが爲め何等の爲す所なかりしと云ふが如き説は益々起らざりしならん凡そ外務當局者たるものは路傍の他人に外交上の秘密を漏示するの義務なく將た亦進行中の談判を開陳するの責任なし隨つて其憂慮する所をも亦秘密に嚴

附するを得べし信すべき説に據ればテルカツセ氏は一友人が氏に對し日露戦争防止に對して爲す所なかりしといふ氏に對する非難を指摘したるに實に左の如き言を爲したりといふ余は此種の批難の國會の壇上より爲さるゝまで辛抱すべし余は外交の事は外務當局の可なりと見るに委せて處理せんとするものなり何んとなれば外務省の記録課には有力なる論據存在すればなり」と若し露國にして朝鮮問題に付きて讓歩せざれば日本斷じて露國を討たんと決心せることは佛國外務省の認めたる所なりし左すれば我が外交は誘惑に陥ることを肯ぜず眞箇の形勢の重大なることを看取して日を迫ふて益々甚しきを加へつゝありし危険を免除せんと努力したりしなり然かも不幸露國の躊躇と閣臣の意見衝突は佛國の調和的行動をして無効に歸せしめたり試みに此の事實を調査せん

日露間の隠れたる軋轢は千九百三年の春に至り突然危殆なる新生面を開きたり露國と雖敏慧なる人多し就中ラムズドルフ伯を以て其最と爲す彼等は當時極東に於て漸く至らんとする暴風雨の危険を知れり是れに先たつ幾ヶ月夫のツイツテ伯の極東より歸來するや伯は一篇の上書を爲し日露暗闘の危険なるを切論し且つ朝鮮に就きて日本を満足せしむるが如き妥協を作り以て一時の解決を行はんことを唱道せり又此の年五月時の陸軍大臣クロバトキン將軍滿洲及び日本に向ひ派遣せられたり其の使命は戦争に備ふ可べき最良の手段を發見すること日本の武力を研究すること及び日本と極東に於て融和を作り得可き基礎を研究すること是れなりクロバトキンの出發

に先たち皇帝のモスコ行幸あり即ち其前夜重要なる御前會議開催せられクロバトキンの使命に付審議を爲せり此際クロバトキンは熱心に其意見を吐露し露國は目下戰備整はず然かも開戦せば三十萬の兵と八千萬磅の國幣とを要するが如き戰爭は反對にして余の意見を以てすれば日本と協約を作り以て極東永久の平和を維持するの遙かに優れるに若かずと論ぜり故に將軍の滿洲日本行は調和的精神を以てせられたり故に先づ旅順口を訪ひ次で下關を経て六月十二日東京に到着すれば即芝離宮は將軍の使用するに委せられ天皇皇后兩陛下茲に皇太子殿下より謁を賜ひ且つ概するに款待を以て浴せかけられ而して凡ての駐屯兵を檢し凡ての軍事的工廠學校を訪ひ陸軍大臣と長時間に亘る會見を爲せり當時クロバトキンは世人の推せるが如く何等特別の外交的機能をも有せず單に軍事的使命を帯べるに過ぎざりしを以て彼れは日本政治家と何等の豫備談判を開かずしも然かも彼れが少時期の東京滞留よりして日本の恐るべき軍國なることを確め益々自己の平和的傾向を固くしたりとは消息に通ぜる露人の能く知る所なり六月十六日彼れは東京を去り京都神戸を経て旅順口に向へり當時日本の輿論はクロバトキンの來訪は日本政府をして國民の意に滿たざるが如き協約を作らしむるの刺激とならんことを恐れ多數の人士は開戦を必要とする建白書を政府に上り又一面に於ては東京大學の教授七名外務大臣小村男を訪ひ滿韓交換の不可なるを陳述し新聞紙は概して露國に善からずして英國との同盟を謳歌し就中伊藤侯の機關にして溫和なる日々新聞は露國の滿洲政策を批難すること殊に峻烈なりし之を要するに新聞紙も等しく排露的感情を言明し政府に對して強硬なる政策を強ひんとするもの如くなりき

クロバトキン將軍は此の二度目の旅順行に當り軍事會議を催し時の旅順總督たりしアレキシシフ提督清韓駐劄露國公使館附武官テシノ將軍在滿洲露國軍務官附近西比利亞諸洲知事並に千九百年の北清事變に際し大立者たりしウオーガツク將軍等出席せるが就中ウオーガツク將軍は聖斯得堡より特別列車にて來會せりクロバトキン將軍は此會議に於て再び詳に其所見を説明せり即ち將軍の切論せる所に曰く編成並に滿洲に於ける軍事的設備の維持に不十分なる露國は殊に日本の如き強敵に對しては如何なる代價を拂ふとも妥協を遂ぐ可く且の極東に於ける自國の膨脹を制限せざる可からずとクロバトキン將軍自著の日露戰爭史に曰く千八百八十六年三月十九日に至り日本皇帝は七年を期して現在の兵力を二倍すべく陸軍増設の詔勅を下し給へり而して此詔勅の如く千九百三年に至りて豫期の擴張を遂行し得たり然るに露國陸海軍首腦者等は致て斯くの如き強大なる陸海軍が隣邦なる日本に於て建設せられつゝあるを輕々に看過したるには非らざるも彼等は單に統計を作製して計算するをのみ唯一の能事となし日本が一艦を新造し一個師團増設したる事實を計算表に記入することゝを誤まらざらんことにのみ是れ勉めつゝあり斯の如くにして露國は日本の勃興に對し其の實際の價値を適當に鑑識するを致てせず又歐洲の標準によりて日本の武力を測量するの適當なること認識せずして漫然之れを看過したるなり故に日露戰

争以前に於て日本の武力に關し露國の有したる最新の報告は露國參謀本部が東京駐劄露國公使館附武官パプロスキー大佐及其他の武官より接受せる報告を基礎として編纂したるものにして今其の内容を記せば日本は臺灣駐在の軍隊を除き平時に於ては士官八千百十六人兵員十三萬三千四百五十七人戰時に於ては豫備將校を除き士官一萬七百三十五人兵員三十四萬八千七十四人及之れに加ふるに未だ軍隊の訓練を受けざる新募兵約五萬を有するの外如何なる種類のものも此以上附加せらるゝことあるなしと記載しありたり然れども露國を煽動して滿韓に覇を唱へしめんとせる連中に對し將軍の此の助言は不幸にして感動を與ふる能はず既に北韓に於て企圖を有せしベソペラソフ並に其の一味は極端なる膨脹論者の中に有り而して其の所見はアレキシーフ提督の賛同せる所にして彼等はクロバトキン將軍の溫和説を以て芟除せざる可からざる危険なりと認め且つ將軍が天稟平和的なる皇帝を遂に説得し去るに至らんことを憂ひたるを以て彼等は將軍の露國に歸るに先ちて事を未前に破壊せんと決心し特別列車に依りベソペラソフを歸國せしめ彼は聖彼得堡に到着するや直に運動に着手し極東に對する膨脹論を辯護し其の策は十分の外交的機能と廣大なる軍事的機能を授けられたる獨立不撓の長官を戴くの外他に之れあるなしと論じ遂に皇帝を説落して在極東全露人の十全に信奉せるアレキシーフ提督こそ正しく其の人なりとのことを信ぜしめたり是に於て七月三十一日一篇の勅諭煥發せられてアレキシーフを極東大守に任じ授くるにベソペラソフの奏せる凡ての機能を以てしたり極東

大守職の創設は戦争を助成したる決裁的事件なりとす何となれば日本は之れを以て露國が愈々活動するの決心をなしたるものと認め且つ事の此に至りし陰謀的事情を知れるが爲め本件の日本に與へらる影響は更に甚しければなり

露國外務大臣ラウストルフ伯の平和と調和の精神を有せる人なりしとは争ふ可からざる事實なるが伯は極東大守職の創設よりして日本と談判を行ひ難くなりたるが爲め之を憤慨すると同時に露國の政策をば彼の一派の個人的野心と利益に隸屬せしむる其結果を憂慮せり殊に右の行動の遺憾とす可きは東京政府が妥協を爲さんとて之れに先だつ僅々數日前聖彼得堡政府に向ひ直接の提議をなしたる其の際なればなり

九月露帝はスキエルネブイス、ムールツスタツク井にダルムスタツトに行幸せられラムスドル伯は同月二十四日ダルムスタツトに於て皇帝に會し更に境地利まで扈從し同國に於て同國外務大臣アルホウスキイ伯とマセドニア問題を議し終りに皇帝と共にダルムスタツトに歸還せるが伯は日本との談判管理を帝國政府の手より離すの危険なるを皇帝に説明せんと力めたるも遂に其の効なきが如くなりしを以て斷然印綬を解かれんことを請はれ且つ當時絶對に何等の危険なきことを明言せられたり然るに愈々同時に伯に於て再び極東問題の談判を管掌すべきことを明言せられたり然るに愈々獨逸を出發して歸國せられんとするに際し露國皇后スキエルネブイスに於て御不例の事あり爲めに露國皇帝の聖彼得堡に歸還せられたる頃には時機既に手後となり居たりき露帝の行幸中アレキシーフ并に其一派は意の儘に振舞ふ事を得んが爲め活潑

に其の膨脹政策を實行したり即ち北緯に於ける鴨綠江森林會社の行動は當時頗る重大なる事實となれり何となれば同社の爲めユサツクの枝隊派遣せられて鴨綠江岸を巡邏するが如き事例あり既に露國に對する憤慨十分に發展し戰爭は遂に避くべからずと認め居りし日本にては各種の流説あり曰く露國は韓國の領土に要塞を建築しつゝありと此の風説は聖彼得堡にては極力否定せられたれども然かも否定は却つて日本に於て著しき疑念を惹起し國民の感情益々激發せられたり思ふに斯の如き形勢斯の如き空氣の外交談判に取り極めて好ましからざるは直ちに看取するを得べく殊に露國例にては帝國政府と極東大守府の所見相乖離せること明白なりしを以て其然るを見るべく延て日本をして露國は妥協を遂ぐるを欲せず單に時日を遷延せしめつゝあるに過ぎずと思はしめたる素より其所にあり

宣戰後公にせられたる日本の覺書を見るに東京政府はアレキシーフの外交を信任せざりしこと談判の露部に於て自國公使とラムズドルフ伯との間に行なはれんことを希望したることを知るべし即ち覺書に曰く日本政府は成る可く速に解決を告げしめんが爲めに聖彼得堡に於て自國公使と露國外務大臣との間に談判を行なはんことを希望したり然かも露國政府は皇帝の國外旅行並に其の他若干の理由を名として絶對に之を拒絶したるを以て遂に東京に於て談判を行ふに決せりと談判を露國政府の手より離したるが如き大々の過失は悲しむ可き結果を來したるのみならず之を以て開戦の主要なる原因と認むるも差支なからんアレキシーフの談判は一月十六日まで長

引けり由來日本の希望は朝鮮の主人公たらんとするにありて其の外交も亦此の目的に向ひ定針せられたり然かも露國否な寧ろ露國政府の極東部は北緯三十九度に於て朝鮮に中立地帯を設置す可しか若しくは朝鮮を軍略的に使用すべからずと凡て東京政府の承諾し難き條件を付するに非ずんば日本の要求を證議せずと云へるを以て日本亦之れに報ゆるに滿洲に於いて露國の獲得せる凡ての權利は之れを認むる能はずと云ひ斯くては到底解決を告げ得可しとも見えず形勢は益々險惡となり優りしが其の見直したるは一月十六日日本が最後の提案をアレキシーフに電報したる後にあり此の時ラムズドルフ伯は皇帝をしてアレキシーフの侵略的政策の危険なることを感得せしめ再び自己に於て談判を管掌し且つ之れをして満足なる解決を告げしむるに必要なる讓歩を行ふべき權能を得佛國政府は露帝が此の喜ふべき決斷に出でたりとの通牒に接し此の機會を利用して再び聖彼得堡政府に照會するに紛議を平和的に解決するの可なることを以てしたるが英國政府は全然佛國政府の行動を賛成し佛國外務省に向ひ斷言するに英國又其の同盟國に對し同様の助言を與ふべきを以てし又ラムズドルフ伯は佛國政府に通牒するに露國は紛議を取急ぎ満足に解決せんことを希望する外更に他意あるなきことを以てしたれば一月末となるや歐洲各國政府は形勢を以て遂に救はれたるものと思惟し居たり一月二十五日聖彼得堡駐劄日本公使栗野氏は本國政府の訓令を奉じてラムズドルフ伯に向ひ日本の最後の提案に對する露國の回答の大凡何日頃なるべきかを漏示せんことを請求したり本件に付き開戦後

公にせられたるオツフィシャル、メツセンジャーに左の如き記事あり曰く
栗野氏は露國皇帝は當局者と極東總督に諮詢せられたる後露國の回答を起草す可
き特別參議會を任命せられたり而して該參議會は一月二十八日を以て會同すべく
皇帝の裁可は多分二月二日までは與へられざる可しと通告せられたり
と余はラムズドルフ伯が果して前記の如く特別參議會開會のことを告げたるや否や
を知らず然かも一月二十五日露國外務大臣が栗野公使に對して露國は二月二日を以
て其の回答を與ふべきこと此の回答は日本が北部朝鮮に城塞を築造せざることを條
件として朝鮮に於ける日本の勢力を認識すべきを以て日本を満足せしむべきことを
明言したるは事實なり即ち日本は更に干戈を弄すことなく一文の金を費すことな
くして數年前までは夢と認められたる處のものを獲得するを得可き筈なりしなり栗
野公使は眞にラムズドルフ伯との會談の模様を東京に打電し其の樂天的豫想を際す
ことなかりき二月二日栗野公使は豫て約束の露國正式の回答を受取りん爲め外務省
に出頭せり然るにラムズドルフ伯は云へり甚だ遺憾ながら回答は明日ならずは完成
せざるを以て未だ之れを與へるの場合に至らずと尙ほ附言して大略左の如く云へり
曰く「最後の間に至り我回答をアレキシーフに示すべしと皇帝に勸誘したるものあ
りて皇帝は之れに同意せられたり併し余は斷言すべし露國の意思は更に變すること
なる可く且つ明日は必ず回答を東京に送るべきを以て僅々二十四時間の遅延を來
すに過ぎず」と露國が今又行いたる遅延は實に不幸なるものなり之れを以て開戦を誘

致したる決裁的出來事なりといふも過言に非ず露國の回答更に二十四時間延期せら
れたりとの栗野公使の電報に接したる東京政府は早計にも之れを以て國交斷絶に均
しきものと判斷せり思ふに栗野公使の電報は二月三日夕日本政府に達したるならん
何となれば伊藤侯は同夜至急の御召に接し謁見終るや異常の參議會あり總理陸軍海
軍三大臣陸軍次官海軍將官三名出席の上會議七時間に亘り更に之れに次ぐに總理と
外務大臣は御前會議を催し遂に開戦の決議を爲し直ちに露國との電報通信を遮斷す
べきの訓令發せられ又日本艦隊は旅順口に赴きて一定の時間に於て奇襲を試みる可
しとの封緘命令を受取り二月四日午後倫敦駐劄林公使は東京政府の決斷に接する
と同時に栗野公使に(第一)日露の外交談判は遂に斷絶せることを露國政府に通告す可
きを請求し且つ(第二)公使は直ちに聖彼得堡を引揚げんことを傳達す可しとの訓令に
接し林公使は同日佛國の一新聞記者との會見に於て悲觀的意見を洩示せり是れ佛國
公衆に危機切迫を知らしめたる嚆矢なりとす同時に露國の回答はラムズドルフ伯の
豫想通り僅々二十四時間の遅延即ち二月三日を以て發送せられたり即ち露國政府は
此の日を以て三通の電報を發送せり此電報は一月二十五日ラムズドルフ伯より栗野
公使に説明せられたるか如く朝鮮に於ける日本の勢力範圍を認めたるものにして其
條件としては單に北部朝鮮に城塞を築造す可からずといふにありしに尙此の電報は露
國が日本最後の提案に對して些細なる修正を行はざる可らざるに至りし理由をも説
明せるものにしてアレキシーフ太守は之を在東京露國公使館に轉送す可しとの命を

受けた

既に余の述べたるが如く林公使は二月四日午後栗野公使に談判破裂に關する訓令と公使館引揚げの訓令を電報す可き旨訓令せられたるが此の訓令の栗野公使に達したるは二月五日朝なりし併し栗野公使は異常の出來事の爲に直に此の訓令を奉ずるに及ばずと思惟したり蓋し同夜ハーミテツ宮に大舞踏會あり皇族外交團並に官邊の面々招待せられ居たるを以て栗野公使は斯くの如き催しは之れを騒かさざる可き宜けれと思惟したるを以て此の爲す可き不愉快なる義務をは翌朝まで延期し衆と共に舞踏會に出席せり世に悲劇ありしと雖數時間の後に於て干戈の間に相見ゆ可き國人の催しに係る宴會に開戦の布告に等しきものを懷中せる外交官の參加するが如きは蓋し稀なり同夜此の有名なる催しに列せし某氏余に語りて曰く此の催しは特に華麗活潑なりしも其の胸中を隠す能はざりし栗野氏の悲哀なる相貌は此の催しに暗雲を翳せり願くは此の傑出せる外交家何日かは世に此の歴史的當日の所見を筆にせられんことを

翌二月六日午後四時栗野公使は其使命を果せり然れども親しくラムズドルフ伯(該談判中に於ける伯の平和的感情並に誠實は栗野氏の十分に諒としたる所なり)を訪ふの餘りに傷しかりしを以て公使は二通の覺書を露國外務省に送り其一は即ち露國が日本の提案に回答せざるを以て東京政府は遂に談判を中止したる事を宣言せるもの其二は即ち兩國の外交關係断絶したるを以て日本公館員は二月十日を以て露都を去

る可しと通告せるものは是なるが栗野公使は實にラムズドルフ伯に一書を添へて戦争の尙ほ避るを得るならんとの希望を表明したり是れ最後の問際まで平和を希望したる外交家において正しく眞摯の所言なりしならん然かも不思議にも栗野公使は市中の新聞賣りの叫聲よりして日本水雷艇の旅順の偉功を奏せるを聞き憂慮すること大方ならず之れを確めんが爲め佛國大使館に馳付けたるが同大使館に於て眞相を知り平和の望み今は絶へたりとて氏の落膽したるは親しく之を實見したる人々の永く忘れざる所ならんラムズドルフ伯は同夕皇帝に栗野公使の覺書を轉送し帝は劇場の樓敷に於て此の重大なる報道を受取られたり帝は雷に打たれたるが如くなり日本の決断は霹靂の如く露都を打てりラムズドルフ伯亦驚愕顛倒せり日露兩國將に妥協を遂げ得可しと思惟せられし其問際に於て形勢は突如として急轉直下し開戦は單に時間の問題なるが如くなりしラムズドルフ伯は日本公使の樂觀説に同する能はざりき何となれば日本の確に開戦を決せるは彼の知れる所なればなり東京駐劄露國公使ロイセン男は館員と共に直ちに日本首府を去る可きを訓令せられ同時に各強國駐劄露國大使並に清韓駐劄露國公使は電報を以て形勢を通牒せられたるが三日以來既に旅順攻撃の準備を爲しつゝありたる日本艦隊は八日夜奇襲を試み水雷を以て露國艦隊を傷けたりアレキシーフは此の重大なる出來事をば次の如き電報に依りて露帝に奏上せり曰く臣謹で奏す二月八日夜半頃日本水雷艇突然旅順港外にありし露國艦隊を襲撃し戦艦レトワイザン、ツエザレヴィイチ並に巡洋艦バルラガ損害を被れり損害

の程度は目下調査中なり臣は追つて更に電報を以て詳細を上奏す可しと斯くして戦争は始まれり獨逸主唱の下に下關に於て發芽したる邪惡の政策は實を結び此の實露國に取り頗る苦かりき然れども奉天、ハル、對馬の教訓後幸にして列國は再び一致協同を爲せり英國と露國は遂に其の眞利害を感得して一篇の妥協を作れり此の妥協必ずや幸福なる結果を來さん又日本は昨日の敵と仲直りを爲し佛國と協商を作り極東の問題は解決せられたり英佛の融和は益々鞏固となれり即ち千九百一年の秋に於て企圖せられ若し完成せんには確に戦争を防止し得たりと思はるゝ四國妥協は遂に事實となり世界政策は今や他國の不和に乗して自己の霸權を設立せんことを常に心掛けたる一ヶ國の便宜の爲めに濫用せられざるに至れり

余は無上の公平を以て日露戦争の原因を記述したるが是より得らる可き教訓は成る可く速に解決せざる可からざること即ち是なり若し然らずんば後日に至り遂に外交の到底處理し得ざる暴風起る可し世人宜しく此の教訓を感銘せざる可からず何となれば昨日の歴史は明日に至りて更に再び繰返さるゝことなきに非ざればなり

^{キD}日清戦争に於て始めに沈黙にして終りに豹變せし獨逸は日露戦争に對し如何なる感觸を有せしか當時獨逸帝國議會に於て獨逸の外交政策に關し同國ビュロー宰相の演説中に徴すべきものあり同宰相は先づ東亞細亞に於ける戦争に關し下の如く説述せり曰く此戦争に關する帝國政府の態度は極めて單純なり戦を未發に防ぎ以て平和を維持するは事到底不能に屬す故に政府は今や絶東に於ける闘争が世界の亂

たるに至らざる様及ぶ限りの手段を講じつゝあり獨逸が誠實に嚴正中立を保持するも亦主として此趣意に外ならず此中立の守持に依り獨逸は獨逸の利益に直接の關係を有せざる争亂の渦中に入れらるゝが如きは明かに知り得らるべく之れと同時に中立守持は畢竟我商業及び經濟上の地位を保護して能ふ丈け危害より遠ざからしむる最良の手段たるなり世間往々政府が驕端の破裂を見て喫驚せるを非難するものあり甚しきは余の讀みたる新聞紙中には政府は過當の樂天的觀察に依り人をして徒らに虚偽の平和を妄信せしめたりとなすものあり此の非難に對して余は答へて言はん倫敦巴里及露都に於ける有力なる幾多政治家も亦實際戦争破裂を見て喫驚せるに非ずや又熾熱せる日本の汽罐は日ならずして其破裂を見るべしとの意見を懷き居りし日本以外の政治家すら尙ほ且つ東京政府が正義の爲めに外交關係の絶斷を執行せし彼の瞬間を以て愈々之を執行するに至るべきを豫期せざりしは余の茲に斷言する所なり夫れ然り然れども余は更に一言せんとす危機一髪の際には政府は我國の外國に於ける利益を監視し而して暴風の未だ烈しからざるに妄りに國家たる船舶を行き之れをして坐礁し又は擱岸せしむるか如きことなき様第一の注意を怠るべからず若し弊端の未だ破れざるに當り早計にも我政府にして他より一層の悲觀的觀察を爲したらんには露都に於て吾人は戦亂の煽動者を以て目せられ不信用を招きたるや必せり他一方に於て吾人は日本が宣戦を布告することまでは開戦の企圖あるものとして日本政府を誣ゆるの權利を有せざるなり前陳の理由に依り政府は歐洲の他の政治的中

心と同様の程度に於て靜穩の態度を保たざるべからざりしなり況んや我國は利害の關係他國よりも薄きに於てをやと

次に清國の中立に關し宰相は述べて曰く政府は又清國の局外中立に干渉するところありたりとの非難を蒙れり然れども此點に於ける我政府の態度は純潔にして且つ非難を容るべからざる發意に基くものなり東亞細亞に於ける戦争が世界の亂たるに至らざることは隨に各國の利益にして何れにするも我獨逸政策に取りて利益なり而して清帝國が此の戦争に加はらざるは斯の如き世界的の争亂を防遏するに於て資する所極めて大なり清國の中立は亦清國の宮廷及び政府の動搖を防ぐに付き適當なる手段なり清國が戦争の渦中に引入れらるべしとの憂慮はやがて清國宮廷をして北京を退去せしむるに至るが如きことなきを保せず事茲に至れば清國に於ける歐洲人生命の安固は再び侵害せらるゝに至りしやも知るべからず此の秋に當り政府は歐洲一般の平和殊に同時に帝國の利益を擁護せんが爲めには清國の中立に容喙するの外なきを信じ而して清國の中立に關する此戮力は當時吾人が四方より受けたる誹謗即ち獨逸は戦争の機に乗じて清國の土地を割取せんとしつゝありとの邪推に對する最良の反證ならすんばあらず

*E 韓露條約廢棄勅宣書(特種條約棄棄に據る)

- 一、既往露韓兩國間に於て締結せられたる條約及協定は總て廢棄し全然無効とす
- 二、露國臣民又は會社に認許したる特許條約中今尙ほ條約期間内に在るものは韓國

政府に於て妨げなしと認むるものに限りは是まで通り之を繼續することを得せしむるも豆滿江・鴨綠江・蔚陵嶼に於ける森林伐採の特許に至りては元來一個人に許與したるものなるも實際に於て露國政府自ら之を經營するものに外ならず加るに該特許の規定を違奉せず濫りに侵畧的行爲を爲す者なるを以て該特許を廢棄し全然無効とす

第二章 開戦以後及戦争終局後に於ける

外交關係

第一節 戦争の経過

日本軍は開戦以來頗る幸運に立ち、二月八日正子旅順の夜襲を始め、仁川の海戦より、其海軍は一方に第一軍上陸掩護と、他方には海上の先制に立ち、旅順の艦隊をして出動する能はざらしめ、五月三日に至りて、壯烈なる閉塞行動は決行せられ、此行動三回に及び、海軍はこれより陸上よりの旅順攻撃の働力に共同することゝなれり。第一軍は既に五月一日を以て露軍を鴨綠江に破り、第二軍は恰も其五日を以て貔子窩に上陸し、普蘭店を占領して、旅順の背面連絡を絶ち、普蘭店の鐵道を破壊

戦争の経過

し、右方第一軍と連絡成り、十九日肖金山に戦ひ、此日を以て野津軍は大孤山に上陸し、三軍並頭攻進の姿を爲す、廿五日第二軍は金州及南山を占領し、六月八日第一軍及第四軍の一部は進撃して岫巖を占領す、恰も其前二日を以て乃木軍即ち旅順攻撃軍は上陸し、第二軍は之に代りて右轉し、得利寺に戦ひ、進んで熊岳城・大石橋等を占領す、第一軍は進んで摩天領の險を奪ひ、榆樹林子・様子嶺の激戦を経て、遼陽攻撃の右翼となり、第二軍は大石橋より前進して其左翼となり、第四軍は進んで仙家峪・盤嶺・柵木城を占領し、其の中央軍となり、三軍猛進、九月四日を以て遂に遼陽を占領し、十月四日露軍沙河に大攻撃を試み、十五日大敗す、兩軍其兵器及び兵力補填の爲め、自ら對峙の姿となれり、一方旅順攻撃軍の状況は、海上よりは強行偵察を行ふことと數次、兩驅逐艇の激戦を見ること亦數次、八月十日露艦大舉して旅順より出戰遁竄を計りて成らず、以後海上よりする威嚇砲撃強行偵察、掃海等殆んど數ふべからず、以て陸上の攻撃に共働したり。陸上よりは八月十九日第一回本線總攻撃を行ひ、九月十九日には第二回、十月三十日に第三回、十一月二十六日に第四回本線攻撃を行ひしも、各壘堅くして容易に陥らず、二〇三高地・赤坂山の如きは、實に慘絶の經

過を閲して、終に之を攻奪するを得たり。二〇三高地已に我手中に落ち、港内指掌の如く、露軍日々窘蹙、一月一日遂に開城するに至れり。此間浦鹽艦隊は數々出動して、或は旅順艦隊の行動に策應し、或は運送船又は中立船舶を臨檢又は撃沈し、七月十四日上村艦隊の撃破する所となれり。又露本國よりは増遣艦隊其全勢力を舉げて東航し、來り十二月三十一日にはマダガスカル島北端に達したり。日本軍は其一部を以て、已に北韓方面に行動しつゝ、一方奉天方面の戦機は日々熟し來れり。三十八年一月二十五日露軍大舉して黒溝臺を襲ひて敗れ、二月下旬より川村軍は最右翼として清河城に進出し、黒木軍右翼となり、野津軍中央軍となり、奥軍左翼となり、乃木軍は旅順より北進して最左翼となり、非常の速力を以て露軍の右背に進出し、三月十日に亘れる曠古の大會戦は奉天の野に行はれ、露軍大敗、日本軍は長驅して鐵嶺・開原・昌圖・綿花街・鶯孤樹・榆樹・蒼什・八寶屯・四面城等を占領したり、又北韓に於ける長谷川軍は六月十日鏡城を占領し、進んで富寧・富居昌斗嶺を占領したり。顧みて露の増遣艦隊を見れば、四月八日新嘉波沖を通過し、十七日を以て安南カムラン灣に達し、ホンコーへ灣に移動し、日佛の間に紛然たる交渉を生せしめ、已

にしてホンコーへを出で、五月二十七日二十八日を以て日本海上に激戦し、大敗して全滅したり。日本軍の一部は樺太方面に出動し、七月八日コルサコフを占領し、進んでウラジミニロフカブリジネエを占領し、北部攻撃軍はアレキサンドロフスキに上陸し、ゾーエルイコフを抜き、露軍降伏す、已にして米國大統領の講和勸告あり、日露兩國は各其全權をポーツマウスに遣して和を講じ、九月十三日を以て休戦命令下りたり。此の間に於ける中立問題は頻々として起り、國際法上の問題頗る多きを見たり、公海の水雷の爲めに我が有力艦の沈没となりたるが如き、無線電信問題の如き、佛國の中立違反問題の如き、日本政府の軍事當局者をして少なからざる作戦上の憂慮を抱かしめ、外交當局者をして煩悶せしめたるものあり。一面に於ては露國が累次の戦敗に依り、其の内亂の續發せしもの枚擧に遑あらず、神父ガボン匪徒を率ひて露都を騷擾したるが如き、オデツサに於ける反亂、高加索地方に於ける反亂、黒海艦隊の反擧の如き、直接又は間接に露軍の補充と、西北利亞鐵道輸送難を生せしめたるもの頗る大なり、かゝる内亂反擧の頻々たるに拘らず、遼陽戦後沙河の役に至る迄、大兵の輸送を行ひ、更に奉天戦役に至るまで、沙河戦役

の大缺損を補ひ、奉天大敗後吉林長春線に大補充を行ひたるが如き、露軍の補充力には、特注に意すべき要點なりとす。

第二節 戦争の終局……講和談判

其一 條件一般に亘れる討究

陸には奉天の大會戦あり、海には日本海の大海戦あり、曠古の大戦に於ける日本軍の勝利は、列強の視聽を震撼したり、時に米國大統領は、是れより先き大統領は米國公使カシニート會談の際、歐洲の利益も、米國の利益も、共に日露戦局の速かに終了せんことを要求すと語りたるが、カシニーは之に對し、露の海軍を弱くし、日本海軍を強くすることは、米國の利益にあらざるべしと言ひ、暗に大統領をして不安の念を抱かしめ、幾分にも露國に好意あらしめんと試み、又大統領はカシニーに對して、其日本に對する勢力を感知せしめんと試みたり、人道の爲めに戦争の慘害を制限し、平和克復を促さんとし、日露兩國に對し、講和の切要なることを勸告し、兩國は此勸告に同意し、各其全權委員を任命したり。日本に在ては、此時正に講和に適當なる時機なるや、又假令講和の時機なりとするも、其條件如何は國論の紛囂を免る

米國大統領の勸告

☆A

露國野戰軍
司令官の講
和反對意見

ること能はず、露國に在ても亦然り、而して其強硬なるものに在ては、特に滿洲に出
 戦中の各將軍の如きは露帝に向ひ「ルーズヴェルト大統領より調停を申出で、且つ
 陛下が平和談判の開始を承認あらせられたるの報に接するや、臣は直に目下總司
 令部に現在する、各軍司令長官より成れる高等軍事會議を開き、和議の理由及彼我
 兩軍の狀勢に就き、評議したるに、臣及臣が僚友は、他日天帝が我勇敢なる軍隊に勝
 利を授け賜ふまで、戰爭を繼續せんことを滿場一致を以て決議したる所以を奏上
 するの榮譽を有す、奏天及對馬の會戦後に於て、平和を口にするは、其時機にあらず、
 必ず戰勝に醉へる敵國は、我祖國の名譽と相容れざる條件を要求すべしと雖、之を
 彼に許與するの道理あるなし、何となれば吾人は斯の如き極度の悲境に陥れられ
 たるものにあらざればなり。夫れ對馬の大敗は、固より悲むべき事件たるに相違
 なしと雖、我勇敢なる陸軍とは何等の關係あることなし、今や我軍狀森然、士氣亦旺
 盛にして、一勝を得て以て敵に復仇せんと欲せり、惟ふに此目的を達する亦遠きに
 あらざるべし、我軍隊陣地の防禦工事は完備せり、而して兩期の爲め今日に至る迄、
 攻勢を取ること妨げられたりと雖、今や奉天に於ける我損害は全く回復せられ、

且つ歐米新來部隊の増援を得たるに因り、敵勢を壓倒するの成算既に歴々たるを
 覺ゆ、臣希くは今月中を期して攻勢を取り、以て局面を悉く一變することを得ん、再
 言す陛下願くは我軍隊の強力と威勢とに滿幅の親任を垂れ賜はんことを、我軍の
 地位は毫も露國に不利益なる條件を以て、平和條約を締結するを要するが如き危
 殆の狀況にはあらざるなり」と電奏したる程なり。

已にして日露兩國全權大臣は一九〇五年八月九日ポーツマウスの會議場に會同
 し、先づ豫備會議を開きて會議の用語を定め、日本全權の提出文書は英文、露國全權
 の提出文書は佛文、兩國全權の討議は絶對に之を秘密に附すべきこととし、若し新
 聞紙に公表すべきことあるときは、其案文は双方の協議に依りて作製せらるゝこ
 と等を定め、尋て兩國全權は互に其全權委任狀を提出せり。此委任狀の互閱に付
 ては、恰も日清講和談判に於ける如く、其全權委任狀に關し、疑義を生じたり、日清講
 和談判の際に於ては、日本全權先づ清國全權の帶有せる委任狀の不完備を提言し
 たりしが、今此會議に於ては、露國全權より一の覺書を以て「日本國皇帝陛下の全權
 委員閣下の全權委任狀を熟覽し、之を露西亞國皇帝陛下の記名あらせられたる全

全權委任狀
の疑義

權委任狀と比較したるに、双方の間に一の重要な相違あるを認めたり、露西亞國皇帝陛下は、其全權委任狀中に露西亞全權委員の約定、若くは記名せしものは總て之を嘉納確認すべきことを誓約せられたるに、日本全權委員の全權委任狀英譯文には、全權委員の豫定する所の各條項は、朕親しく檢閲を加へ、其妥善なるを認めて後之を批准すべしとあり、双方全權委任狀文に右の重要な相違あるを認むるに付き、日本國全權委員に對し、我皇帝陛下の記名あらせられたる全權委任狀は、日本全權委員の提出せられたる全權委任狀と同一の範圍に之を解釋すべきことを宣言するの止むを得ざるを見る』と宣言したり。即ち日本の全權委任狀中約款を批准する前、其實質及び形式共に之を審査すべきものとの主權者の權能に關する字句は、露國全權委任狀中の之に對應する字句と根本的に相違せる旨を宣言し、尙ほ此相違あるに拘らず、其皇帝の記名せられたる全權委任狀は、日本全權委員の提出したる委任狀と同一の範圍に之を解釋すべきことを聲明せり。日本全權は此委任狀は從來日本國に於て、如何なる重要な條約を締結する場合に於ても付與せられたるものと同様なりと答へ、且露國全權の今回締結することあるべき條約も、

其効力を生ずる爲めには、皇帝の批准を要するにあらざるやを反問したるに、露國全權は然りと答へたるを以て、日本全權は皇帝の批准を得る迄に就ては、彼我全權委員の權限の範圍は同一なりと説示し、委任狀に關する問題は確定せしものと承認せられたり。委任狀に於ける疑義已に釋けたり、今や緊要問題に入らんとす、兩國全權委員は講和條件に直接關係なき問題、又は議事の進行を妨ぐるの外なき細目の問題は之を避け、以て満足なる解決に到達するの最捷徑を求め、互に充分胸襟を披瀝し、以て事を議せんとするの誠實なる希望を共にする旨を表明し、日本全權は書面を以て回答を提出することに一致し、講和會議は露國全權の回答に接したる上逐條討議の方法を採るべきことに決定せり、是に於て日本全權は左の講和條件を提出したり。

第一 露西亞國は日本國が韓國に於て政治上軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本國が韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を採るに當り、之を阻礙し又は之に干渉せざることを約すること。

第二 露西亞國は一定の期限内に全然滿洲より撤兵し、且同地方に於て清國の

講和條約案
の提出

主權を侵害し、若は機會約等主義と相容れざる何等の領土上利益、又は優先的若は附屬的讓與免許を拋棄すべき旨を約すること。

第三 日本國は改革及善政の保護の下に、其占領中に屬する滿洲全部を擧げて清國に還附すべき旨を約すること、但し遼東半島租借權が其効力を及ぼす地域は此の限りにあらざること。

第四 日本國及露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめんが爲め、列國に共通する一般の措置を執るに當り之を阻礙せざること、を互に約すること。

第五 薩哈連島及之に附屬する諸島嶼、並に公共營造物及財産は總て日本國に讓與せらるべきこと。

第六 旅順口大連並に其附近の領土及領水の租借權、及該租借權に關聯し、又は其一部を組成するものとして、露西亞國が清國より得たる一切の權利特權讓與及免許、並に一切の公共營造物及財産は、之を日本國に移轉讓與せらるべきこと。

第七 哈爾濱旅順口間の鐵道、及其一切の支線、並に之に附屬する一切の權利特

權及財産及該鐵道に屬し、又は其利益の爲めに經營せらるゝ一切の炭坑は何等の債務及負擔を伴はしめずして、露西亞國より之を日本國に移轉讓與すべきこと。

第八 滿洲横串鐵道は其敷設に基く特許條件に遵ひ且商工業の目的に限り之を使用するの條件を以て露西亞國之を保持經營すること。

第九 露西亞國は戰爭の實費を日本國に拂戻すべし、其金額並に支拂の時期及方法は双方の同意を以て之を定むること。

第十 戰國中損害を被りたる爲めに、中立港に避難し、抑留せられたる露西亞國軍艦は、總て正當捕獲物として之を日本國に交附すべきこと。

第十一 露西亞國は極東水上に於ける其海軍力を制限するを約すること。

第十二 露西亞國は日本海・オコクク海及ベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸、港灣、入江及河川に於て、充分なる漁業權を日本國臣民に許與すべきこと。

是に於て露國全權ウキツテは、八月十二日の會議に方り、右日本全權の提出したる

露國全權の
答辯

講和條件に關し、詳細なる回答書を提出したり。其第一條に對しては何等の異議を有せず、露國政府は日本國が韓國に於て政事上軍事上及經濟上優越なる權利を有することを承認し、日本帝國が韓國に於て執ることを必要と認むる指導保護及監理の措置を阻礙せず、又之に干渉せざるべきことを約するの覺悟なり、但し露西亞國及露西亞國臣民は、他の諸外國並に其國民に現屬し、又は將來屬することあるべき一切の權利を享有すべきは勿論なり、且前述日本國の措置實行の爲めに、韓國皇帝の主權を侵害すべからざること、知るべし、又特に事實上の措置に關しては、一切誤解の原因を避けんが爲め、日本國は韓國に隣接せる露西亞國領土の安全を侵害すべき措置を執らざるべしと答へ、第二條に關しては、露國政府は本條の前段を承諾するの覺悟にして、露西亞軍隊をして日本軍隊と同時に滿洲より撤退せしむるの意向なり、而して撤兵の細目及條件は追て決定することを得べし、同條の後段に關しては、露國政府は清帝國の主權を侵迫するの性質を帯び、及權利平等主義と相容れざるが如き、領土上特權並に專屬的讓與、又は便益に付、何等の主張を有せざる旨を聲明するの覺悟にして、露國政府は之が爲め必要の保障を與ふべし、右根

本的原則の一旦明定せられたる以上は、露國全權委員は日本全權委員に提議するに、第二條後段に關する日本國政府の希望を精確に言明せられんことを以てし、且露國政府に於ては、日本國又は他國の利益を侵害すべきことは總て之を排除せんとするの意向を有することを聲明するものなり、滿洲に於て公共的性質を帯べる唯一の露國の個人的企業は東清鐵道なりとす、但し同鐵道に關連する問題は、特に他條に於て攻究しありと答へ、第三條に對しては、露國政府は本條を承認するの覺悟なり、然れども滿洲の此等の部分に於て、露西亞國及露西亞國臣民は同地方に於て、他の諸外國及其國民に現に屬し、又は將來屬することあるべき一切の權利を保有すべきは勿論なりとす、遼東租借權が其効力を及ぼす諸地方に關し、露西亞國は此等地方に對する其權利を日本に讓與するの意向を有す、然れども同地方に對する清國の主權及右租借に關し、露西亞國が清國政府と協商を経るにあらざれば之を爲すと能はざるべしと答へ、第四條に對しては、露國政府は本條記述の主意に對し、全然同意を表し、若此規定にして日本國提出の條件中に挿入しあらざりせば、露西亞國は自ら之を提出するを以て其義務と認めたりしなるべしと答へ、第五條に

對しては、薩哈連島に對する露西亞國舊時の權利は、日本國が未だ同島を領有せず、又は少くとも其大部分に對して毫も所有權を行はざりし時代に於て、既に存したりしなり、加之薩哈連島が甚だ淺く、且つ僅に七露里を有する一海峡に依りて、大陸に相隔つるを以て之を觀るに、同島は亞細亞に於ける露領的連續に外ならず、故に露西亞國は同島の讓與に同意すること能はずと雖、同島に於て廣く海上漁業、及他の商業的企業を營むの權利を日本國に讓與するの意向は、充分之を有するものなり、而して右の如き條件は、特別の取極めを以て之を協定するを得べしと答へ、第六條に對しては、露國政府は本條に對し異議を有せざるべしと雖、同條所載地に對する清國の主權に鑑み、露西亞國は豫め清國と協商を遂ぐることなくして、其權利を日本に讓與すること能はざるべし、但し露清兩國間に締結せられたる、該租借が、其効力を及ぼす地方全部に於ける個人の權利が、依然存續すべきは固より言を俟たずと答へ、第七條に對しては、露國政府は主義に於て本條を承認す、但し日本軍隊の現に占領中なる鐵道線の外は、之を拋棄すると能はず、而して右の條件を以て讓與すべき鐵道の終點は、双方合意を以て之を定むるを要すべし、然るに右鐵道線路を

敷設且經營するの特許は、同地方に對しては、今尙主權を保有する清國に依りて一の私立會社に與へられたるものなること、並軍事占領の事實は、毫も同會社の權利を侵害するものにあらざることは之を顧念せんことを要す、帝國政府は清國政府に向て、今日以後何時にても右線路買上權を行使することを許し、且同會社と協商することは、同政府自ら其責に任ずるの覺悟なり、而して同會社の所有に歸すべき買上代金は、之を日本國に讓與すべし。(露清銀行に本鐵道の敷設を特許したる、露曆千八百九十六年八月二十七日、九月八日附條約、第十一款に依り、清國政府は該線路完成開業後三十六個年を経ば、之を買上ぐるの權を有せり、南滿洲支線敷設に關しては、露曆千八百九十八年六月十二日、六月二十四日附條約を以て前記條約を適用すること、とせり)と答へ、第八條に對しては、本條に付き何等異議を有せず、鐵道會社は滿洲幹線並南滿支線中、同會社の所有に残存すべき部分の經營に關しては、露曆千八百九十八年八月二十七日、九月八日付特許條約を恪守すべし、同特許條約第八項には、該線路に依り、輸送せらるべき露西亞國軍隊及軍要品は、清國領土内に停留すべからざる旨を規定せりと答へ、第九條に對しては、露西亞國は本條の規定に

同意すること能はざるべし、抑も軍費拂戻なるものは、獨り征服せられたる國にのみ之を爲すことなり、然るに露西亞は征服せられたる國にあらず、凡そ一國領土が敵の爲め僅かに攻撃せられたるに過ぎざるに際し、該國は自ら以て征服せられたるものと認むること能はず、縱令日本國が黒龍江州沿海州全部を占領したりとするも、露西亞國の活力は毫も之が爲めに侵害せらるべきにあらずして、露西亞國は尙ほ戰爭を繼續すべし、獨り日本國の戰捷軍が露西亞國の内地に進入したる場合に就てのみ、露西亞國民は軍費拂戻問題の起りたる所以を了解するを得べし、往年セバストポール陥落に開催せられたる巴里會議に於てたに、同盟列國は軍費拂戻問題を起し得べしと認めざりし事實は、露國全權委員に於て日本全權委員の注意を喚起せざるべからずと信ずる所なり、軍費は戰爭繼續の方法盡きたる國によりてのみ拂戻さるるものにして、此の如きは決して露西亞國の現状にあらず、然れども露國政府は軍費拂戻を拒絶すると同時に、日本國が仕拂ひたる費用にして戰爭其物並に露西亞國の損害の爲めになしたるにあらずして、戰爭の結果難苦に陥りたる露西亞人の利益の爲めに爲したるものは、之を日本國に賠償するの至當なる

を認識す、俘虜給養費病者其他の保護に關する費用の如きは即ち之に屬するものなりと答へ、第十項に對しては、露西亞國は此要求に應ずること能はず、國際關係の實際に於て、斯の如き要求を支持するに足るべき先例を發見することは困難なるものゝ如し、加之此要求は講和談判者双方が以て其の精神と爲すべき平和的意思と兩立すること難し、縱ひ中立港に於ける露西亞國軍艦が、日本國に引渡されたりとするも、日本國が之が爲めに獲得すべき實質的利益は比較的僅少なるべし、又此の如き條順に同意を與ふことは、露西亞國の威嚴と相容れざるものなりと答へ、第十一條に對しては、外國の爲に此の如き約務を課せらるること、是亦露西亞國の威嚴と相容れざるを以て、露西亞國は之に同意する能はず、但し帝國政府は近き將來に於て、太平洋に著大なる海軍力を維持する意向を有せざること、之を聲明し得べしと信ずると答へ、第十二條に對しては、露西亞國は日本海・オホツク海及ベーリング海に瀕する沿岸に於て、日本國臣民に漁業を許與する爲め、日本國と協定を爲すの覺悟なり、但し右漁業權は海洋に瀕する沿岸のみに限り、入江及河川に及ぶこと能はざるものとす、而して此等方面に於て現に露西亞臣民に屬する權利の依然

効力を有すべきは言を俟たずと答へ、日本全權の提出したる十二項中、第五即ち薩哈連島の讓與、第九即ち軍費の拂戻、第十即ち中立港抑留軍艦の引渡、第十一即ち極東水上に於ける海軍力の制限には同意せず、他は皆同意を表せしと雖、一として條件付ならざるはなし、今此等の各條が如何なる徑路に依りて決定せられたるか、先づ其第一條より之を見ん。

始めウイツテの全權大使に任せらるゝや、彼れが會議開始と共に最も力を盡したるは、今日迄露國に反對したる米國の輿論を變じて、露國最負に化せしめ、大統領が日本に好意を抱き、又其外交家の一名と極めて親近なる私人的關係あるにも拘らず、遂に親露的輿論に對抗する能はざらしむるにあり、而して彼れは此點に付殆んど爲さざる所なかりしの觀あり、(例へば米國猶太人銀行家に、露國に在る猶太人の生命財産保護に付き協議せるが如きは是れなり、ウイツテがヤコブ・シーフ・ホスカ！・ストラウス・アイザック・セリグマン・アドルフ・フルインソン等と協議したる事實が如何なる効果を生じたるかは、言ふまでもなし、又彼は講和の成否如何を問はず、外國に於て日本に對する好感情を一變せしむるを得ば、戰費問題より見るも、露國の成功

露國全權の
苦心

なりと觀したり)八月一日露國外務大臣に對し「余の相談せる人々は、現今の狀態にありて露國が軍費を得ることは至難中の至難なることを明言し居れり、今日のこゝと一に此の態度を變動せしむるに在り、吾人は組織したる方法を以て新聞紙を動かす、又有力なる人々を吾人の味方となさざるべからず、蓋し今日多大の國債募集は佛國を除けば、米國に於て行はるゝを得べきのみ、獨逸は我を助くるの意思あるも、充分の金力を供給するの力なし、而して余が米國に來着するは此の運動に對し適切の境涯を作りたり、首尾よく之を發展せしめば國債募集の望あるに至らん」との旨を報じ、之と同時に彼はルーズベルト大統領をして將來に於ける日露戰爭の繼續が、必ずしも露國の敗北に歸せずとの觀念を起さしむるに力め、又本國に對しては熱心に講和來立を主張し、八月四日外務大臣に對し「余は戰爭の繼續が露國に執りて最大不幸なるを疑はず、吾等は多少満足に防禦するを得可しと雖、到底日本を破り得べきにあらざるなり、未來に於て唯得る所は日本の勢力の疲弊のみ」と電報したり。

其二 逐條討議

第三編 最近に於ける極東全政局の原因：近因 第二章

開戦以後及戰爭終局後に於ける外交關係

A 第一條の討議

第一條の討議

第一條に就きては、日本全權は更に新案を提出して「露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本國が韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を取るに方り、之を阻害し、又は之に干渉せざることを約すべし。而して上記約束の下に於て、露西亞國及露西亞國臣民は、他の諸外國及其國民又は人民に現に屬し、又將來屬することあるべき一切の權利を享有すべきは勿論なり。尙又日露兩國は、一切誤解の原因を避けむが爲め、露韓間の國境に於て、露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき措置は互に之を取らざるべきこと、知る可し」と爲したり。露國全權之を閲讀し、日本全權に對し、露國案に於ては日本國が韓國に於て取るべき措置は、韓國皇帝の主權を侵害すべからざる旨を記せる特別の一項存在したり、然るに日本新案に於ては此の一項を削除せり、此點に關し露國全權委員は國際關係上、右一項を條約文に存するの必要なること、並に右は主義及形式の問題に外ならざること、且露國は韓國に於ける日本の措置を防礙するの意思は毫も之を有せざるも、同國主權を消滅に歸せしむる條項に、露國獨り記名することは其の爲し得るところにあらず、蓋し韓國の運命に均しく利害を有する他の諸國は、之に對し抗議を唱ふることあるべく、從て日本に取りても、亦露國に取りても右韓國主權に關する一項を保存せざるは、甚だ注意を缺くることなるべしと告げ、之に對し日本主權は韓國の獨立は事實上最早完全なる状態に於て現存せざるを以て、右の如き條項を條約上に存せしむることは之を承認する能はざる旨を答へ、辯論の末最後に日本國全權委員は、日本國が將來韓國に於て執ることを必要と認むる措置にして、同國の主權を侵害すべきものは、韓國政府と合意の上、之を執るべきことを茲に聲明すとの決議を會議録に記入し置くことと定めたり。尙ほ露國全權は露韓間の國境に於て執るべき軍事上の措置に就き、露國案には日本國は……韓國に接せる露西亞國政府の安全を侵迫すべき措置を取らざるべしとあるを、日本新案には其の意義を擴張し、韓國領土に關して露國にも同一の義務を課せり、此義務を相互的とするの正當なるを認めたるも、該境上に於て戰爭前より既に存在したりし堡壘にして、永久的性質を帯ぶるものは、露國に於て之が武装を解除するの義務を負ふ能はざる旨を附言

第三編 最近に於ける極東全政局の原因：近因 第二章 開戦以後及戰爭終局後に於ける外交關係 四八七

せり。依て日本全權は、前述條項は双方が開戦後に於て築造したる一時的堡壘、並に兩國が將來執ることあるべき軍事上の措置にのみ關するものなりと言明したり。露國全權は更に第一條中の他の一句の文意にして明瞭ならざるものあるを説き、露國案は露西亞及露西亞國臣民は韓國に於て他の諸外國並に其國民に現に屬し、又は將來屬することあるべき一切の權利を享有すべしと云ふに在りしが、日本案は右案文の冒頭に添ふるに、上記約束の下に於ての文句を以てせり、此の數語の挿入は、露國及露國臣民は韓國に於て、他の諸外國並に其國民に現に屬し、又は將來屬することあるべき一切の權利を享有せずして、單に前述約束の制限内に於て此等權利の一部を享有するのみなりとの意を有するものゝ如し、故に露國全權は此の如き在韓露國臣民をして他の諸國民より劣等の地位に立たしむることゝなるべき文案に同意すること能はずと主張せり。依て日本全權は、日本は韓國に於て他の諸國民が享有する待遇に關し、露國臣民を除外するの意思は毫も之なきも、唯同條初段の規定を一層明瞭ならしむる爲め、此の數語を加ふるは缺くべからざることとなり、而して其結果たるや、露國臣民は韓國に於て、他諸國民と同一の權利を

第一條の成立

享有するに至るべしと説き、尋で露國全權は更に此討議に基き、左の案文を提出し日本全權之に同意し、第一條は成立せり。即ち

露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政治上軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本國が韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を取るに方り、之を阻礙し又は之を干渉せざることを約す、韓國に於ける露西亞國臣民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく、之を換言すれば最惠國の臣民、又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし、尙日露兩國は一切誤解の原因を避けん爲め、露韓間の國境に於て露西亞國、又は韓國領土の安全を侵迫することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることに同意す。

B 第二條の討議

第二條に就ては、日本全權は露國全權が同條第二段を承認したることを領し、並に同條の殘部に關し、露國全權の爲したる宣言に鑑み、修正案を提出したり、即ち

露西亞帝國政府は、平和條約に附屬する別約の規定に従ひ、日本國と同時に滿洲より全然撤兵すべきことを約す、又露西亞帝國政府は其の占領又は監理の下に

在る滿洲全部を擧げて、全然清國政府の專屬行政に還附することを約す、尙同政府は滿洲に於て清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益、又は優先的若は專屬的讓與若は免許を現に有せず、又將來之が要求を提出し、若は援助することなかるべきことを聲明す。

とし、尙ほ之に附言するに日本國全權委員は別約を以て同時撤兵の細目及條件を確定するを緊要なりと思料す、又露西亞國及其臣民は滿洲に於て、清國の主權を侵害し、若くは機會均等主義を無視する幾多の讓與及免許を有せりとの感想を懷きたり、帝國政府の唯一の希望は、同地方に於ける清國の主權及行政を全く恢復し、且均等待遇主義を復興するにあり、東清鐵道に關する諸問題は第七條及第八條に於て之を考量すべしと言ふを以てせり。

露國全權は本規定は露國の約束を専らとし、日本の約束に付ては何等の言ふ所なし、完全なる相互的狀態を維持する爲、同一の約束を日本に及ぼし、相互的と爲なさんと主張し、日本全權は日本國の約束は第三條に規定しありと答へ、露國全權は二個の義務を分記せずして、一條中に綜合せんことを述べ、討議の末、第三條は全然削

第三條を削
除して第二
條に合す

除し之を第二條に合して、

日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一、本條約に附屬する追加約款に従ひ、遼東半島租借權が、其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より、全然且同時に撤兵すること。

二、前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國が軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る滿洲全部を擧げて、全然清國の專屬行政に還附すること。

となし、原案の一部たる、今後露國は清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる特權等を滿洲に於て有することを主張し、若は此の如き主張を援助せざるべしとの約束に關する意見を交換し、露國全權は法律に準據し、一定の區域内に於て獲得したる一切の權利にして、第三者に於ても、同様の利益を受くることを制限せざるものは、之を特權又は專權と云ふを得ず、却て正當争ふべからざる權利と認むべきことは、茲に明言せんと欲す、露西亞國は自國臣民に對しても、將又諸外國人に對しても、未だ曾て斯る權利を滿洲に於て獲得するを制限したることなく、又右の如にして既に存在する權利は、之を保続せんことを主張するものなり、然れども

占有權又は特權の意味に該當し、又清國の主權を侵害すべき專屬權を露國が主張し援助し又は認可したることは未だ曾て之なき例なりと述べ、日本全權は此陳述に對し、滿洲軍と露國官憲との間に成れる或約束例へば吉林省に於ける鑛山經營の如きは、前述主義と相容れざる專有權若は專屬特權の性質を有するものなり、且露國政府は或土地例へば哈爾濱に於て、鐵道經營の爲め、必要なるよりは遙かに廣大なる地域に於て、行政權を行ひ、爲に其地に於ける日本國臣民は、露國政府の欲する儘に取扱はれ日清間の條約に依りて定まりたる權利を享有すること能はざりしにあらざりと説き、露國全權は專有權若は專屬的特權の性質を帶べる約束、又は鑛山經營の特許あるを知らず、若し果して此の如き約束又は特許のありとせば、是れ單に露國官吏が勅許に據らずして爲したる處置に過ぎざるを以て廢止せらるべきものにして、又必ず之を廢止すべしと云ひ、又哈爾濱に於ける事態に關しては、露國が同地に於て行使せる權力は正當に履行したる財産に對する所有權者の權力、並に警察權に過ぎずして、是亦特許條約に於て規定せられたるものなり、而して公權例へば外國人に對する司法權の如きは、之が爲に毫も侵害せられたることなし

し、又東清鐵道の特許は條約の規定に依り、清國自ら之を與へたるものにして、該特許の何れの條項と雖、他の個人又は會社が滿洲に於て同一の權を獲得するの權を侵害するものにあらずと述べ、尙ほ本條に於て現實の事態、即ち目下滿洲に於ては特許又は占有權の存在せざることを證言するに異議なしと雖、本件に關し何等將來に對する約束を爲すことは、日露兩國間に相互的のものとして爲すにあらざれば、之を肯諾する能はずと聲明せり。是に於て日本全權の提議を基礎とし、露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益、又は優先的若は專屬的讓歩を滿洲に於て有せざることを聲明すと云ふを以て、第三條を結ぶに決定せり。而して東清鐵道の特許に關しては、同伴は他の條に於て特許に規定する所あるを以て、第二條には之を記載せず、唯日露兩國全權委員は、將來に於ける一切の誤解の原因を避けんが爲め、前に滿洲に於ける東清鐵道の敷設及經營の特許は、門戶開放及均等待遇主義と相容れざるものにあらず、又右特許に依りて獲得したる土地の區域内に於て、日本國皇帝陛下の臣民と同一の權利及特權を享有すべき旨を聲明すとの一項を會議録に書留め置くことに決定せり。

第四條の討議

C 第四條の討議

第三條は前述の如く第二條に合したるを以て、今は第四條の討議に進めり、日本全權は露國全權が第四條に同意したることを領し、尙ほ日本が千九百年義和團事變後協定せられたる一般約束の結果として、日清條約締結の交渉中、某々場所を外國貿易の爲開かんことを清國に要求したりしとき、露國は故障を提起し、後に至りて之を撤回したれども、鐵道沿線の諸市に關しては、尙ほ依然として之を固持したる事實を擧げ、將來の誤解を避くる目的を以て、滿洲に於ける外國貿易の爲に、既に開かれ、又今後開かるべき港、又は場所に對して、露國の意向を確め置きたしとの希望を述べ、露國全權は是等の事實は、滿洲が混亂の状態に在りし時代のことにして、且鐵道の某々場所にのみ關したることとなり、且露國は滿洲に於ける如何なる港又は場所たるを問はず、其外國貿易に開かるゝことに反對せざることを約すべしと答へ、日本全權は右露國全權の所見を領し、且つ日本は大連灣を露西亞國行政の下に在りたるるときと同様の條件に於て、外國貿易の爲めに開き置くことに故障なかるべしと云ひ、露國全權之に同意し、是に於て第四條は極めて平易に決定せられたり。

D 第五條の討議

第五條の討議

日本全權は露國全權が爲したる薩哈連島讓與に關する意見、及論結に一致する能はず、故に先づ其理由を述べて曰く、日本全權委員は少くとも薩哈連島の大部分に對する日本國の權利は、露國政府が占領したる以前の時代に遡りて之を認むることを得べきを信ずと云ひ、尙ほ該島たる亞細亞大陸たる自然の連結にあらずして、却て日本帝國が全然依て以て組成せらるゝ群島連鎖の自然、且必要なる一部を爲すものなりと認むと云ひ、日本國をして該島の讓渡を要求するに至らしめたる主要の事由を擧げ、(第一)日本帝國永遠の安全は、日本國が獨り該島を自ら監理するを要すること、(第二)日本國は戦争の運命に依り、薩哈連島をして其完全なる占有に歸せしめ、今や該島に於ける露西亞國の官憲は、日本國官憲之に代はり、該島は全然日本行政の下に在ること、是れなり、日本國全權委員の希望する所は斯の如くにして獲得したる權利が露西亞國の正式の讓與に依り確認せらるゝにありと提議せり。露國全權は薩哈連島の獲取は、只事實上のことに止まり、權利的のものにあらずることを認むるの外なしと云ひ、其理由として、露國は其の國家の威嚴と相容るゝ總

ての讓與を爲す覺悟にして、本會議中實質上一層重要なるも、露國の威嚴に觸れざる問題に付き、既に爲したる一切の讓歩は、即ち其證なり、然れども日本を始め全世界の公認する條約の効力に依り、充分の權利を以て獲得し、三十年以上露西亞帝國の一部分を構成したる土地を讓與することは、事物現在の狀態に於て、露國は之に同意せざるべからざる程の地位に立ち至りたるものと認むること能はざる事實なりと言へり。依て日本全權は古來大國にして、其領土を割讓したるの歴史上の先例夥多なるを以て、本件の場合に何等國民感情の問題あり得べきの理なし、露國は屢々領土の割讓を要求したるとありしも、而かも依然として此等隣國と良好の關係を維持せり、目下最も緊要なるは時局を最も極端に推進せしむることなき様、此前に於て本問題を協定するに在り、薩哈連島の領有は、日本國に取り、本來最も緊切にして、且國家の安全に關する問題なり、然るに露國に取りては、其國運に緊切なる部分と關係甚た薄く、只利害の問題たるに止ると云ひ、地理及歴史上の關係を反論し、若し夫れ將に會議の開かれんとするに際し、日本人が該島を占領したることとは、只一の軍事的行動たるに止り、未だ合法的領有の權利を生せしむるものにあらず」と極言せり。故に日本全權は、露西亞全權が交讓の精神を以て之が再考を行はんことを求め、更に要を摘み、「日本全權は露國民の感情を毫も無視するものにあらず、然れども日本國民の感情は、半世紀以來、恒に存在し、現に同島を占領したる結果、其感情は更に極度に達したり、又薩哈連島の領有は、兩國に取りて等しく主要なるべし」と雖、此兩者の間には大なる相違あり、露國に取りては、只利益の問題に過ぎざるも、日本に取りては、國家の問題たり、又日本が薩哈連島を領有することたる、國防の目的を以てするに外ならざるを以て、露國に對する侵迫となり、若は極東の平和に對する有害と爲り得べからざるものなり、又露國は二種の執り得べき途を有す、即ち日本の占領を默認し、何事をも爲さずして之を放任し置くか、若くは該島の處分に關し、日本と協定を爲すかに在り」と極言せり。露國全權は露國に於ける人民の感情は、日本人民の感情よりも尙一層重大なり、何となれば該感情は取り得べかりし時に或領土を取り置かざりしことを遺憾とするの情に基くものにあらずして、露國の一部分を失ふことを遺憾とするの情に基くものなればなり、又薩哈連島領有のことたる、露國に取りては、只利害の問題たるに止まらず、特に國家の問題

薩哈連島領有の論争點

第三編 最近に於ける極東全政局の原因：近因 第二章 開戦以後及戦争終局後に於ける外交關係 四九七

第五條は意
見一致に至
らず

たり、何となれば該島は其の地理上の位置に依り、該島が決して日本に對する侵迫若くは極東の平和に對する危害となりしことなく、又有り得べからざる所なり、日本が薩哈連島を占領せることに對する露國の執るべき途は一あるのみ、即ち該占領を權利的の行爲として認むることなく、歴史に其の判決を下すの時日を與ふるに在りと斷言し、本條は終に所見の一致を得るに至らずして、第六條の討議に移ることとなれり。

E 第六條の討議

第五條薩哈連島割讓の一案は終に不成立に終りたるを以て、第六條の討議に進めり、第六條の原案に付き、露國全權の附言したる所見に付き、日本全權は一の新案を提出し、露西亞帝國政府は日本國の利益の爲め、旅順口大連並に其の附近の領土及領水の租借權、及租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與及免許を拋棄す、又露西亞帝國政府は、前記租借權が、其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本國に讓與す、又日本帝國政府に於ては、前記地域に於ける個人の財産權が尊重せらるべきことを約す」と改め、露國政府をして清國に

第六條の討
議

對する一切の責任を免れしむる方法を以て、本條規定の讓與を受諾すべしと附言せり。

第六條の更
改成立

日本全權は始め清國の承諾を得て、權利の移轉を爲すの煩を省略せんとし、露國全權は清國の正式の承諾なくして、第三國に其權利義務を公然移轉するが如きは、尙一層不可能のことなりと主張し、兩全權は討議の未決定して、露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口大連並に其附近の領土及領水の租借權、及租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓與す、露西亞帝國政府は又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本國政府に移轉讓渡す、兩締約國は前記規定に係る、清國政府の承諾を得べきことを互に約す、日本帝國政府に於ては、前記地域に於ける露西亞國民の財産權が、完全に尊重せらるべきことを約す。

F 第七條の討議

日本全權は覺書を以て本條が主義に於て、露國政府の承諾する所となりたることを領し、哈留賓、旅順口間の鐵道敷設經營の權利は、遼東半島租借の重要部分を成す

第七條の討
議

第三編 最近に於ける極東全政局の原因：近因 第二章 開戦以後及戦争終局後に於ける外交關係

ものにして、從て該鐵道が其全部分及延長に亘り、其敷設及現時經營の因て來たる根本たる右租借と運命を共にせざるべからざるは論理上の結果たり、加之全鐵道線路の自然の區分點は、此兩線の交叉點に在り、又清國が直ちに該線買收の權利を行ふことに就ては、日本全權は日本政府が本問題に於ける鐵道線路を保有經營することは、清國の買收權に關する特許條約の規定、及其他の條件に準據し、露國政府が滿洲の橫貫鐵道線路を保有經營すると同様の方法を以て之を行ふべきことを聲明せんと欲すと述べたるに對し、露國全權は南滿洲支線を以て、遼東半島租借の一部と認むること能はず、從て該支線の讓渡は、遼東半島租借の讓渡より生ずべき論理的結果にあらず、哈留賓を以て兩線の自然的區分線なりと認むること能はず、唯現に日本軍隊の占領する部分のみを日本に讓渡せんことを諾せんと欲すと反論したり。依て日本全權は該支線の敷設は、最初遼東半島租借に關する條約第八條を以て免許せられ、其の結果此の支線は該租借の主要且離るべからざる部分を爲せり、且此支線たる單に旅順口との連絡のみを以て目的として敷設せられたるものなれば、一旦遼東半島の租借にして、日本に讓渡せられたる以上は、該支線は

露國に取りて最早何等存在の理由なきものなりと説示したり。露國全權は之に對し、南滿洲鐵道は遼東租借に關する條約中に規定せられたりと雖、右租借と何等の關係を有せずと説き、極力地域の問題と鐵道問題を二分別個のものとして爲さんと主張し、尙ほ露國は唯清國が該鐵道を其儘日本に移轉すると、及此等に付き遼東半島租借讓渡の場合に協定したると同一の手續を採用することに、何等の異議なしと附言したり。日本全權は進んで要求の支線分量は其全體ならざるべからざるを説き、兩國區分點は哈留賓を以て政事上其他に重要な旨を切述し、露國全權は哈留賓が兩線間の終極の停車場たるに必要な資格を有せざる理由を列叙して之に反對し、且つ日本軍隊は未だ哈留賓に到達せず、同軍隊が有効に占領せるもの外、日本に讓渡さるることゝなすは至當なるべく、此見解に従ひ、公主嶺の如き日露兩軍の前面陣地を以て區分點と爲さんことを提議せり。依て日本全權は露國にして哈留賓に至る迄の線路を讓渡すること、絶對に不可能なるに於ては、此區分點が地勢上及天然上の見地に於て、重要な場所ならざることを主張し、露國全權は終に公主嶺説を放棄し、其以北に於ける第一の都會即ち商業の大中心にして

吉林に向て出發する停車場なる寬城子(長春)迄に移すべしと云ひ、日本全權は右寬城子吉林間の支線にして讓渡さるゝに於ては之を肯諾すべきことを答へ、露國全權は右支線の存否如何の報道を本國より得るに至る迄之を留保することとし、左の文案を確定せるものと爲せり。

露西亞國政府は……旅順口の鐵道及其他一切の支線並に同地方に於て之に附屬する一切の權利特權及財産及同地方に於て該鐵道に屬し其利益の爲めに經營せらるる一切の炭坑を補償を受くることなく、且清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す、兩締約國は前記規定に係る清國政府の同意を得べきことを互に約す。

G 第八條の討議

滿洲橫貫鐵道を經營する方法に關し、日本全權は先づ第八條原案の意味が未だ明かに露國全權の解得を経ざるを遺憾とすることを述べ、清國の領土より通過する鐵道線に依り、露國の軍隊及軍需品を輸送することは、該鐵道を全く商工業の爲めのみ用ふる主義と合せざるもの如く認むと切言せしに、露國全權は此輸送は平

第八條の討議

時に於て、我領土の一部より他部に向て少數の兵員を移動するに過ぎずと説き、此移動は他の方法により爲すべからざる所にして、露國軍隊及軍需品にして、該鐵道に依るものは、清國領土内に於て停留すべからずとの條件に歸する上には、已に全く商工業の爲にのみ用ゆべき主義を有するものにあらざることを反論し、討議の末、終に日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り保有せらるることを約す、該制限は遼東半島租借權が、其の効力を及ぼす地域には關係なきこと勿論なりとすと確定せり。

H 第九條以下單條若くは數條の合議

a 第九條の討議

第九條は是れ軍費拂戻の一條なり、露國全權は已に日本全權の原案に對し、明白に其反對を説述したりしを以て、本條の討議に方り、先づ一の新案を提出したり、即ち日本全權は本條に關する露國全權の所説に對し、最も慎重なる考量を加へたるも、露國全權が本件が日本の要求を認諾することにより、演繹せんと欲する所の結論には同意を表する能はず、右日本國の要求を認諾することは、決して露國は

第九條即ち軍費拂戻の討議

今後戦争を持續する能はずとの結論を生すべきものにあらず、日本全權は露國に對し、屈辱的性質を有し、又は大國の威嚴の真正なる意義と相容れざるが如き條件を要求するの意思毫も之れあるなく、却て事の實際に鑑み、軍費拂戻の主義を認諾するは、日本軍が是迄常に成功を博したる歴史的事實を認識するに外ならざることは、文明世界の普く異論なき所なるべきを信ず、日本國の要求は毫も間接若くは因縁的性質のものを包含せず、嚴に戦時の直接實費のみに制限したるものにして、該範圍迄は日本帝國政府に於て拂戻を受くる正當の權利あるものと確信す、故に日本全權は該要求を放棄すること能はず、然れども實際用ゆべき形式並に拂戻金額整定の問題に關しては、日本全權は交讓妥協の精神を以て之を議せんとするの覺悟なるを以て、露國全權委員に於て右等の事由に鑑み、本件を再考せられんことを熱望するの已むを得ざるを感ず。

と云ふに在り。露國全權は戦争を終止するを得べき妥協を爲さんとする、最も誠實なる希望を懷くと雖、露國に於て苟も其敵國に對し、彼が軍事上如何なる大成功を博し得たりとするも、軍費拂戻を約束すべき講和條約には到底記名する能はず

第九條の所見一致に至らず

第十條の討議

る旨を明截に聲明するの已むを得ざるを感ずと云ひ、尙露國は今日に至る迄、軍事上幸運に際會せずと雖、未だ戰勝國の意思に屈服すべき戰敗國の地位に陥りたるにあらざるが故に、之に對し軍費拂戻を請求するが如きは、之を國際關係の歴史に照すも、又之を衡平の原理に律すべきも、到底至當なりと云ふを得ざるべし、故に之が處理に適應せしめむが爲め、用ゆべき形式並に拂戻金額に關する攻究は、無益に屬するものなりと極論し、終に一致を見るを得ずして、次條の討議に移れり。

b 第十條の討議

第十條は即ち中立港抑留軍艦交附の要求なり、日本全權は新たに一の覺書を以て其意思を表明し、本件要求に對し國際關係上適切なる先例の之を支持すべき者なきは、僞なき事實なりと雖、是れ古來未だ曾て交戰國の軍艦が、戰鬥の結果に依り中立港灣に避難し、抑留せられたるの事實なきに基因するものなり、若し本件軍艦にして、長期の避難を許容せられざりしならんには、其大部分は遂に日本軍の手に落ちたりしなるべし、交戰國軍艦が中立港内に避難し、以て戰鬥の結果を逃るゝことは、正義の原則と相容るゝものと見るを得ず、又國際義務の遂行に關しては、何等國

家の威嚴なる問題の存すべき理なし、而して日本國全權委員の要求する所は、單に戰闘中損害を蒙りたる艦船にのみ關するものなりと提告したり。露國全權は之に同意する能はざる旨を聲明し、且つ一軍隊又は一軍艦にして中立國の領地又は港内に避難したるものは、武装を解除するを要するも、敵に交附せらるべきものにあらずと主張し、日本全權が本件要求提出の根據として、清國が中立義務を實行するの力なかりしことは、延て日本海軍が中立港に入り、交戰權を行ふを得るものなりしも、上海に於て之を行はざりしは、其宣言を持し、列國の商業上の利益を害せざらんことを思へばなりと提論したるに依り、露國全權は交戰軍艦が中立港に入り其敵に對し、戰爭行爲を爲すの權ありとは未だ會て聞かざる所なり、自己の意見は變改する能はず、又此要求の正當なることは之を認むる能はずと切言し、終に合致を見るに至らずして次條の討議に移れり。

第十一條の討議

第十一條は即ち極東水上に於ける露國の海軍力を制限するの一條なり、露國全權は本條原案に對し、第一の覺書に於て、已に外國に此の如き條約を課せらるること

第十條の所見合致に至らず

第十一條の討議所見合致に至らず

は、露國の威嚴と相容れざるを以て、之に同意すること能はず、但し近き將來に於て著大なる海軍力を太平洋に維持するの意向なきを聲明し得べしと云へり。今や討議に方り、文句上一二の反問論辯を爲したる末、到底所見の一致を見る能はずして次條の討議に移れり。

d 第十二條の討議

第十二條は露國沿岸に於ける漁業問題なり、本條に對しては露國全權は之が協定を爲すの意向なるも、右漁業の權利は獨り海洋に瀕する沿岸にのみ及び、入江及河川に及ばず、且既存の權利は依然効力を有せざるべからざることを述べ、日本全權之に同意したる末、露西亞國は日本海オコック海及ベーリング海に瀕する露西亞領地の沿岸に於ける漁業權を、日本國臣民に許與せんが爲め、日本國と協定を爲すべきことを約す、而して前記方面に於て、既に露西亞國臣民、又は外國臣民に屬する所の權利の依然効力を有すべきは言を俟たずと確定したり。

e 一致を見るに至らざる四ヶ條の合議

日本の提出したる講和條件十二ヶ條は、今は四ヶ條の不一致を残せり、即ち薩哈連

第十二條成立

不一致の四
ヶ條の再討
議

島割讓問題(第五條)軍費拂戻問題(第九條)中立港抑留軍艦の引渡問題(第十條)海軍力制限問題(第十一條)これなり。

日本全權は之が解決方案として先づ薩哈連島割讓並に軍費拂戻の問題にして、満足に處理せらるゝに於ては、中立港抑留軍艦の引渡及海軍力制限の二問題を撤回すべしと提議し、尙ほ更に相互的讓歩案を提出せんとすと告げ、北緯五十度を限界として以北を露國に還附すること、此還附に對し十二億の報酬を日本に提出すること、宗谷海峽及韃靼海峽に於て、相互的に自由航行を障害すべき措置を取らざること、此三件にして協定するを得ば、日本は俘虜の保護給養費を除き、軍費拂戻問題を撤回すべしと提議したり。露國全權は其意見を吐露するの前の問題に關する地位を善く確め置くを必要とし、日本全權に於ては形式の如何を問はず、俘虜給養費以外の軍費拂戻の思想を一切脱却せる協定、又は融合案を成立せしめ得べしと思惟せざるやと問ひ、尙ほ根本の問題に論及するに先ち、全然個人的の假定として、尙ほ他の一點の所見を聞き置くを必要とし、露國に於て薩哈連全島を日本に讓與すると假定せんに、日本は右の條件にて金錢上の拂戻に關する一切の思想を放棄す

るを得べきや否やと問ひ、日本全權が此提案にして採用せらるゝ所とならんか一方に於て日本政府が其領有を緊要とし、特に今現に占領中なる事實に鑑み、一層其然るを認むる所の薩哈連島問題に關する妥協となり、他の一方に於ては露國全權が拂戻の下に支拂ふとを不能とせる、軍費問題に關する妥協となるべしと答へ、又日本に取りて軍費拂戻の要求を放棄するの困難なるは、薩哈連島全部の還附に同意するの困難なると同様なり、半歩つゝ双方の交譲を以てせんことを欲するものなりと答へたり。露國全權は更に俘虜給養費の外、何等費用の拂戻なきこととし、て本爭議を纏むるの方法なきかと問ひ、日本全權は何等の他案を發見する能はざる旨を答へ、露國全權は一の假定を置き、日本は薩哈連島北部を露國に讓渡すること、而して露國は其代りとして或金額を支拂ふこととし、露國にして之を承諾すべしとせんか、或金額を支拂ひて島の半部を保有することとなり、之を拒絕せんか、金錢を保有し、島を拋棄することとなり得べし、是れ日本提案そのものの論理的結論に外ならざるも、日本政府の所見を聞き置かんと欲すと述べ、之に對し日本全權は右露國全權の所論は、假令形式上日本案の論理的結論なりとせらるるも、實質上より

言へば、全然之に反するものなりと答へたり。茲に於て露國全權は、最後の質問を放ち、軍費拂戻の思想を全く含まざる融合案は、一切日本に於て承諾する能はざるものと結論して可なりやと問ひ、日本全權は今茲に提議したる形式以外の融合案は總て承認し能はざるものなりと斷言したるを以て、露國全權も亦、日本の提案は其實質に於て、新たなる形式の下に、軍費拂戻の要求を包含するものにして、該約款なき、他の一切の方案は、日本の受諾する所ならざるべきは明瞭となれり、露國は俘虜給養費以外の軍費拂戻に同意する能はず、從て本案は到底露國の受諾を得べき見込なし』と斷言せり。今や日本は四ヶ條を撤回せんか、或は更に戰を繼續せんか、或は幾分の讓歩を得て之に満足せんかの一出でざるべからず、是に於て日本全權は、先づ露國全權に向ひ、覺書を以て之が正式回答を得ることを求めたるに依り、露國全權は即ち覺書を以て、薩哈連島北部を何等金錢上の補償なくして、露國の保有に委ぬることを條件として、同島南部を日本國に讓與することに同意す、此の場合に於て何等軍事上の措置を執らざるべきことを約すべきものとすと答へ、日本全權は日本國の行ひたる薩哈連島占領を既成の事實として、露國が承認するに於

四ヶ條は第一案
五條の一案
の更改を以て
は皆不成立
に了りたり

講和談判進
行に付テ
の電
の奏電

ては、日本政府は軍費拂戻の要求を撤回するの意向なる旨を通告せり。依て露國全權は更に切然として、皇帝陛下の明截なる命令あるに依り、前掲の條件に同意する能はずと答へたり。是に於て日本全權は南北兩部の分界線を北緯五十度と爲すこと、及軍事上の措置に關する條件、宗谷韃靼兩海峽航通の自由に關する約束は相互的となすことを條件として之を承諾し、四ヶ條の提案は一の薩哈連島兩分説を以て終結を告げたり。即ち第五條第九條第十條第十一條の條項は一の第五條を修正し、薩哈連島の北部を無償を以て露國之を保有し、南部は日本之を領有することを以て終結したるものなり。

樺太割讓と償金問題とは實に講和談判中の最大難關たり、此の難關に逢着するや、ウイツテは、皇帝に對し、『目下の狀態に依れば平和成立の望み少なし、談判愈々成らずんば、之を新聞紙上に公にするの準備をなしたり、又談判は日を経ると共に破裂に近く可きを以て、軍費の募集あらんとを望む、又臣は米國人が露國の軍費募集に應ずるや否やを探查す可し』と電奏し、又『日本は最後まで償金問題を以て我に迫るべし、但し其の内意は薩哈連島北部を我に購買せしめ、十億萬留を得んとするにあ

り』と追電せり。米國大統領は談判の不成功に終らんことを憂へ、此の行惱める形勢を挽回せんとし、八月九日ウイッテを経て、露國皇帝に自己の意見を陳述せる電報を送り、而かも萬一ウイッテに依頼するみにては、或は行違ひを生せんことを恐れ、駐露大使メーヤーに電訓し、同一の電報を露國皇帝に捧呈せしめたり即ち余は陛下が茲に余が陳述し、且つ助言せんとする所は、實に露國の熱心なる友人として行ふものたり、又其の助言は余自から露國の愛國者若しくは政治家たる場合に於て與へんとする所たるを確信し給はんことを切望す。余の知る所によれば、日本人は已に留置軍艦引渡及太平洋露國海軍力制限の二要求を放棄したり、是等は余が露國の當に讓歩すべからざる問題と思考せしところなり、然るに余が驚駭し、且つ欣喜する所は、日本が今や露國にして樺太北半島の還付、及露國捕虜放還に對し、充分の金額を支拂ふに於ては、樺太の半島を還付せんと意向あるを發見したること、是れなり、余は此等の條件の下に、講和の成立を見るを得可くんば、是實に正當にして、毫も體面を傷くる所なきものと信ず、斯の如くにして講和成立し得可きに猶戰爭を繼續するあらば、是實に非常なる不幸ならん。兩國全權協議項目十二個

米國大統領
露國皇帝
の致したる
電報

條中、八個條は雙方同意し、露國の意に合せざる二個條は日本自から之を撤回せんとす、殘餘の二個條に至ては、根本義に於て日本は樺太の北半を還付し、露國は勿論此の還附と露國捕虜とに對し、至當の金額を支拂ふとを得可きなり、此の同意だに成立せば金額の如きは相互協議して之れを決定することを得べしと信ず。余をして再言せしめよ、余は是等の條件の下に相和するの、露國に取りて甚だ利益たるを熱心に感ずるものなるを、蓋し何人も戰爭繼續の結果を豫言し得るものならず、今日和局を結ぶ事、日本に執りても利益あるは疑ひを容れずと雖、余の判斷を以てすれば、露國に執りては一層利益あるを覺ゆ、今日講和ならずして戰爭繼續せんか、日本の財政の困難勿論大なるものあるべし、然かも結局露國は過去三世紀間に於ける、其の臣民の武勇によりて占領し得たる、東部西伯利亞諸州を失はざるを得ざる可し、今回の講和條件は、毫も露國古來の境界を損する所なく、唯日本をして其の三十年間、其自己の領土たりし樺太の部分を回復せしむるに過ぎず。抑々樺太は一の島嶼たり、露國海軍が打撃を蒙りたる今日、自から同島を征服し浦港及東部西伯利亞の安全を保證する爲め、其の北半を保有するが如きは不可能の事たる可し、

惟ふに國民的利益軍事的利益廣大なる人道主義等孰れの點より見るも露國が是等の條件を以て和局を結ぶの賢明にして至當なるを示さざるは無し、余は切に陛下が此の意見を容れ給はんことを希望し、且つ之を上帝に祈願するものなり」と言ひ送れり。

露國皇帝は大統領の電報に對し、八月十日駐米露國大使メイヤー氏の手を経て露國皇帝は其の平和克復の爲めには如何なる手段をも盡さんとするの意あるを明にし、又露國に對し、其の誠實なる友情を示したる米國大統領の希望に副はんが爲め、茲に日本軍の占領せる樺太南半の讓與を承諾せり」と答電せしめ、之と同時に皇帝はウイッテに對し「若し日本が不當の條件を削除せざるに於ては、斷然談判を中止し、大統領に對して其の好意を感謝し歸國すべし」と訓電したり。

露國の強硬的態度を見たる大統領は、一方には日本政府の派出せする金子男に勸告すると同時に、八月十三日駐露米國大使メイヤーに對して第二回の電訓を發し「貴電落掌後、更に第二回の電訓を送る。日本は目下前回募集の軍事公債五千萬弗を米國內に預け居れり、余は敢て再度露國皇帝陛下に助言を試みんとするには非

れども、唯誤解なき様聊か陳述せんとす、余は勿論露帝をして自己の良心に背反する行動を執らしめんと欲せず、唯戰爭繼續せば、露國の勢力歐亞に勃興せる以來、曾て起りたる不幸に比し、一層大なる不幸を齎す可きを以て、皇帝の良心が能く皇帝を導き、以て戰爭繼續を防止せんことを熱望して止まざるなり。露國外務大臣は今日を以て同國は決して償金を支拂はず、又領地を讓與せざる可しと公然宣言したり、余は皇帝が樺太の已に日本人の手に落ちたる今日、斯る宣言を行ふの無意味なるを一考し給はんことを切望す、若し斯の如き理論の下に、戰爭を繼續せんか、勿論何人も其の結果を豫言することを得ざれども、露國に友愛なる諸國に行なはるゝ意見は、皆な戰爭の繼續は獨り樺太のみならず、東部西伯利亞をも失はしむべき確言せざるは無し、戰爭繼續一年の後、愈斯の如くなるに至らば、其の講和條件は必ず露國に真正の不幸を齎さずんば止まざる可し。惟ふに戰爭の繼續が、日本に執りて不可なること余敢て疑はず、而かも露國に執りては一層不可なる可きを信ず、今や體面を損せざる條件の下に、和局を結ぶの機會あり、此の機會を失ふあらば、露國に執り將た全世界に執りて悲しむべき事件にあらずや、余は兩國全權大使が、唯樺

太問題以外各種の點に於て一致したるを聞く、此の二問題は樺太北半の還付に對し、露國より賠償金を支拂ひ、以て決定すべきものなるを覺ゆ、勿論右賠償金額と捕虜に對し支拂ふべき金額とは、更に熟議を重ねて之れを決するを得べく、露國政府が此の賠償を承諾すればとて、或る一定の金額に對し責任を生ずるものにはあらざるなり、又若し日露兩國自ら此の金額に關し、相互の同意を得る能はずとせば、別に露國は佛國若しくは獨逸の官吏を、日本は英國の官吏を各任命し、若しくは任命に同意し、是等をして協議の上兩國全權に報告せしむるも亦可ならずや、是れ蓋し體面を解決する方法なりと信ず、余固より日本が此の提議に同意すべきを保證し得るものに非ざれども、皇帝にして愈、同意せば、余は又自から日本の同意を得るに盡力すべし。余は此の電文が明日の全權會議以前に、皇帝の勅覽を経んことを希望す、余は更に今日の和局成立が將來の大不幸を防止すべきを感ずることを最も痛切に言明せんとす、蓋し茲に提議する所は、唯日露兩國をして、已に實現したる事實に従ひ、行動を執らしめんとするの外求むる所なし、又樺太北半に對する賠償の如きは、更に熟議の上決定すべきものにして、余自から敢て其額を指示し、若しくは

は指示せんと企つるにあらざるなり、若し是等の條件にして拒絶されんか、日本は和を講じ若しくは償金を得るの志を放棄し、樺太、哈爾濱及滿洲鐵道全部を得、且つ之れを保留するに決意せん、是れ日本の東部西比利亞占領を意味するや論を俟たざるなり。余は以爲へらく、斯の如き損害は露國に取りて非常なる不幸なりと、故に余は熱心に露國を此の危険より救はんことを冀ふ、之れに反し上記條件の下に和局成立せば、戦後露國は殆ど何等の損害を蒙むることなく、能く國民的名譽及利益を救ひ、又イワン王以來露人が亞細亞に收めたる結果は、毫末の損傷を蒙むることあらざる可きなり。若し今日に於て講和不成立に終り、日本にして多少を問はず、償金を要求する觀念を放棄せんか、戦局は少なくとも日本が多大の犠牲を生ずべきに係はらず、遂に哈爾濱、浦鹽、東部西比利亞を占領する好機會あるを示せり、局外の觀測者も亦其の正に然る可きものあるを認む、而して事一度茲に至らば、最早日本を放逐すること能はざるや、殆ど瞭々たる者あり、余は上記の提議に基ける平和成立が、全世界及雙方の交戦國より目して希望すべき所たりと雖、就中之が爲め最も利益を蒙るものは、則ち露國たり、又今日此の方法により平和を結ぶは、露國の最

も重大なる利益なるを痛切に言明せんとすと陳述せしめたり、而かも尙ほ露國の態度の頑強なるを見るや、又金子男に親展書を送り、日本の退讓を勸告したり、其の要は「余は日本が樺太問題の爲めに和議を停止するあるも、敢て非難せざるべし、然れども金銭問題の爲めに再び戦争を行はば、獨り償金を得ざる可きのみならず、必ずや米國民及他國民の同情を失はん、故に日本の爲めに謀るに、今日斷然戦争を結了するを利とす、蓋し已に朝鮮、滿洲を支配し、露國艦隊を破滅せしめ、自己の艦隊を二倍し、旅順、大連、滿洲鐵道を得、樺太を占領せる今日、戦勝者として戦争を終結するは、即ち日本の賢明なる所以なり、殊に道德的見地より言はんか、日本は平和を熱望する全世界に對し一の義務を有す、幸に其の戰術のみならず、國際道德に於ても優勝者たるを示さんことを望む、余は高尚にして尊嚴なる總ての物の名を用ひて之を訴ふ、乞ふ此の言を聽かんことを」と言ふにあり。

此の如く露國は頑として讓歩する所無く、ウイツテは又日本も到底讓歩する所無かる可く、結局談判破裂を見るべきを信せりと雖、爲めに談判を中止する必要を認めず、彼は日本に對する外國の同情を冷却せしむるやう談判を進行したり、日本は

遂に金銭の爲め戰ふの汚名を蒙むるべき境遇に陥れり、而して露國の頑固なりしに反し、日本は大統領の勸告に基き、結局退讓するに至りたり。

八月二十三日講和條約調印終了後、ウイツテは外務大臣に向け「日本との條約は他の條約と同じく、唯一般の根義を決定せるのみ、從て各項目が幾多の問題を惹起し來るべきや疑なし、而して本條約の活用如何は、大體に於て最初日露の關係を定むる状態如何によるべく、若し日本人にして我等が眞實に彼等と和睦して生活せんとすることを觀取せば、彼等は亦我等を信するに至る可く、條約に關する諸問題も雙方に満足なる解決を見る可きなり」と電報したり。講和成るや、露國皇帝は或る種の米國品に對し、輸入税を引下げ以て感謝の意を表するに決したり、ウイツテの之を大統領に通告するや、大統領は非常なる觀喜を表せり。當時ウイツテは露帝に電奏して「大統領は余に對し、其の日本に壓迫を加えたること一回のみならず、りしを語り、自己の所見にのみよれば、米露兩國は自然的親友たり、從て各種の手段を盡して相互の研究及兩國間の知識交換を謀るを要すと言明したり」と言へり。講和條約の本問題は已に全く終結を告げたり、是に於て兩國全權は附帶の諸條項

を議定し、滿洲撤兵方法の件、滿洲に於ける雙方鐵道區分點の件、鐵道保護の件、俘虜交換の件、兩國間通商關係の件、滿洲に於ける日露兩國鐵道接續事務協定の件、講和條約批准交換の件、に全く講和會議を結了したり。

以上講和談判の經過及結果を概括すれば、最初日本政府の講和條約原案には第一、露國は日本が韓國に於て政治上軍事上及經濟上卓絶なる利益を有することを承認し、且つ日本が韓國に於ける必要と認むる指導保護及監理の措置を取るに方り之を阻礙又は干渉せざることを約すること、第二、露國は一定の期限内に於て全然滿洲より撤兵し、且つ同地方に於て清國の主權を害し、又は機會均等の主義と相容れざる何等領土上の利益又は專屬的讓與等を拋棄すべきこと、第三、日本は改革及善政の保護の下に、遼東租借以外の滿洲南部を清國に還付すること、第四、日露兩國は清國が滿洲の商工業の發達せんが爲め執るべき一般の措置を妨礙せざる可きこと、第五、薩哈連島を日本に割讓すべきこと、第六、旅大租借地及之に附屬する一切の權利を日本に讓渡すべきこと、第七、哈留賓以南の東清鐵道及之に附屬する一切の權利を日本に讓渡すべきこと、第八、滿洲橫貫鐵道は露國に於て之を保持するを許

すも、約束に違ひ商工業の目的に限り使用すべきこと、第九、露國は戰爭の實費を日本に支拂ふべきこと、第十、中立港に於ける抑留軍艦を日本に引渡すべきこと、第十一、露國は其の極東海軍力の制限を約すべきこと、第十二、沿海州に於ける漁業權を日本臣民に許與すべきこと等に於て、八月一日を以て之を露國全權に交付し、露國全權は十二日を以て之に答へ、是に於て日本の提出條件に全然同意を表したるは單に第四及第八のみにして、第五、第九、第十、第十一に關しては絶対に不同意を表し、其他條項に對しては大體に於ては同意なりと云ふも、皆多少の條件を附せざるはなし、例せば露國は韓國に於ける我が卓絶なる利益と自由行動權を認むるも、同時に露國及露國臣民は韓國に於て絶對的に他の諸國及諸國臣民と均等の權利を享受すること、並に我が自由行動權の行使に關しては、韓國の主權を侵害せざることを條件となしたるが如き、或は旅大租借地及東清鐵道の讓與に付ては、豫め清國の承諾を條件として、殊に東清鐵道に關しては、當時日本軍の占領中に屬する部分のみに限り、而も清國をして之を買收せしむることを提議したるが如き、是れなり。

兩全權討議の結果は、戰爭の目的に關する條件に付ては大體に於て日本の提案の

通り協定を爲し得たるも、戦争の結果より生ずる條件中、薩哈連島割讓軍費償還抑留軍艦引渡及海軍力制限の四條項に付ては、露國全權は其の先例なきこと、或は露國の威嚴に關することを理由とし、絶對に我が要求を拒絶せるを以て、日本全權は抑留軍艦引渡及海軍力制限の二條件を撤回し、其の結果兩國全權に於て、一の妥協案を作成し之に就き協議を進め、即ち日本は薩哈連島の北部を還付し、露國は之に對する報酬として一定の金額を支拂ふことの案を具し、兩國政府の訓令を請ひたれども、露國政府は之に應せず、結局薩哈連島の南部は日本に割讓することを諾するも、軍費又は報償金は全然之が支拂を拒絶し、尙其の前に於て兩國全權は正式會議のみならず、數回の秘密會議を開き、反覆討議を盡したるも、妥協に歸するを得ず、平和の交渉は殆ど絶望の淵に臨みたり、是に於て日本政府は斷然軍費又は報酬金の要求を拋棄し、以て講和條約の成立を見るを得たり。

*A(露國の講和に關する日米交渉)(外務省公示)

在本邦米國公使は本月九日附を以て帝國外務大臣に對し左の照會を爲せり、本使は國務長官の電訓に従ひ閣下に對し左の通牒を爲すの光榮を有す
大統領の所感を以てすれば、今や人類一般の利益の爲め目下の慘憺たる且へ痛嘆すべ

き戦争を終結せしむること能はざるかを見んが爲め大統領に於て努力せざる可らざるの秋方に至れり

合衆國が日露兩國と友好親善の關係を保つや久し合衆國は此兩國の繁榮福祉を祈ると共に此に大國民間の戦争に依り世界の進歩阻碍せらるゝを感ず、故に大統領は日露兩國政府に於て兩國自己の爲めのみならず文明世界全般の利益の爲め相互間に直接の講和談判を開始せんことを切望す
右講和談判は全然兩交戰國に於て直接に之を行ふべく換言すれば即ち日露兩國の全權委員は何等仲介者を求めずして會見し以て此等兩國の代表者に於て講和條件を協定すること能はざるかを見るに至らんこと、是れ大統領の勸告する所なり
大統領は熱心に日本政府に請ふに同政府が此際如上の會合に同意せんことを以てし又露國政府にも等しく同意を求めつゝあり、大統領は講和談判其のものに關しては何等の仲介者を要するを見ずと雖も、若し兩關係國にして會合の時日及び場所に關し豫議を整ふるに付き大統領の力を假るを利ありと爲すに於ては、大統領は正當に爲し得る限り何事にても欣然其任に當らんとす然れども右の豫議とても若し兩國間直接に又は其の他の方法を以て之を整ふことを得ば、是れ大統領に於て固より悦ぶ所なり何となれば、大統領の目的とする所は唯文明世界全體が依て以て平和を來さんことを禱るべき會合の成立に外ならざればなり、本使は此機に附し云々
右に對し帝國外務大臣は本月十日附を以て左の回答を爲せり

本大臣は國務長官閣下の電訓を通牒せられたる本月九日附貴翰を受領するの光榮を有す尙ほ帝國政府の覆答として左の趣を貴國政府へ電致せられんことを請ふ帝國政府は貴翰に記述せられたる合衆國大統領の勸告に對し極めて慎重なる考慮を加へたり是れ其の發意者と其内容とに顧み素より當然に屬す露國との平和は其の確實を充分に保證するに足るべき條件の下に之を復せんことは世界の利益の爲め將又帝國の利益の爲め帝國政府の希望する所なるを以て帝國政府は大統領の勸告に應じ全然兩交戰國間に於て直接に講和條件を商議決定するの目的を以て相互の意に通じ且つ便宜と認めらるべき日時及場所に於て露國全權委員と會同せんが爲め帝國全權委員を任命すべし本大使は此の機に附し云々

第三節 講和條約の調印批准交換及抗敵動作の停止

講和條約は九月五日を以て調印を了れり其條文に曰く

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞皇帝陛下との間及兩國臣民の間に將來平和及親睦あるべし。

第二條 露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て、政事上軍事上及經濟上卓絶な

る利益を有することを承認し、日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を執るに當り、之を阻礙し又は之に干渉せざることとを約す。韓國に於ける露西亞國臣民は、他の外國の臣民、又は人民と全然同様に待遇せらるべく、之を換言すれば最惠國の臣民、又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。

兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲、露韓の國境に於て露西亞又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることとに同意す。

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一 本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より、全然且同時に撤兵すること。

二 前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る滿洲全部を擧げて全然清國專屬の行政に還付すること。
露西亞帝國政府は、清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等

の領土上利益、又は優先的、若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。

第四條 日本國及露西亞國は、清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲、列國に共通する一般の措置を執るに方り、之を阻礙せざることを互に約す。

第五條 露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口・大連並其の附近の領土及領水の租借權、及該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す、露西亞帝國政府は、又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。
日本帝國政府に於ては、前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す。

第六條 露西亞帝國政府は、長春寬城子旅順口間の鐵道、及其の一切の支線並に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産、及同地方に於て該鐵道に

屬し、又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑の補償を受くることなく、且清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。

第七條 日本國及露西亞國は、滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し、決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す。

該制限は、遼東半島租借權が、其効力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし。

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は、交通及運輸を増進し、且之を便宜ならしむるの目的を以て、滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲、成るべく速に別約を締結すべし。

第九條 露西亞帝國政府は、薩哈連島南部及其の附近に於ける一切の島嶼、並該地方に於ける一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に、永遠日本帝國政府に讓與す、其の讓與地域の北方境界は、北緯五十度と定む、該地域の正確なる經界線は、本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし。
日本國及露西亞國は、薩哈連島又は其の附近の島嶼に於ける各目の領地内に、

堡壘其の他之に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す、又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるべき何等の軍事上措置を取らざることを約す。

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付ては、其の不動産を賣却して本國に退去するの自由を留保す、但し該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは、日本國の法律及管轄權に服従することを條件として完全に其の職業に従事し、且つ財産權を行使するに於て支持保護せらるべし、日本國は政事上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し、前記地域に於ける居住權を撤回し、又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す、但し日本國は前記住民の財産權が充分に尊重せらるべきことを約す。

第十一條 露西亞國は日本海、オーツク海及ベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せんが爲、日本國と協定を爲すべきことを約す、前項の約束は前記方面に於て、既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼさざることに雙方同意す。

第十二條 日露通商航海條約は戰爭の爲め廢止せられたるを以て、日本帝國政府及露西亞國政府は現下の戰爭以前に効力を有したる條約を基礎として、新に通商航海條約締結の基礎として、相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す、而して輸入税及輸出税稅關手續通過税及噸税、並一方の代辯者臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る。

第十三條 本條約實施の後、成るべく速かに一切の俘虜は互に之を還付すべし。日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし、一方の政府の收容に係る一切の俘虜は、他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し、同委員又は其の代表者に於て之を受領すべく、而して其の引渡及受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべき便宜の人員、及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし。

日本國政府及露西亞國政府は、俘虜引渡完了の後、成るべく速に俘虜の捕獲又

は投降の日より死亡又は引渡の時に至るまで、之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし、同計算書交換の後、露西亞國は成るべく速かに日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と、露西亞國が同様に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべきことを約す。

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下に於て批准せらるべし、該批准は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に、東京駐劄佛蘭西公使、及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て、日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし、而して其の終の通告の日より本條約は全部を通じて完全の効力を生ずべし、正式の批准交換は成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし。

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り、之を調印すべし、其各本文は全然符合すと雖、其の解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし。

右證據として兩帝國全權委員は茲に本講和條約に記名調印するものなり。

又講和條約第三條及第九條の規定に従ひ左の追加款約を締結せり。

第一 第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は、同時に且講和條約の實施後、直に滿洲の地域より各其の軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す、而して講和條約實施の日より八十箇月の期間内に、兩國の軍隊は遼東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すべし。

前面陣地を占領する兩國軍は、最先に撤退すべし。

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せんが爲め、守備兵を置くの權利を留保す、該守備兵の數は一キヨロメートル毎に二十五名を超過することを得ず、而して日本國及露西亞國軍司令官は前記最大數以内に於て實際の必要に顧み、之に使用せらるべき守備兵の數を雙方の合意を以て成るべく小數に限定すべし、滿洲に於ける日本國及露西亞國軍司令官は、前記の原則に従ひ、撤兵の細目を協定し、成るべく速に且如何なる場合に於ても十八箇月を超へざる期間内に撤兵を實行せんが爲、雙方の合意を以て必要なる措置を執る。

べし。

第二 第九條に付

兩締約國に於て、各任命すべき同數の人員より成る、境界確定委員は本條約實施後成るべく速に薩哈連島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き確定すべし、該委員は地形の許す限り、北緯五十度を以て境界線と爲すことを要す、若し何れかの地點に於て同緯度より變倚するの必要を認むるときは、他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を填補すべし、該委員は讓與中に包含せらるゝ附近島嶼の表、及明細書を調製するの任に當り、且讓與地域の境界を示す地圖を調製し、之に署名すべし、該委員の事業は兩締約國の承認を経ることを要す。

前記追加約款は其の附屬する講和條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし。

是に於て日露兩國全權委員は各本國政府より相當の委任を受け、講和條約の實施に至る迄を有効期限として、兩交戰國間に休戰條款を協定せり、此協定は六箇條よ

り成り、(一)滿洲並に豆滿江方面に於ける兩國軍隊の間に一定の距離區劃地域を定むべし、(二)兩交戰國の一方の海軍は他の一方の領土若くは占領地を砲撃することを得ず、(三)海上の捕獲は休戰の爲めに停止せらるゝことなし、(四)休戰期限中増援兵を戰地に派遣することを得ず、其派遣の途に在る者は日本國に在りては之を奉天以北に、露西亞國に在りては之を哈爾濱以南に送ることを得ず、(五)兩國海陸軍司令官は、前數條の規定に従ひ、雙方合意の上休戰の條件を決定すべし、(六)兩國政府は本議定書を實施せんが爲め講和條約調印後直に其司令官に命令を發すべしと云ふにあり。

日露講和條約の結果及之に附帶せる各條項の實行は日清講和條約實行の場合と、自ら其の趣を異にするものなるが故に、次編に之を詳かにす。

第四編 最近に於ける極東全政局の結果

第一章 日露戦争より生したる諸協約

第一節 日英同盟の擴張

日本の強大なる實力は一戦を経る毎に證明せられ、英國との同盟は嘗に之を繼續するに止めず、其範圍を擴大し、こゝに新同盟協約は成れり、其協約前文に曰く、

日本國政府及び大不列顛國政府は、一千九百二年一月三十日、兩國政府間に締結

せる協約に代ふるに、新約款を以てせんことを希望し、

(イ) 東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること、

(ロ) 清帝國の獨立及び領土保全並に清國に於ける列國の商工業に對する機會

均等主義を確實にし、以て清國に於ける列國の共通利益を維持する事、

(ハ) 東亞及び印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し、並に該地域に於

日英同盟の擴張

ける兩締盟國の特殊利益を防護すること、

を目的とする左の各條を約定せり。

第一條 日本國又は大不列顛國に於て、本協約全文に記述せる權利及び利益の中、何れか危殆に迫るものあるを認むるときは、兩國政府は相互に充分に且隔意なく通告し、其侵迫せられたる權利、又は利益を擁護せんが爲めに、執るべき措置を協同に考量すべし。

第二條 兩締盟國の一方が、挑發することなくして、一國若くは數國より攻撃を受けたるに依り、又は一國若くは數國の侵略的行動により、該締盟國に於て、本協約前文に記述せる其の領土權又は特殊利益を防護せんか爲め、交戦するに至りたるときは、前記の攻撃又は侵略的行動が、何れの地に於て發生するを問はず、他の一方の締盟國は直に來りて、其の同盟國に援助を與へ、協同戰鬥に當り講和も亦双方合意の上に於て之を爲すべし。

第三條 日本國は韓國に於て、政治上軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有するを以て、大不列顛國は日本國が該利益を擁護増進せんが爲め、正當且必要と

認むる指導整理及び保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す、但し該措置は常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざることを要す。

第四條 大不列顛國は印度國境の安全に繋る一切の事項に關し、特殊利益を有するを以て、日本國は前記國境の附近に於て、大不列顛國が其の印度領地を擁護せんが爲め、必要と認むる措置を執るの權利を承認す。

第五條 兩締盟國は孰れも他の一方と協議を経ずして、他國と本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を爲さざるべきことを約定す。

第六條 現時の日露戰爭に對しては、大不列顛國は引續き嚴正中立を維持し、若し他の一國若くは數國が日本國に對し交戦に加るときは、大不列顛國は來りて日本に援助を與へ、協同戰闘に當り講和も亦双方合意の上に於て之を爲すべし。

第七條 兩締盟國の一方が、本協約中に規定する場合に際し、他の一方に兵力的援助を與ふべき條件及該援助の實行方法は、兩締盟國陸海軍當局者に於て協定すべく、又該當局者は相互利害の問題に關し、相互に充分に且隔意なく臨時

協議すべし。

第八條 本條約は第六條の規定と牴觸せざる限り、調印の日より直ちに實施し、十箇年間効力を有す、右十箇年の終了に至る十二箇月前に兩締盟國の孰れよりも、本協約を廢棄するの意思を通告せざるときは、本協約は兩締盟國の一方が廢棄の意思を表示したる當日より、一箇年の終了に至るまで、引續き効力を有す、然れども若し右終了期日に至り、同盟國の一方が現に交戦中なるときは、本同盟は講和の成立に至るまで當然繼續すべし。

即ち新協約の特色及舊協約に比し進められたる程度を概言すれば、東亞及印度の地域に於ける、全局の平和を確保すべき大主義を以て同盟の目的の第一項と爲し、舊協約の極東に於ける現狀及全局平和の維持を目的とするに比較し、目的の及ぶ地域著るしく廣きを加へ、清國の獨立及領土の保全、並に清國に於ける列國商工業の機會均等主義を確實にすることを以て、同盟の目的の第二項と爲し、舊協約の如く韓國の獨立及領土保全に關し記する所なき所以は、日韓の關係的地位に至大の變更ありたることを認めたるが爲めなり、又新協約は新たに東亞及印度の地域

に於ける日英兩國の領土權を保持し、該地域に於ける兩國の特殊利益を防護することを目的の第三項と爲し、同盟の及ぶ地域の極東に限局せず、廣く東亞及特に印度を含むに至れること、これ舊協約に比し著しく進歩したる處なり。

第二節 日露講和條約協定に附帶し韓國及

清國に對する協約

日本の韓國に於ける位地の卓越なるは、前きには日英新協約に依りて確定せられ、今は日露講和條約第一條に依りて確定せられたり、是に於て日韓間に一の協約を訂立せり、即ち日本國政府及韓國政府は兩帝國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめんことを欲し、韓國富強の實を認むるときに至る迄、此の目的を以て左の條項を約定せり。

日清協約

第一條 日本國政府は在東京外務省に依り、今後韓國の外國に對する關係及事務を監理指揮すべく、日本國の外交代表者及領事は外國に於ける韓國の臣民及利益を保護すべし。

第二條 日本國政府は韓國と他國との間に現存する條約の實行を全ふするの

任に當り、韓國政府は今後日本國政府の仲介に由らずして、國際的性質を有する何等の條約若は約束を及さざることを約す。

第三條 日本國政府は其代表者として韓國皇帝陛下の闕下に一名の統監を置く、統監は専ら外交に關する事項を管理する爲め、京城に駐在し、親しく韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す、日本國政府は又韓國の各開港場、及び其他日本國政府の必要と認むる地に理事官を置くの權利を有す、理事官は統監の指揮の下に、從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し、並に本協約の條款を完全に實行する爲め、必要とすべき一切の事務を掌理すべし。

第四條 日本國と韓國との間に現存する條約及約束は本協約の條款に牴觸せざる限り、總て効力を繼續するものとする。

第五條 日本國政府は韓國皇室の安寧と尊嚴を維持することを保證す。

(これより先き明治三十七年八月二十二日、一の協約成立しありたり、其第三項に曰く、韓國政府は外國との條約締結、其他の重要な外交條件、即外國人に對する特權讓與若くは契約等の處理に關しては、豫め日本政府と協議す可し。)

日清協約

一方に於ては日露兩國が講和條約より生ずる共同關係の事項を協定せざるべからず、依て日本政府は小村外務大臣を以て全權委員とし、清國政府に對し交渉を開始し之が協定を爲し、清國政府は露國が日露講和條約第五條及第六條に依り、日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾し、日本國政府は露清兩國間に締約せられたる租借地並鐵道敷設に關する原條約に照し、努めて遵行すべきことを承諾し、將來何等案件の生じたる場合には、隨時清國と協議の上之を定むべしと定め、其末條に於て、二ヶ月以内に批准せらるべきことを規定したり。又滿洲に關する事項の協定を爲せり其協定に曰く、

第一條 清國政府は日露軍隊撤退後、成るべく速かに外國人の住居、及貿易の爲め自ら進みて滿洲に於ける左の都市を開くべきことを約す。

盛京省（鳳凰城 遼陽 新民屯 鐵嶺 通江子 法庫門） 吉林省（長春 寬城子） 吉林 哈爾濱 寧古塔 琿春 三姓） 黑龍省（齊齊哈爾 海拉爾 愛琿 滿洲里）

第二條 清國政府は滿洲に於ける日露兩國軍隊並に鐵道守備兵の成るべく速

に撤退せられんことを切望する旨を言明したるに依り、日本國政府は清國政府の希望に應せんことを欲し、若し露國に於て其鐵道守備兵の撤退を承諾するか、或は露清兩國間に別に適當の方法を協定したるときは、日本政府も同様に照辨すべきことを承諾し、若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し得るに至りたるときは、日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし。

第三條 日本國政府は滿洲に於て撤退したる地方は、直ちに之を清國政府に通知すべく、清國政府は日露條約追加約款に規定せる撤兵期限内と雖、既に上記の如く撤兵完了の通知を得たる、各地方には、自ら其安寧秩序を維持する爲、必要の軍隊を派遣することを得るものとす、日本國軍隊の未だ撤退せざる地方に於て、若し土匪の村落を擾害することある時は、清國地方官も亦相當の兵隊を派遣し、之を勦捕することを得、但し日本國軍隊駐屯地界より二十清里以内に進入することを得ざるものとす。

第四條 日本國政府は軍事上の必要に依り、滿洲に於て占領又は收用したる清

國公有財産は撤兵の際、悉く清國官民に還附し、又不用に歸するものは撤兵前と雖、之を還附することを承諾す。

第五條 清國政府は滿洲に於ける日本軍戦死者の墳墓、及忠魂碑所在地を完全に保護する爲め、總て必要の處置を執るべきことを約す。

第六條 清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め、引續き經營することを承諾す、該鐵道は改良工事完全の日より、(但し)軍隊送還の爲め、遅延すべき期間十二個月を除き、二個年を以て改良工事完成の期限とす、十五個年を以て期限となし、即ち四十九年に至りて止む、右期限に至らば、双方に於て他國の評價人一名を選し、該鐵道の各物件を評價せしめて、清國に賣渡すべし、其の賣渡前に在りて、清國政府の軍隊並に兵器糧食を輸送する場合には、東清鐵道條約に準據して取扱ふべく、又鐵道改良の方法に至ては、日本國の經營擔當者に於て、清國より特派する委員と商議すべきものとす、該鐵道に關する事務は東清鐵道條約に準し、清國政府より委員を派し、査察經理せしむべく、又該鐵道に由り清國公私貨物を運搬す

注意すべき
條項

る運賃に關しては、別に詳細なる規程を設くべきものとす。

第七條 日清兩國政府は、交通及運輸を増進し、且つ之を便易ならしむるの目的を以て、南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務を規定せんか爲め、成るべく速かに別約を締結すべし。

第八條 清國政府は南滿洲鐵道に要する、諸般の材料に對し、各種の税金及釐金を免すべきことを承諾す。

第九條 盛京省内に於て、既に通商場を開設したる營口、及び通商場となすべく約定しあるも、未だ開かれざる安東縣並に奉天府各地方に於て、日本留居地を劃定する方法は、日清兩國官吏に於て別に協議決定すべし。

第十條 清國政府は、日清合同材木會社^Aを設立し、鴨綠江右岸地方に於て森林截伐に従事すること、其地區の廣狹年限の長短、及び會社設立の方法並に合同經營に關する一切の章程は、別に詳細なる約束を取極むべきことを承諾す、日清兩國株主の利權は均等分配を期すべし。

第十一條 滿韓國境貿易に關しては、相互に最惠國の待遇を與ふべきものとす。

第十二條 日清兩國政府は本日調印したる條約及附屬協約の各條に記載せる

一切の事項に關し、相互に最優の待遇を與ふるを承諾す。

本協約は調印の日より効力を生ずべく、且つ本日調印の條約批准せられたるときは、本協約も亦同時に批准せられたるものと看做すべし。

*A(日清合同材木會社に關する取極)

大日本帝國特命全權公使男爵林權助大清國外務部會辦大臣那桐各本國政府の委任を奉じ明治三十八年十二月二十二日即ち光緒三十一年十一月二十六日締結せる滿洲に關する日清條約附屬協約第十條の規定に基き日清合同材木會社の章程を協定するこゝと左の如し

第一條 鴨綠江右岸帽兒山より二十四道溝に至る間該江面を距る六十清里内を劃定して界と爲し奉天より委員を派し日本委員と會同測定して標を立て界を示す界内の木材は日清兩國合資を以て採伐事業を經營するものとす但し會社創業の始めに於ては兩國より委員を派し局を設けて經營し一箇年後一切の事務整頓妥當となりたるを俟ちて兩國より招商承辦せしむべし

第二條 日清合同の材木會社を鴨綠江採木公司と稱す

第三條 本會社の資本を三百萬元として日清兩國より各半額を出資すべし

第四條 本會社は其の總局を安東に設置す又本會社が必要と認むるときは督辦に屆

出の上夫れ、各地に分局を設置することを得

第五條 本會社は從來の清國木把の事業を保全することに同意す因て第一條に聲明せる劃定界内は會社の伐採に歸するも其の界外及渾江の森林は仍ほ從來の清國木把伐採に歸するものとす但し木把の要する資本金は本會社より借入るべし其の採伐せる木材は江浙鐵路公司所要の枕木渾江沿岸居民自用の木材を木把より直接賣收し得るの外其餘は全部會社の買収に歸す會社は市價を按じて之を發賣し任意壟斷するを得ず

第六條 會社自ら伐採せる木材及木把より買収せる木材にして清國政府及清國諸官署に於て之を需用するときは護照を差出し會社より買取るべし但し此場合には會社は實費によりて計算し價格を高むるを得ず

第七條 本會社の存立は二十五箇年とし滿期に至り清國政府に於て會社の事業を尙ほ妥當なりと認むるときは會社は清國政府に出願して期限延長の許可を求むることを得

第八條 本會社に督辦一人を置き奉天督撫より東邊道台に命じて兼任せしめ會社の假營業を監督す又理事長二人を置き日清兩國より各一名を任命し會社一切の業務を經理す其の他の理事技師等は理事長協議の上選任す若し界内に於て入山伐木の爲別國人を兼用するの必要あるときは理事長より豫め督辦の認可を求め之を定むべし

- 第九條 本會社は毎年末に於て其の年内一切の事業報告及び收支計算書を作成し兩國當該官憲に提出して査閲を受くべし
- 第十條 本會社は其の收入中より一切の費用を引去りたる純益の百分の五を報効金として清國政府に上納し殘餘の利益は日清兩國株主の均等分配に歸す會社の費用は任意支出するを得ず期を案じて會社使用人の俸給其の他一切の經費額を豫算し督辦に提出して認可を受くべし
- 第十一條 會社設立に關する一切の辦法は此の大綱議定の後一箇月以内に奉天督撫及在奉天日本總領事より各一名の委員を任命して詳細なる章程を商議せしめ協定の後之を會社に交附して遵照辦理せしめ三箇月以内を限り開業するものとす以後會社に於て別に規則を定むる場合には督辦の認可を経て施行すべし
- 第十二條 本會社の納付すべき木材税は奉天に於て詳細の章程を商議する際兩國委員に於て從來規定の税額を查明し地方官に商議し同意の上酌減すべし但し會社が輸入する機械及び伐木に必要な器具等に就ては一切の税金釐金等を免除すべし
- 第十三條 本會社開業の後には日本國政府は現在の鴨綠江木材廠を全く撤去することに同意す

第三節 露清兩國の内政に及ぼしたる結果

其一 露國の内政に及ぼしたる結果

露國內政組織上の弊害は根本的痼疾にして容易に艾除せられ得べきものにあらず

露國政府改革の動機

す、然れども日露戦争に於ける敗戦の結果は、此の容易ならざる痼疾を根本的に改革せんとするの勢を生ずるに至れり、職工の暴動の如き、蓋し其端を爲したるものなり。露國の識者は戦争の敗績に依らざるも、夙に此の弊害の打破せざるへからざることを切言しありたるものにして、一九〇五年一月頃に至りては、露國に於ける改革運動漸次其度を加り來りたるに當り、ノトウエ、ウレミヤは彼の有名なるカウエーリレの舊稿を掲げて、一^Aの斷案を試み大に國政改革の要を説けり。

當時紛々たりし露國政界の上に去來せる雲行は雨となるか風となるか、危険の分^B子も少なからず、彼のクロボトキン公(クロバトキン大將に非ず)は其所見を發表し、ウラジニル太公の如きも、人民に對する讓歩の必^C至の勢なるを説き、露帝の改革の必用を承認し、詔勅を發布するや、列強の評論も區々に涉れり、一九〇五年八月十九日を以て、露帝の發布したる國會開設の詔勅に曰く、

天佑を保有し、全露西亞、波蘭、芬蘭等に君臨する朕ニコライ第二世茲に汝忠良なる臣民に告ぐ。

抑々吾が露國は、皇帝は臣民に頼り、臣民は皇帝に頼り、互ひに固く一致して國を

* A
* B
* C
* D
露帝の改革詔勅

成したるものなり、上下の一致協同は能く有ゆる艱難を卻け、幾世紀を経て露西亞を創設し、郡縣を統一し、金匱缺くるなく、現在及び將來に於ける有形無形の人文發闡一に之に由らすんばあるべからざるなり。朕は曾て地方の状態を安固にし、以て國家の秩序を完整せんことを期し、忠良なる臣民の親んで隔つるなからんことを望み、千九百六年二月二十六日（露曆以下同之）詔して特に之を召集し、夫の國家の進運を阻礙する官民の不和を解かんが爲め、政府及び地方議會意志の疏通を計りしこと切なるものあり、是れ獨り朕のみならず、朕の皇考及び祖宗亦た此に軫念を勞せられしこと鮮しとせず。茲に皇考祖宗の偉績に鑑み、吾が帝國全土より常に民選議員を召集し、之を國家の最高議政の府に列し、委するに法律案の審議と、歳入歳出總豫算の査定とを以てす。是に於て朕は吾が露西亞帝國の根本法に定めたる獨裁權の神聖を擁護すると共に、朕が國に幸ひせんが爲め、國會開設を是認し、選舉法を制定し、帝國一般に之を施く、但土地の情況に依り例外を存す。

帝國及び芬蘭共通法案に關する議員の審議方法に付ては、別に指示する所あるべし、朕は千九百六年一月中旬までに五十縣及ドン兵州の選出議員を召集するの豫定を以て、議員選舉法細則を按し、朕が裁可を求むべき旨内務大臣に命令せり。朕は將來國會の完整には、専ら慮る所あるべく、若し夫れ國家の福祉と時局に鑑み、國會の改制を要するものあるときは、機宜に應じ速かに之を決行すべし。朕は信ず、國會議員は國民の信を荷ひ、政府と共に樞機に參する者なるが故に、從て亦た朕の信に負はざらむことを期し、自ら責任の大なるを知り、朕の官府及官吏と和衷協同し、吾が母國の福祉に精を勵み、國運の隆盛と臣民の康寧に思を碎き、以て其本分を全うせむことを。朕は茲に國會開設の事業に付、恭しく神助を仰ぎ、神恵に依り、神命に従ひ、君民心を合せ、當今の困難を排し、以て復び昔日の強大を致し、國威を發揚せむこと、朕の深く望む所のものなり。

又十月三十日を以て發布したる詔勅には

我帝都及び其の他の地に不穩混亂の狀あるは、朕が深憂に堪へざるところなり、朕が康寧は國民の康寧と相結んで離るべからず、國民の憂患は即ち朕が憂患なり、今日の狀態は國家の大亂及び帝國の保全統一に對する危険を醸成すること

有名なる十
月三十日の十
詔勅

なきを保すべからず、我帝國に取りて斯の如く危険なる秩序紊亂の狀は、朕全力を盡して之が鎮靜を圖らざるを得ず、是れ實に朕が皇位に對する義務とするところなり、朕は混亂暴擧の直接原因を斷ち、且つ各自平穩に其業務に力を致す處の良民を保護せんが爲め、夫れく措置を採るべきことを各有司に命せり、凡そ社會の安寧を目的とする一般の措置をして有効ならしめんには、各有司が其活動上一致の方針に據るべきは、朕が之を動かし難きことと認めたり、朕即ち茲に左の主義に基き、朕が意を遂行するを政府の職責と爲す、(一)身體の不可侵、並に信教、言論、結社、集社の自由を基礎とする民權を許與すること、(二)目下選舉權行使の範圍外に置かるゝ各階級の國民に選舉權を與ふること、但し既に發令せる國會議員選舉の進行は之を妨げず、普通選舉の主義を確然實行することは新設の立法院をして之を決定せしむべし、(三)凡そ法律は國會の議決を経たるものにあらずれば、有効ならざること、國會議員は行政處分の適法不適法を監督するの權能あることを確保せらるべきこととあり。

露都電報通信社は、此詔勅煥發の飛電に附言して曰く、右詔勅は最良の感覺を生じたりと、

露國は終に敗戰の不幸によりて、其内政組織を根本的に改革するの幸運に會せり、日本が直接に露軍を撃破したるの功は、間接に露國をして政治上革進の機運を促進せしめ、其國柄をして憲法國^Eたらしめたるを思へば、一種の快感に堪へざるものあり。

其二 清國の内政に及ぼしたる結果

一方清國も亦日露戰爭に於ける日本の實力に鑑みる所ありて、立憲國たるの機運を促進し、一九〇六年九月曠古の大詔として、煥發せられたるものを見るに、曰く、七月十三日上諭を奉ず、朕欽んて慈禧端佑康頤昭豫莊誠壽恭欽獻崇熙皇太后の懿旨を奉せり、我か朝國を開きしより以來、列聖相承け、謨烈昭かに垂れ、時に因て損益し、憲典と爲さしめざるは無し、現在各國交通、政治法度、皆彼此相因るの勢ひあり、而して我國の政令久しきを積んで相仍り、日に阽危に處り、憂患迫切す、廣く知識を求め、法制を更訂するに非んば、上は以て祖宗肇造の心に承くる無く、下は

憲政實施の詔勅

清國々政の改革

* E

以て臣庶治平の望を慰むる無し、是を以て前き大臣を簡派し、各國に分赴し、政治を考查せしむ、現に載澤等國に回り陳奏す、皆以へらく國勢の振はさるは實に上下相睽むき、内外隔關し、官は民を保んずる所以を知らず、民は國を衛る所以を知らざるに由る、而して各國の富強なる所以のものは、實に憲法を行ひ、決を公論に取り、君民一體呼吸相通し、博く衆長を採り、權限を明定し、以て財用を籌備し、政務を經畫し、之を黎庶に公にせざる無きに由る、又兼ねて各國相師とし、變通利を盡し、政通民和由て來る有り、時今日に處る、惟時に及び詳晰甄核し、憲政を衍行し、大に之を朝廷に統べ、庶政は諸れを輿論に公にし、以て國家萬年有道の基を立るに有るのみ、但目前規制未だ備はらず、民智未だ開けず、若し操切事に從ひ、徒らに空文を飾らば、何を以て國民に對し、而して大信を昭かにせん、故に積弊を廓清し、責成を明定する、必らず官制より手を入る、亟かに應るに先づ官制を將つて、分別議定し、次第に更張し、並ひに各項の法律を將て、詳慎釐訂し、而して又廣く教育を興し、財政を清理し、武備を整頓し、巡警を普設し、紳民をして國政を明悉せしめ、以て立憲の基礎を預備すべし、内外の臣工をして、切實に振興し、力めて成效を求め、

數年の後、規模粗具るを俟て、情形を查看し、各國の成法を參用し、立憲實行の期限を妥議し、再ひ天下に宣布するを行はん、進歩の遲速を視て、期限の遠近を定む、各省將軍督撫をして、士庶人等に曉諭し、發憤學を爲さしめ、各忠君愛國の義と、合群進化の理とを明かにして、私見を以て、公益を害する勿く、小忿を以て大謀を敗る勿く、秩序を尊崇し、和平を保守し、以て預しめ立憲國民の資格を儲へしむ、厚く望む有り、此を將つて通諭して之を知らしむ、此を欽めり

と、是れ會て日本の已に一たび經驗せしところの大英斷にして、清國覺醒の一大要義なり、大權を朝廷に統べ、庶政を公論に決す、此の一語實に上諭中の精神たり。

尋て兩宮崩祖の不幸あり、一、九〇八年十二月幼帝即位して上諭を發し、又攝政王の鞠躬淬勵に依り、今や著々憲政實施の準備中に在り、其上諭は即ち左の如し、

朕大統を贊承し、登極の禮成る、退て前謨を念ひ、彌々乾惕を深うす、仰ぎ惟るに列聖相傳の治法、天を教し、祖に法り、政を勤め、民を愛するに非ざるは無く、凡そ先朝未だ竟らざるの功教、謹で繼述せざるなし、本年八月一日大行皇帝は、大行太皇太后の懿旨を奉じて均しく内外臣工に飾し、務めて第九ヶ年内に於て各項の豫備

事宜を以て、一律辨齊し、時に屆りて即ち欽定憲法を頒布し、並に議員召集の詔を頒布する等の諭あり、煌々たる聖詔、薄海の同じく欽する所たり、朕及び大小臣工、皆應に恪遵すべきなり、前きの懿旨たる、仍ほ宣統八年を以て限りと爲し、理當さに期に屆つて、必ず行ふべし、内外の諸臣、觀望遷延して、事機を貼誤することを准さず、尙ほ其れ忠義を激發し、精神を淬勵し、憲政をして成立せしめ、朝野安んじて以て仰で、大行太皇太后、大行皇帝の在天の靈を慰め、而して億萬年邦治の基を鞏ふすべし。

* A. ノイウエウレミヤの改革意見

「戦争と我が敗軍とは民衆を警醒して、明かに我が政治組織の根本缺點を看破せしめたり、今や我が政府の失體は昨日までの政府辯護者さへも之を明に認知するに至れり、戦争の激烈なる真最中に、俄然社會の人心を覺醒し、最も熱心に我が國家組織の變革の必要を唱道せしめ思慮ある人士は、皆な露國の國家問題を歐洲の模範に從て解決せんと欲し、我が現今の最も不規律なる、内政の情勢を脱す可き唯一の道は、歐洲諸國と同様の政治上の保障に依據するに在るを認めしめたり」

此論の一節を讀むもの、誰が其現今の新聞論說の文章より拔萃せるものに非ずして、今を距る二十有餘年前に草せられたる故人カウエーリン氏の文集中より政治上の夢幻

の一節を引ききたるものなりと思ふものあらんや、此一節を拔萃せるカウエーリン氏の文章は、惜むらくは全く社會に忘却せられたり、然るに此文章は斯る久しき以前の舊稿なるにも拘らず、恰も昨今起稿せられたる文章の如くに、能く現今我が社會に沸騰せる問題を解答せしむるも何人も所謂「歐洲の模範」に依據して、「政治上の保障」の形式を採用せんとする説の外に他の解答を得る能はざる可し。

故カウエーリン氏の「政治上の夢幻」は、兎に角に現今我が社會に沸騰せる問題に對し能く適切なる論證を有する解答を與へたる者なり、此の解答は歐洲の在來の政體を其儘に移して實施するを以て満足せず、又歐洲の凡ての政體は必ずしも皆今日の露國に違せる者に非ざる事を認むる一般人士にも歓迎せらるゝ卓説なり

第一着に「政治上の夢幻」は、恰も今日と同様なりし、社會の事態に對して激烈なる評論を加へ、社會の真相を其銳利なる筆を以て暴露せり、其證を示さんが爲には氏が描寫せる我が社會の實情と現今官僚政治と評せらるゝ我が行政組織を論評せる説の梗概を擧ぐるより善きはなし、實に故カウエーリン氏は我が社會の情態に關して左の如き説を爲せり、曰く現今政府に對する不信用否な輕侮の念は最も甚だし、正に其極度に達せり、不平不満は社會のあらゆる階級に充滿し、人民の全階級は全く不幸に陥りたり、あらゆる種類の腐敗不道德は社會の上下を通じて最も迅速に蔓延しつゝ、あり表面は國家の法律ありて之を保障するが如くなるも、思想、良心、言論の自由は全く消滅せられ、虚偽、善欺騙は殆んど社會の常態となれり、國家の保護と合法の自由は全く蹂躪せられて

あるゆる壓制暴虐は到る處に行はるゝに至りぬ云々
 カウエーリン氏が我が暗黒なる政府の組織を描寫せる點は一層眞面目なるものあり
 曰く我が政府の現状と位置とは到底これ正當合法の社會秩序と兩立するを得ざるな
 り我が政府は我人民の生活上に虚偽欺詐不法壞亂混濁あらゆる罪惡を惹起せしめ今日
 迄で我政府は只だ君主の叡慮を虚無に歸せしむるの外、何事をも爲すことを得ざりき
 政府と上流社會の虚偽誣詐壓制は民心を錯亂する幾多の幻影を生ぜしめたり實際は
 國家に何等の法律も保障も存せざるを以て唯だ法律上の秩序の外形を有するに過ぎ
 ず政府は國民の生活と思想上の現象事實は何事にも之を疑ひ人民を以て斷えず不
 平を漏さんとする陰險なる仇敵の如くに想像せり無制限なる不法の干渉は一切の事
 に及べり政府は國家と國民と一切の事を犠牲にして行政權を非常に擴張し古今に類
 無き行政上の放縱自儘は其界限を知らざる有様なり上官の界限なき干渉と職務上の
 上下の性質とを一言にて盡せるものなり法律は只だ紙片の上に於て固人の權利を官
 吏の放縱より防護するに過ぎず官吏と長官との關係も亦同様なり行政廳の階段は君
 主の玉座までも達し其階段の高きに從て行政權は益々專横となり人民は其放縱より
 防護せらるゝ何等の道をも有せざるなり行政政府の最高部の威權は長官の命令に非ず
 して是れ官吏が直接に閣下に伏奏して得る所の所謂勅令なるを以て官吏の前に立ち
 ては法律も法術も緘黙せざるを得ざるなり官僚社會には其上下を通じて皆君主最高

權の光輝金箔を有せざるはなし故に上官に對して配下の官吏は何等の權利もある無
 く官吏の人民に對するや無限の專權を以て之に臨めり一切行政廳の政治は其高下に
 論なく皆これ君主の權を行ふものなりとの觀念は我露國の社會に鐵石の如くに凝結
 せり陛下は諸大臣若くは他の高級官吏の考案に依りて決定せられたる事は果して事
 情に適合するや否や又他の諸法律に抵觸せざるや否や等を調査するの道なく之に勅
 裁を與へざるを得ざるなり是に由て勅裁を得て法律の効力を生じたる事が誤謬妄想
 と高級官吏の惡手段に過ぎざる事屢々あり法律と正義とに依れば官吏自ら責任を負
 はざる可からざるものを陛下の責任に歸せしむる如き事あり官吏の責任は法文の間
 隙なるも斯の如き秩序なるを以て實際に官吏の責任を問ふ如きは思ひも寄らぬ次
 第なり陛下の御名を以てする一切の行政は陛下の權を隱蔽し之を蹂躪して專制の權
 は官僚の掌握する所となれり云々
 故カウエーリン氏は我が露國の社會と政治の事態とをかくの如く描寫し來りて更に
 改革斷行の必要を論ぜり曰く我が國は各國と同様に權利の歸する所を司法、行政、立法
 の各部に正當に分配するの必要あり吾人は此三大權を同一目的に歸趣せしめ之を平
 均結合して一體たらしむるの必要を認むるものなり特に我が國民の急須は個人の權
 利及財産の保全、信教の自由、思想言論の自由、行政司法立法各部の專權放縱を制限する
 法律と社會秩序の保障是なり吾人の未だ得る能はざる是等の必要は日々に最も明白
 になり來れり云々

カウエーリン氏は更に露國の國情を叙して歐洲の憲法制度を其まゝ露國に移すは却て露國の社會に有害なるを論述し露國が取る可き政體は一種獨特の政體ならざる可からざるを主張して左の如く論ぜり

露國現今の政府の組織は立法司法の兩部を以て最高行政部に隸屬せしめ各大臣長官は其各部に於て自ら管轄部内の立法者となり居るなり故に一人の勢力ある人物あらんか他は悉く其の所轄の下に歸するを免れざるなり國勢會議(ゴスダールストウエンヌイソウエト)は立法上の職權を有する如くなるも自ら立法上の問題を提出するの權能を有せず只だ他より提出して其議に附せられたるものを討議するに止れり斯の如き制限は皆これ國勢會議の眞意義を滅却せる者なり國勢會議に多數を占め居る議員は軍人、文官、宮内官吏、外交官吏等の老練輩にして世勢に適せざるものゝみなり隨て彼等の多數は立法事務に無能なるや論を待たず左れば中央政府の根本的改革の最先主要の目的は立法司法權兩部に實權を復歸して全く之を獨立せしむると共に行政權を當然の範圍に制限するに在りカウエーリン氏の意見を以てすれば此二箇條の目的は致て歐洲の憲法制度を以てせざるも之を達するに難からず即ち互に全く獨立せる立法司法行政の三大議院を組織するにあり

改革は名稱の上に存するに非ずカウエーリン氏は最近著「官僚政治及び社會」と題する一書に於て今日行はれ居る立法議院たる可き國務會議並に行政議院たる可き大臣會議及び司法議院たる可き元老院を改革せん事を主張せり之を要するに立法司法行政

の事務に應じて三大獨立議院を組織するに在りカウエーリン氏の意見に従へば三議院は是れ決して君主の最高權を制限するものに非ず又國王の機關にあらずして國家の機關なり一議院は司法事務を監視し一議院は國家の内政を料理して三議院何れも皇帝の最高權の下に屬す行政議院の各部には大臣の代りに局長を立て、行政議院の監督の下に屬せしめ行政議院に對して責任を有せしむ可し行政警察檢閱、地方議會、都市知事等は行政議院の直轄に屬せしむ可したゞ外交事務と宮内省とは従前の通りに兩省の事務に屬せしめて經濟並に財政事務と共に行政議院の管轄に屬せしむ可し司法議院は敢て一法衙に非ずして帝國全般の司法事務を管理するにあり又立法議院は帝國の立法問題を總辨して其決定の準備を爲すに在り司法行政等の各部に起りたる一切の立法問題は之を司法行政部より立法議院に移して議決に附し最後の決議を爲さしむ可し法律並に重大なる事件は各議員の議長を経て勅裁を奏請す可し

然るに最も主要なる問題は行政司法立法の三議院の組織成立に關する問題なり三議院は何れも三種の異なる議員より組織せられざる可からず全議員の三分の一は勅選を以て任命せられ他の三分の一は自由選舉に依りて地方議會の議員中より選舉せられ他の一部は勅選議員と地方議院に依りて各種専門家並に知名の人士中より選舉せられざるべからず議員は其一部分づゝを改選して各三議院いづれも四年乃至五年目に全く新議員を以て組織せらるゝこととし同一議員は五年間を経過せざれば再選すべからず議員は選舉若くは選舉せられたる在職期間は轉免を受くることなく又自

己の行動に依りて法廷に責任を負ふの外は自己の思想並に言論に依りて責任を負はず各議院の議長は各議院に於て議員中より二名乃至三名の候補者を選挙して勅裁を以て議長に任命す可し此議院に對しては何等監督後見等を要せず三議院は帝王の最高權に直隸して議長は各議長を以て一切の經畫と決議とを上奏せざるべからず帝王は三議院を統轄して必要に應じて三議院の連合會議を組織して問題を討議せしめ又は三議院の議長の會議を爲さしむ可し三議院は何れも各部の局長候補者を選挙して勅裁を以て任命せざる可からず

是れカウエーリン氏の中央政治改革の意見にて氏は此見地よりして地方政治の改革をも論述せり以上の改革意見は多少非難の點なきに非ざるべきも深く露國の實情を明にする今日の政治家の間には大體に於て異論なき新機軸の卓説なりと云ふ可しカウエーリン氏の論は二十有餘年前の説なりと雖今日に至るも毫も其活力と趣味とを失はず諸新聞諸集會等に於て議論紛々たる今の際に人心を指導するに此上の名説はある可からず

* Bクロボトキン公の所見

地方議會代表者に依りて惹起せられたる憲法要求運動の如何に深大にして如何に廣潤なるやは數言に盡し難し、苟くも教育あるもの數名の集る處、談は直に憲法に及び、現今の大戦争すら、全く邊隅に抛擲せられて話題に上らず、而して一面憲法要求運動は、日に新なる光彩を帯び來り、大學の教授決議案に署名すれば、學生亦同様の決議案を起草

し、若くは之を支持せんが爲め、街頭に示威運動を組織し、既に此種の運動は、聖彼得堡、モスコ、キーエフに於て行はれたり、若し南方に瀾漫せんか、多數の職工之に加はる可きは疑を容れず、強力を以て之を解散せんか、流血の慘を見る可く、其結果の果して那邊に歸着す可きは、何人も豫言する能はざる所なり、勿論守舊黨の之を終熄せしめんとして苦心せるは明なりと雖、今回地方自治體代表者の言明せる憲法の要求には、何等の耳新しき條項あるに非ず、過去四十年彼等は幾度となく同様の希望を表明したりニコラス二世(現帝)の登極するや新希望は喚起せられたり然も此帝更に父の大過失を償はんとするの希望を示さざるのみならず更に多くの新過失を添加したり彼並に彼の閣臣に芬蘭、波蘭、アームニア(アームニア教會を強掠して)シオルシア、地方議會教育に關係あるもの學生到る處不平を醸成せり然も彼の過失は之に止まらず彼の治世には一の著名なる現象あるなり蓋し露國の治者を誘うて一層の良政策を採らしめんと力めたる一勢力は過去十年間に於て常に缺くる處なかりしに拘はらず善に弱き彼は彼の勢力に對抗するの勢力を發見したり故に結局の瞬間となるや彼は常に自己の意志の重量を以て天秤として守舊派に向はしむるの精根を有したりとて次でクロボトキンは地方議會の新人物の如何なるものなるやを説明し彼等は國民教育の合理的基礎を据付け村落の衛生事業を堅固なる土臺の上に置き農夫労働者に對する施療の目的に最も適合する制度を作り人望ある裁判官を選挙したる人物にして地方議會中の或るものは村落に改良せる農具を供給し又は消費組合相互保險等を設けて慈善事業を爲しつゝ、

あり殊に最も注意す可きは地方議會が眞に衆民を憂へる大人物を多く有せるとにして實に地方議會をして言はしむるものは雪中に働きたラスの内に働ける者なるなり斯くて新露西亞なるもの別に生れ來れり此新露西亞は專制を慎み亦地方議會をして專制を憎ましむ其眞摯なる西歐より來れる學說の胚胎せしめたる非專到思想とは趣きを異にするものなりと曰ひ最後に專制政治途に屈す可きかと題して是れ吾人の知る所に非ずと雖守舊派の途に此運動を防止する能はざるに至るは明なり若し彼等に於て速に讓歩せざれば彼等は千八百四十八年二月ルイイリップの學べる教訓を再び學ばざる可からず要するに現下の抑壓を脱するに就きては總ての階級の相協力するを要す夫の熱心に今回の運動を始めたる諸氏は九千萬の農夫に對し新政なるものは政治的權利と共に經濟的改善あることを教へざる可からずと云へり

* C ウラジミル太公の意見

露國のウラジミル太公は、米國某通信員を引見の際露國政府は近き未來に於て人民に對し讓歩を爲さざる可からざる事を語れり太公は一月二十二日露都の暴動に就き述べて曰く「予は外國新聞にて彼等無智の人民殺戮の景況を詳にし頗る喫驚せり彼等は一僧を推戴せる善意ある愛國者の群集が人民の窮狀を皇帝に奏上せん爲め穩當に進行中無情にも政府の爲に街上に虐殺せられたりと報ずれども予はこの平和的群集の背後には無智なる多數の勞働者ありて是等は其の背後にある虛無黨的社會的隱謀の傀儡たりしを知るなり暴民の死屍の隨檢に依り或る僧侶と云ふは假裝せる革命煽動

より全市を救済せんとする方略が不幸にして玉石共に焚くの結果を生じたるは實に憾なきを得ざりき試みに十四萬の暴民等が果して冬宮の門に推し寄せたりと想像せよ佛國革命の當時暴民がウエルセルの宮殿を奪掠したりしと同じく彼等は冬宮を奪掠せしや疑ひ無し」と太公は談を進めて曰く「人民中には憲法を叫ぶものあれども憲法は露國の覆滅分解を意味するものなり露國は未だ憲法制定の時機に達せず帝國人民の大部分を占むる農民につきて試に代議士政治の何物たるを説明せば彼等は全く政府の何者たるを解せざるのみならず政府なる語の意義さへも知らざるべし彼等は唯皇帝あるを知るのみ彼れの爲めには皇帝は萬能なり若し農民に投票權を與へなば其の結果唯だ無政府とならんのみ然れども遮莫改革は必要ならん唯其改革は獨裁政治の下に行はるゝを要す」と太公は又通信員が「獨裁政治の下に民議を表白する機會を得べきや」との質問に對し「然り余は獨裁政治の下に改革の行はれ民議を表白するを得べしと確信す」と繰返し断乎たる調子を以て答へ更に徐るに「人民は直接皇帝に其窮狀及び希望を表白する方法を與へらるべし」と語り續けぬ斯て太公はセームスキソホール(國會)の性質を帯ぶる或機關の設定さるべきを意味せる重大なる豫言的談論を以て會見を終れりと云ふ

* D 露帝の詔勅と列強

露帝の詔勅に關して維也納の諸新聞紙は殆ど筆を揃へて其不完全なるを認め民心を満足せしむるに足らずとせりノイエ・フライエ・プロツモ新聞は「露帝は陸海軍の災厄相

露き又屢々慘狀を呈したる今日に於て猶ほ一も學びたることあらず人民は官僚政治を以て百般弊害の巢窟なりとしれが監督改革を希望せり、然るに新議會は單に諮詢機關たるに止まり露帝は必ずしも其言を聞くを要せず、而して官僚政治は依然として影響を受けざるのみならず今や官僚政治其ものを打破する必要あるに當り改革執行の任を委せられたるは其政府當局者にして議會に非ず、詔勅は獨裁政治の國憲を維持す可しと宣言せり然れども爲に維持せらるゝは腐敗せる官僚政治に外ならず」と云へり。又露國知名の記者プロフツサー・ロイネネルはノイエ・フライエブレツセの夕刊に於て露帝の詔勅に關する意見を發表せり其一節に「此回の制度は全然不可なり斯の如きは似而非なる憲法なり自由主義を抱く處の反對黨は一人として之に満足を表するものなかる可し疑問は各派が之に對して如何なる態度を取るべきかに在つて存せり蓋し守舊派は少數の地方議會員及び現制度を主張する者と共に今回の制度を利用して革命派を離間し專制政府の用を爲す可き國會の組織を見るに努む可く溫和なる自由黨は受動的抵抗を試む可し而して自由黨に至りては其の虚偽の憲法に對し擧げて断然たる攻撃を敢行す可し」と云へり。

獨逸國新聞紙は國會の召集に關する露帝の詔勅が露國に於ける國會制度設置の第一着歩たるを疑はざると同時に今回設置の國會は獨裁制度の下に置かるゝ一箇の討論機關を増設せられたるに過ぎずと論ずるもの多く、フオツシツエ・ツァイツンクは「露帝の眞意は猶依然として全能なり國會の法案提出權質問權及び豫算監督權は有名無實

※

に歸す可く熾なる討論の行はるゝことあるべしと雖苟も皇意に合はざるものは一も實行を見ることなからん」と評したり。

※ 正露國憲法(日露戰爭中露國の敗戦は專制打破の動機となり人民の活動其効を奏し一九〇五年八月終に憲法制定を見るに至れり本文第五五一頁参照)

帝國議會憲章

第一章 議會の組織及び編成

第一條 帝國議會は(露國の)根本法律に依りて閣議を経て最高獨裁權に稟奏せらる可き法律案を編制討論するが爲に設けらる

第二條 帝國議會は議會の選舉法の示す所に基き五箇年の期間露西亞帝國の住民に依りて選舉せられたる議員を以て組織す

第三條 帝國議會は五箇年の期限内に勅令を以て開散せらるゝ事ある可し議會の新選舉は同じく勅令を以て之を定む

第四條 帝國議會の毎歳の開會期及び各年の閉會期間は勅令を以て定む可し

第五條 帝國議會は總會議及び各部會議より成る

第六條 帝國議會の部別は四部より尠からず又八部より多からざる可し各部の議員は二十名より尠からざる可し議會各部の數と其議員の人數を確定し又各部間の事務の處理は議會に於て之を爲す

第七條 帝國議會の合法の組織は左の條件を要す即ち總會議は議員總部の三分の一

第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第一章 日露戰爭より生じたる諸協約

以上の列席者を要す各部會議は其各區所屬議員の過半数を要す
第八條 帝國議員の經費の支出は會計局の經理に關する者とす

第二章 議會及び各部の議長

第九條 帝國議會の議長及び副議長は毎歲其議會に於て議員の中より選舉せらる可し其期限の盡きたる後に同一人は再選せらるゝを得べし議長は第三條に示す場合の外は其新選舉まで議長の職責を行ふ可し第五年目の最後に選舉せられたる議長は其五年の終期迄で自己の職責を行ふ可し議長不在の場合には副議長その職責を行ふ可し

第十條 帝國議會の議長は議會の職務に就きては皇帝の御旨に服す可し

第十一條 帝國議會各部の議長は毎歲其の部屬の議員中より選舉す期限後其者は再選せらるゝ事を得可し

第十二條 帝國議會の行動に關して起りたる一般問題を議するが爲に議長指揮の上
に會議を開く可し此會議に與るは副議長各部の議長並に議會の書記官長及び副書記官等あり

第十三條 帝國議會議員は其就職の際に成規に従て公然たる宣誓を爲す可し

第十四條 帝國議會議員は議會の議事に附せられたる事件に關し討議を爲すの十分の自由を有し自己の選舉人に對し報告を爲すの義務を有せず

第十五條 帝國議會の議員は裁判所の處理に依るの外は其自由を剝奪若くは制限せ

らるゝ事なし且つ負債の爲に自ら拘留せらるゝ事なし

第十六條 帝國議會議員は書面を以て其旨議會の議長に届出で其職を辭する事を得べし

第十七條 帝國議會議員は左記の場合に其資格を喪失す

(イ)露國臣民權の喪失 (ロ)現役軍職に就職

(ハ)定額の俸給を受けて官職に就職 (ニ)被選舉權の因りて生ずる財産の喪失等なり

第十八條 帝國議會議員は前條(第十七條)に記する場合の外、議員選舉法第七條(イ)(ロ)

(ハ)(ニ)(ホ)の諸項に該當する事情の生じたる場合に其資格を失ふ可し

第十九條 議員は左記の場合に議會の議事に加はる事を得ず(甲)議員選舉法第一條(イ)

項に示す刑律違反の嫌疑に依りて檢舉を受け若くは裁判に附せられ又は退職を命

ぜられたる場合(乙)破産の宣告を受け其事件の未決の場合

第二十條 議員は其職責の實行若くは實行の機會に乗じて行ひたる犯罪に就きては

參議院議官職責違反懲戒令に準じて懲戒せらる可し

第二十一條 議員の資格喪失及び議會出席停止の認定は元老院に於て之を爲す

第二十二條 前條(第二十一條)に記する事件は議會の議長の報告に依りて元老院に提出

せられ會議に於て幹事總長の意見に従ひ多數決を以て速決せらる可し若し可否同

數なる時は議長の職責を行ふ議員の意見を以て採決す

第二十三條 帝國議會議員は其開會中日常十留を受く其外議員は毎歲一回一露里五

ハーカーの割を以て其住處より彼得堡間の往復旅費を給せらる
第二十四條 大臣及各主務省長官は帝國議會員たるを得ずと雖議會の集議に臨席して自ら若くは次官を以て或は中央行政各官衙の長官若くは其次官を以て其他大臣及び主務省にて全權を委任したる責任ある者を以て事件に就きての説明を爲すことを得

第二十五條 若し帝國議會の總會或は其部會の一に於て説明の必要を認むる時は前條(第二十四條)記載の説明報告は大臣並に其主務長官の義務たる可し

第四章 議會及び部會の書記官

議會の事務局並に其局長

第二十六條 帝國議會の書記官長及び書記官は五箇年の期限を以て議會の議員中より議會に於て之を選擧す且つ議會所に組織せられて書記官長及び書記官の選舉せらるゝ迄其職務を執行す

第二十七條 帝國議會の各部の書記官は五箇年の期限を以て各部に於て所屬議員の中より選舉す

第二十八條 帝國議會に關する事務を處理する爲に議會に事務局を設く

第二十九條 議會事務局の整理は議會の書記官長其任に當り書記官事務を助く可し
第三條に示したる場合には議會事務局の整理は新議會に於て書記官を選擧する迄で政府の書記官之任す可し

第三十條 議會及び各部の議長が秩序を維持せんが爲に行ふ職務は議會の守衛長及び守衛の任とす

第三十一條 議會の守衛長及び定員令を以て定めらるゝ人員の守衛は議會の議長之を任命す

第三十二條 議會事務局員の任免並に其職務秩序に關する規則は附則として定む

第五章 帝國議會の管掌事例

第三十三條 帝國議會の管掌に屬す可き事例は左の如し

(イ) 法律及び定員令の發布亦は其變改修補効力の停止廢止等要する事件

(ロ) 各省及び主なる官署の經費の豫算歳出入の歳計特別法に基く豫算外の國庫金の支出命令

(ハ) 歳計決算に對する會計検査院の報告

(ニ) 國庫歳入の一部を減じ若くは勅裁を要する財産の拂下

(ホ) 國庫の直接支出を以てす可き鐵道敷設の件

(ヘ) 現行法の例外なる株式會社設立の件

(ト) 特別勅令を以て議會の審議に附せらる可き事件

(註) 地方議會の設けなき地方の地方税の豫算及び賦課並に地方議會市會等に定められたる定額外に地方税並に市税を増額する件も亦帝國議會の管掌に屬す

第三十四條 帝國議會は現行法の改廢並に新法令發布の提議を爲すの權利を有す(第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第一章 日露戦争より生したる諸協約

五十四條より第五十七條)是立法提議は根本法を以て制定せられたる國家制度の原則に及ぼす事を得ず

第三十五條 帝國議會は國務大臣或は主なる官署長官及び其所屬官吏が議會の意見に依りて現行法規違反と認むる時は大臣及び法律上政府に從屬する主なる官署長に其説明報告書を要求する事を得

第六章 帝國議會事務掌理の秩序

第三十六條 帝國議會の議事に附す可き事項は國務大臣及び主なる官署長官又は參議院書記官長之を提出す

第三十七條 帝國議會に提出せられたる事項は議會の各部に於て之を審議し後ち議會の總會議に附す可し

第三十八條 議會の議長及び各部議長は帝國議會の總會議及び各部會議の開會閉會を定む可し

第三十九條 議長は秩序を亂し規則に反する行爲ある議員を制止し又會議の中止及び閉會を爲す事を得

第四十條 帝國議會議員にして秩序を紊亂する者は議場より退去せられ或は一定の期間議會の集議に與るを禁ぜらる可し議員の議員は議會の各部會議或は總會議の決議に依りて議場より退去を命ぜらる事ある可く又議會の總會議の決議に依りて一定の期間議會の集議に與るを禁ぜらる事ある可し

第四十一條 帝國議會の議場には其會議並に各部會議共に議員外の者の入場を許さず

第四十二條 議會の議長は秘密會議の外議會の總會議に一人一名限り新聞社代表者の入場を許す事を得

第四十三條 議會の秘密會議は帝國議會總會議に依りて或は議長の意見にて之を定む國務大臣或は主なる官署長官が議會の議事に附したる其管掌事件が國家の秘密に屬する者なる事を通告せる場合に議會の議長は其意見を以て總會議を秘密會議と爲す事を得

第四十四條 帝國議會の總會議の議事は凡て之を速記せしむ而して議會の議長の許可するに於ては秘密會議の報告の外は之を新聞紙上に掲載する事を許さる

第四十五條 帝國議會の秘密會議の議事録中より若し會議が議長の處理若くは議會の決議に依りて秘密會議に附せられたる場合には議長が公に爲すを得ると認めたる者若し會議が國務大臣或は主なる官署長官に依りて秘密會議とせられたる場合には彼等の公に爲すを得ると認めたる者を公表す

第四十六條 國務大臣或は主なる官署長官は帝國議會の議事に附したる其管掌に關する事件を撤回する事を得然れども議會より起されたる立法問題の議會に提出せられたる者は國務大臣並に主なる官署長官は議會總會議の同意を得るに非ざれば之を撤回する事を得ず

第四十七條 議會の總會に於て議員の多數に依りて賛同せられたる議案は之を議
會の決議と認む此決議には議案に對する議會の賛否を明示するを要す
第四十八條 議會にて審議せられたる立法草案は議會の決議を以て之を帝國參議院
に廻附す可し其議案は參議院に於て審議したる後、第四十九條に示す場合の外に議
會の決議を経ると共に參議院の確定を得たる者として勅裁を仰ぐ可し
第四十九條 帝國議會及び帝國參議院の總會に於て議員三分の二以上の多數にて
否決せられたる立法草案は之を提出せる當該國務大臣或は主なる官署長官に選附
し若し勅裁を経るに於ては之を増補修正したる後再び立法部に提出するを得べし
第五十條 帝國參議院が若し帝國議會の決議に賛成し難きを認むる時は參議院の總
會議の議決に依りて參議院の意思を議會の決議とを調和せしむる爲に參議院及び
議會の總會の選舉を以て各同數の協議員を選び是に委す可し此協議員會には參議
院議長或は參議員部長の一人議長たる可し
第五十一條 協議員會に於て調成せられたる一部の決議案は最初帝國議會の總會に
提出し後帝國參議院の總會に提出す可し若し一致せられたる決議が未だ盡さざる
時は是を帝國議會の總會に還附す可し
第五十二條 帝國議會の會議が出席議員定數(第七條)に満たざる爲め會議を成立せざ
る時は審議に附せられたる議案は其二週内に新に議事に附す可し若し此期間に
議事に附せられず或は議會の會議が出席定員數に満たざる爲め再び成立せざる時

は當該國務大臣或は主なる官署の長官は必要と認むる時は其議案を議會の決議を
待たず之を審議する爲め帝國參議院に提出する事を得

第五十三條 帝國議會の審議に附せられたる議事に議會の議事進行の遅延に對し皇
帝の注意ある場合には帝國參議院は議會が決議を爲す可き期限を定む可し若し議
會が其定められたる期間に其決議を通告せざる時は參議院に於て議會の決議を待
たず其議案を審議す

第五十四條 帝國議會の議員は現行法律の改廢並に新法律の發布に關し議會の議長
に書面を以て建議を爲す事を得其建議には改廢を要する法律の原文或は新法律の
草案に説明書を添附す可し若し此建議が議員三十名以上の記名ある場合には議長
は之を提出者の部會の審議に附す可し

第五十五條 帝國議會の部會に於て現行法律の改廢或は新法律の發布に關する議案
討議の時日は其建議書の原本並に關係書類と共に其議事のある日なくも一箇月前
に其建議に關係を有する國務大臣並に主なる官署長若しくは關係ある場合には參議
院書記官長に通告す可し

第五十六條 若し國務大臣或は主なる官署長若しくは參議院書記長が(第五十五條)現行
法律の改廢には新法律發布に關する帝國議會の意見に同意する時は其議案の成立
を期す可し

第五十七條 若し國務大臣或は主なる官署長若しくは參議院書記官長が議會の部會を

通過し後帝國議會の總會に於て議員三分の二以上の賛成を得たる現行法律の改廢或は新法律發布を希望する説に同意せざる時は議會の議長は之を帝國參議院に提出し參議院は勅裁を仰ぐ可し其立法議案成立進行の勅裁ある場合には調査當該國務大臣或は主なる官署長官若くは參議院書記官長に其直接調査を命ぜらる可し

第五十八條 帝國議會の議院は國務大臣或は重なる官署長官並に其所屬官吏の現行法律違反の報告説明に關し書面を以て、議會の議長に建議する事を得此建議は其法律違反が何れに存するやを示さざる可らず若し建議に三十名以上記名ある時は議會の議長は之を議會の總會に附す可し

第五十九條 帝國議會總會議に於て多數を以て可決せられたる建議關係を有する國務大臣は主なる官署長官に通告す

第六十條 國務大臣或は主なる官署長官は其通告を受けたる一箇月以内に帝國議會に必要なる通知及び説明を爲す可し若し其通知説明を與ふるを得ざる場合には其原由を議會に通告す可し

第六十一條 帝國議會が若し其總會の三分の二以上の多數を以て國務大臣或は主なる官署長官の通告に同意する能はざる時は參議官を経て其事件を上奏す

第六十二條 帝國議會の内部の秩序管掌事務と第十二條に示す協議會の順序其他議會事務局の責任と事務章程等の詳細に關しては命令を以て別に之を定む可し

第五十三條 前條記する所の命令は政府を公示す可し

第四節 亞細亞問題に關する相互協商

其一 日佛協約

日佛協約

日佛兩國政府は相互の誤解を避けんか爲め、一の協約を締結せり、即ち日本國政府及佛蘭西國政府は清國の獨立及領土の保全、並清國に於て各國の商業に臣民又は人民に對する均等待遇の主義を尊重することに同意なるに依り、且兩締約國も主權保護權又は占有權を有する領域に近邇せる清帝國の該地方に於て、秩序及平和事態の確保せらるゝことを特に顧念するに依り、兩締約國の亞細亞大陸に於ける相互の地位並領土權を保持せむか爲、前記諸地方に於ける平和及安寧を確保するの目的に對し、互に相支持することを約す。』と協定したり。(一九〇七年六月十日)

佛國外務大臣の演説

佛國外務大臣は代議院に於て、カステラン伯の質問に答へ、協約及宣言書の全文を朗讀し、本協約が新に亞細亞の平和を永久に保障し、一方には兩國特種の利益を確認するものなりと述べたる後、語を次で曰く、日本を以て他に野心を懐くものなりと疑ひ、又は誣ふるものあるも、日本は斯の如くにして是等の猜疑誣言を一掃し、極東に於ける事態を混亂し、又は變更することを欲せざるの意思を表明す、而して

日佛兩國政府が相互に約束したるの意思を表明す、而して日佛兩國政府が相互に約束したる援助は其精神目的の方法に於ても、全く平和的なり、此協約は又單獨のものにあらずして、同様の精神と目的を以て遠からず完結せらるべき、露國との交渉とも相關連し、已に成立せる日英同盟、日本と印度との條約、英佛の協商、露佛同盟等の増補ともなり、清國に對する獨逸伊及び米國の政策にも適ふものなり。と。又外務大臣は宣言書の主旨を陳述したる後、本宣言の條理に適合せる事は、別に辯を要せず、日本が世界の大国たるべき權利を獲得せしことは、既に久しく、特に七年前文明諸國が清國の變亂に對し、秩序と安寧を確立せんとせし際、日本は其大なる活動を以て、列國の伍伴たるべき權利を得たり、本大臣は自分特別の地位よりして、特に之を聲明することを得べし、當時若し日本及び他國の協同なくば、本大臣は確に本日此演壇に登りて、此演説を爲すことを得ざるべしと論せり。

尙ほ外務大臣は終りに臨み、歐洲に於ける政策が世界的となれる本世紀に於て本協約は實に佛國の平和的事業と、亞細亞に於ける兩國領土の安全とに對し、新に保障を與ふるものにして、列國協同の利益にも適合するものなり、本大臣は我政府と

同じく、我議會に於ても之も承認せられんことを希望すと述べたり。

其二 日露協約

日露協約

日露戦争の後、兩帝國政府は相互の誤解及其原因を一掃せんことに一致し、一の協約を締結せり、即ち其第一條に於て「締約國の一方は、他の一方の現在に於ける、領土保全を尊重することを約す（又締約國間に階本を交換せる締約國と、清國との現行諸條約及契約より生ずる、一切の權利（但し機會均等主義に反せざる權利に限る）並に一千九百五年九月五日即露曆八月二十三日ポウツマスに於て調印せられたる條約及日本國と露西亞國との間に締結せられたる、諸特殊條約より生ずる一切の權利は互に尊重することを約す」と定め、其第二條に於て、兩締約國は清國の獨立及領土保全、並に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し、且自國の執り得べき一切の平和的手段に依り、現状の存續及前記主義の確立を擁護支持することとを約す」と協定したり。

本協約締結に付き、當局者の説明に依れば「日露戦役は是れ全く兩國自衛の爲めにして、毫も侵掠主義に出たるものにあらず、一旦平和克復に歸せしも、露國は日本か

ポーツマス條約に満足せず、必ず再び事を構ふるならんと、眞面目に杞憂するものあれば、其反對に是非日本に復讐せんと開戦論を主張するものあり、環視の列國中にもポーツマス條約を一時の休戦條約の如くに誤認し、日露の平和は遠からずして再び破裂すへしと云ふものあり、然るに日露兩國政府の見る所は之と異なり、再び干戈を交ふる等の意なきは勿論、今に於て將來兩國衝突の原因を避け、永久の平和を確立せんとの意見期せずして一致し、昨年(一九〇六年)十二月頃より露都に於て交渉を開始し、二月に至りて協約の基礎たる具體的の草案成り、爾來交渉に交渉を重ね、先月中旬には、大體に於て、其案確定し之に關聯するの手續を済まし、先月三十日に至りて漸く調印を了れり、協約の内容は彼の如く至極簡單なるか、其の中には無量の意味を含有せり、左れば已むを得ずして、砲煙彈雨の間に相見えたる勇敢なる敵も、將來は親密なる朋友として手を携へ、互に尊敬の念を以て、戰場に別れたる兩國民は、之より親愛の情を以て交はるといふ結果を生ずるに至らん、又此度の協約に就て清國は非常に之を憂慮し居れりと傳ふるものあれども、これ全然杞憂に過ぎず、清國の領土保全及び機會均等主義の擁護か、英獨協商に其端を開き、舊日

日英同盟により、永續的に認められ、次て新日英同盟、日佛協約成り、遂に今回の日露協約に依りて一層の保障を重ねることゝなれり、或は世には日本は協約に依り、露國の外蒙古を占有することを承認し居れりとて邪推を爲すものあれど、此の如きことは明白に事實無根なりと斷言するを憚らず、協約に所謂清國の領土保全及清國の商工業に於ける機會均等主義は、清國全部に亘りて有効なるは勿論、外蒙古も亦其例外にあらず、斯かる次第なれば、清國も理由なき誤解を抱かず、日本が誠心清國の保全を希望し、延て東亞全局の平和を維持するに努めつゝあることを信して、之に一點の疑惑を抱かざるを望む』と言へり。

ノーウエ、ウレミヤは曾て言を爲して曰く、日露の講和は一時の休戦のみと、かゝる思想は當時露國の人士間に唱道されたる一種の信條の如く、漁業問題にも、俘虜費問題にも、日露鐵道連絡問題にも、日露親善の徵候よりも寧ろ反感の少からざりしは事實なり。されども大勢の推移は、此の如き謬見誤解の原因を除去せんことを勉むるの必用を感ずるに至りたるものなり。

日露間の日露通商航海條約、漁業條約、日露鐵道連絡協定の如き、仔細に點檢し來れ

*EFD

*CD

*B

ば、日露は日露戦争以前に於ける日英又は日米の如き歩調を整ふるの勢を馴致するの憑左を認むることを得べし。

其三 英露協商

英露協約

※G

※H I J

※K

中央亞細亞特に阿富汗方面に於ける英露の關係は、約一世紀に涉り、兩國當事者をして憂慮措く能はさらしめたるものなり、波斯方面に在ては、英露の利害に加ふるに獨逸の關係、獨逸のバグナツド鐵道^{H I J}の爲めと、波斯に對する獨逸の活動の爲めとを以てし、西藏^K方面に在りては、英露の關係に少なからざる紛争の種因を存するものなるが、英露協商は實に此の三方面に於ける協定を遂げ兩國の關係に一新紀元を開きたるものなり。其波斯に關する協定に曰く、

- 一、英國政府及び露國政府は波斯の領土保全、及び領土を互に尊重すべく、又他國民の商工業をして均等の便益を享有せしむるの主義を永遠に維持すべし。
- 二、英國はカスリシリン(ケルマンシャ)の西方なる國境に在り(より始まりイスマハン・エズド・カクク)を経てベルシャ國境に於ける露西亞アフガニスタン兩國々境の交叉地點に至る界線の外方に於て、政治上又は商業上の特權讓與を

求め、又は支持せざることを約す。

- 三、露國はアフガニスタンの國境より始まりガジツク・ピルジャンド・ケルマンを経てパンクルバスに至る界線の外方に於て、同様の特權讓與を求め、又は支持せざることを約す。

- 四、英國及露國は第二項及び第三項に掲げたる兩界線の間、に介在する地域に於て互に豫め協約を経ずして、他の一方の臣民に對する特權讓與を妨礙するの行動を執らざることを約す。

又其二阿富汗に關する協定に曰く、

- 一、英國政府はアフガニスタンに於て、單は平和的旨意を以て、其勢力を行使すること、を約す、又英國政府自ら露國を侵迫する措置を執り、若はアフガニスタンに援助を與へて、該措置を執らしむること、なかるべし。
- 二、露國はアフガニスタンを以て露國の勢力範圍外に在ることを承認し、アフガニスタンとの政治上の關係は、英國政府を経て之を處理すること、及びアフガニスタンに代表者を派遣せざることを約す。